

午前10時00分 開会

議長（野口哲男君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第5号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

10番（萩野忠好君） 9月に入っても日中は暑いのでございますけれども、朝夕はすっかり秋らしい季節となってまいりました。しかし、私ののどは一向にさわやかになりませんが、お聞き苦しいことはお許しいただきたいと思っております。

まず議長に、質問の最後の5と6を入れかえていただくことをお願い申し上げたいと思っております。

まず1の、国旗・国歌・祝日についての質問であります。

過去、議会の中で国旗・国歌については、各議員から随分質問もありまして、また、さきの6月議会におきましても15番議員から、入学式と卒業式などで国歌を数人しか歌っていないではないかと、徹底した指導を教育委員会に求めました。このたびの衆議院選挙の応援におきましても、鹿児島で民主党の大会がございました。そのときに小沢一郎副代表も出席したその会場の中で、日本の国旗を、二つを切り裂いて一つに張った、そういうことが報道されておりました。これは、日本人としてまことに恥ずかしく、本当に言語道断であります。国を愛する、また人を愛する、人を敬う、そして義務を果たすなどの昔の道徳的なこの考えが、日本人に現在失われているということは、まことに残念でなりません。また、今回の選挙におきましても、民主党が与党になりました。その民主党議員の中に日教組出身という人もいますようであります。そういうことで、今後の国旗・国歌について学習指導要領が変わらなければよいと私は危惧しているところであります。

このようなことを考えると、さきの議会からケーブルテレビによってこの議会中継を取り入れてまいりました。私は、市民も国旗・国歌について考えていただきたく、今回、祝日も入れて、あえて一般質問の項目に入れましたので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、別府市教育委員会は、国旗・国歌に関する法律、いわゆる国旗・国歌法についてどのように考えているのか伺います。

学校教育課長（寺岡悌二君） お答えいたします。

国旗・国歌法は、平成11年8月13日に公布、即日施行され、第1条に、「国旗は、日章旗とする」、第2条に、「国歌は、『君が代』とする」と、日本の国旗・国歌を定める法律であります。学校に対しましては、学習指導要領に基づき、これまでどおり国旗・国歌の指導に努めるよう指導してまいりたいと考えております。

10番（萩野忠好君） この国歌・国旗、これができるときに採決に当たりましては、与党の賛成はもちろんです。民主党の中でも数十人が賛成したということをお聞きいたしております。この法律について、再三議会でも守っていくべきと発言をされておりますが、特に学校関係では守られていない状況であります。今日まで教育委員会として国歌・国旗についてどのように指導されたのか、伺います。

学校教育課長（寺岡悌二君） お答えいたします。

教育委員会では、学校における国旗・国歌の指導に当たりましては、各学校に対し校長より全教職員がその意義等の共通理解を図るよう努め、学習指導要領に即した適切な指導を行うよう、指導の徹底を図っているところでございます。

10番（萩野忠好君） 学習指導要領では、これについては指導するということが決められています。学校側は職務上守るべきことと思うのですが、教育委員会としてはどのように今後考えているのですか。

学校教育課長（寺岡悌二君） お答えいたします。

学校では、学習指導要領を基準として校長が教育課程を編成します。これに基づき教職員は、国旗・国歌に関する指導を含め教育指導を行うという職務上の責務がございますので、教育委員会としましても、学習指導要領に基づいて指導すべきであると認識しているところでございます。

10番(萩野忠好君) 国旗・国歌について校長会などで会議をしたという、この議会においても回答がありました。あれば、その内容、回数あるいは時期について、わかれば教えてください。

学校教育課長(寺岡悌二君) お答えいたします。

校長会における国旗・国歌の指導につきましては、随時検討課題として協議をしております。特に卒業式等を開催する時期に、事前指導を含めて指導のあり方について協議をしているところであります。

10番(萩野忠好君) しかし、協議だけをしていても、それが実施されなければ意味がありません。決められたことをしない場合は、処罰はあるのですか。

学校教育課長(寺岡悌二君) お答えいたします。

教員が決められた教育指導を実施するという職務上の責務があるにもかかわらず、特に逸脱した行為が認められる場合には、地方公務員法に基づき処分の対象となりますが、個々の事案に応じて問題となる行為の内容等を総合的に考慮して適切に判断されることになっております。

10番(萩野忠好君) 処罰については、東京都、そのほかの都市で実際に処罰があったということも聞いております。一番問題になっているのは、学校で国歌を歌わない人がいまだ多い。だから、学校では本当にこの国歌について教えているのだろうかという不安もあります。

それからまた、伴奏についても、今全部テープで流しております。以前は、私たちはピアノ演奏もあった時代があったのですけれども、今はそれはありません。しかし、卒業式、入学式において、入学式ではないですね、卒業式だけだと思いますが、学校で生徒が歌うところがあります。そういうときには生徒が実際ピアノを弾きます。それから先生もピアノを弾くときもあります。そういうときだけピアノ演奏する。しかし、国歌の場合はピアノ演奏しない。やっぱり今後、ぜひ教育委員会の方でピアノ演奏するように努力していただきたいと思います。教育委員会の見解を伺います。

学校教育課長(寺岡悌二君) お答えいたします。

学校では、他の教育活動と同様に国歌の指導も決められた教育課程の中で教えていかなくってはなりませんので、校長会等を通じて不信に思われることのないよう適切に指導してまいり所存でございます。

10番(萩野忠好君) 今後は、この議会で国歌・国旗について守られていないとか、あるいはいろんな質疑が出ないようにお願い申し上げたいと思います。これは、今後の教育委員会のやる気が問われ、正念場でもあります。できない状況があれば、責務を果たさないこととなりますので、処罰の対象にもなってまいります。教育委員会の強い決意を伺って、この項を終わらせていただきます。

教育長(郷司義明君) お答えいたします。

国旗・国歌については、議員の御指摘にございましたように、この議会でもこれまでいろいろ議員さんから指摘をされておりますし、また6月議会では、先ほどお話がございましたように、15番議員さんから大変厳しい指摘をされております。これまでの指導等については、学校教育課長が答弁をしたわけでございますが、教育委員会としましても、学校に校長を通して指導の徹底をお願いしますということだけではなくて、今後は教育委員会も一体となって、学校と一緒にこの指導の徹底を図っていく必要があるのでは

ないかというふうに思っております。そして、当面の目標としましては、来年の3月の卒業式は、別府の市内の学校の卒業式は大変感動を得る卒業式であったと言えるような卒業式を目指して頑張っていく決意でございます。

10番(萩野忠好君) 今、郷司教育長の強い決意を聞きまして、私もうれしく思っております。郷司教育長におきましては、学校の統廃合の問題あるいは学校の施設整備、学力の向上、国旗・国歌などのいろんな問題が多く出されまして、御苦労とは思いますが。そして、いつも郷司教育長は原稿を見なくて、そして自分の思いをそのまま素直に回答されていることには、私は深く敬意を表するものであります。ぜひ、今後ますますの皆さんの御活躍と御健闘をお祈りいたしまして、次の「祝日」に入ります。

次は、祝日についてであります。祝日について、国旗を玄関先に掲げる家庭が、現在少なくなっております。これはやはり核家族化のあらわれと思うのですが、また振替休日そして国民の休日などによりまして、本来の国民の祝日に対する意識が、これは失われてきているのではないかというふうに思います。これも、非常に残念なことであります。

そこで、年間の祝日とその意味について述べてください。

秘書広報課長(釜塚秀樹君) お答えいたします。

国民の祝日につきましては、国民の祝日に関する法律に定められております。法律の趣旨につきまして、第1条で、「自由と平和を求めてやまない国民が、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな世界を築き上げるために、国民こぞって祝い、感謝し、または祈念する日を定め、これを『国民の祝日』と名づける」と定義されております。

1月1日の元日から、12月23日までの天皇誕生日まで、15日間は「国民の祝日」として定められております。

幾つか趣旨を申し上げますと、9月21日の敬老の日は、「多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う日」でございます。11月23日の勤労感謝の日は、「勤労をたっぴ、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう日」とございます。

10番(萩野忠好君) それぞれの祝日にはいろいろな意義があると思いますが、そしてまた戦後におきまして、この祝日がふえてまいりました。しかし、この国旗の掲揚を強要・強制するものではありませんが、国民の祝日の義務を理解し、多くの家庭で国旗を掲揚して祝意をあらわしてほしいと考える一人であります。建国記念の日や勤労感謝の日などは、大切な由来があります。

そこで、国民の祝日の意義について、市民への啓発はどのように思っているのでしょうか。

秘書広報課長(釜塚秀樹君) お答えいたします。

昨今の国民の休日は、ハッピーマンデー制度の導入や振替休日のように連休がふえることにより、観光その他の事業にとりましてはプラス面がある一方、歴史的に意味のある祝日の意義が薄れているのではという御意見もございます。市民の啓発につきましては、どのような啓発ができるのか、調査・研究させていただきたいと考えております。

10番(萩野忠好君) ぜひ今後は国旗掲揚についても、昔のように祝日の意義と感謝の気持ちをあらわしてほしいと思っております。各いろいろな団体に機会があれば、そのこともお伝えを願いたいと思っております。

それでは、次の2番の別府市の医療体制について、質問させていただきます。

今、全国的に医療機関においてはいろいろと問題が生じております。病院や診療科目のないところもありまして、加えて地域の医師不足が報じられています。別府市においては、幸いに病院も多くありますけれども、災害や事故発生が生じた場合、受け入れ態勢は大丈夫でしょうか。また、昨年から発生した新型インフルエンザが最流行となっております。今日、ことしの12月までに大分県内では30万人がかかるという、国内に四、五人に1人

はかかるそうです。日本の死者も8人ということ聞いております。

そこで、ことしになって新型インフルエンザ対策として、別府市はどのような対策をしてきたのか伺います。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

別府市の対応としましては、ことしの4月に世界的に新型インフルエンザが発生後、4月28日に別府市新型インフルエンザ対策本部を設置させていただきました。これまでに、9回の本部会議を開催しているところです。対策本部として実施してきたことが、3点ほどあります。市民や各団体へのホームページ、ケーブルテレビ、市報等での情報の発信、それから対策用品の発注、保険所等との連絡会議の開催というふうな形のことが主な対応になってきております。

なお、対策用品につきましては、発注をかけておりますが、現在まだすべてが入荷している状況にはないのが残念なところです。

10番（萩野忠好君） きのうの厚生労働省の発表で、8月末から9月6日までの1週間に新型インフルエンザで休校が100、学年閉鎖169、学級閉鎖503、計772件となっていると報告を聞きました。学校でのインフルエンザ対策は、どのようになっていますか。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

昨日の質問にも教育委員会の方が答えておりますが、学校内外での手洗い、うがい等の徹底を指導しております。それから、感染者が出た場合の対応等について、保護者等への周知を図っております。それに、対策用品の整備という形を進めているところであります。

10番（萩野忠好君） 予防のための用品確保が大事であります。聞くところによると治療薬はまだ不足していると聞いておりますが、別府市はどのようになっていますか。

保健医療課長（伊藤慶典君） 用品につきましては、当初予算と6月補正とで予算をいただきましたので、随時発注をかけてきたところであります。ですが、全国的に発注がかかっておりまして、品薄状態が続いております。特にマスクそれから手指消毒液、防護服等が入荷時期が未確定という状況になっております。

それから、今回の新型インフルエンザで効果があるということが立証されていますタミフル、リレンザといった抗インフルエンザ治療薬につきましては、大分県内で47万人分が一応確保できているということで県の発表がされております。

それから予防用のワクチンですが、現在報道等でも出ておりますが、国の方で国内生産が間に合うのが1,900万人分ということで、すべての国民、希望する国民に接種ができないという状況ですので、優先順位等について今検討がなされているというところです。この優先順位につきましては、確定ではございませんが、感染すると重症化するおそれのある妊婦さんや乳幼児、それから人工透析などを受けている基礎疾患のある方、さらには治療に当たる医療関係者などが優先接種されるのではないかとこの見込みです。

10番（萩野忠好君） 9月8日の大分合同新聞に、新型インフルエンザの重症化患者の受け入れのできる医療機関の数が、47都道府県のうち27都道府県しか把握できてないということが載っております。この別府において治療に当たる医師の数あるいは病院数は、別府市はどのようになっているのか伺います。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

別府市内の医療機関の総数は、ことし3月末時点で154医療機関あります。病床数につきましては3,026となっております。ただし、これは総数でありまして、内科を中心に治療をしていただいている状況がありますが、医師の資格等にもよりまして、専門でなくても治療していただいているところもございますので、明確に医療機関数というのは、ちょっと把握ができてない状況にあります。ただ、他市に比べて医療機関というのは、御

存じのとおり別府市においてはある程度恵まれた状況があるわけですが、今後の発生状況によりまして、場合によってはちょっと医師が不足したり医療機関が不足したりということも考えられないことはないというふうに思っております。

10番（萩野忠好君） 今後ますますこのインフルエンザもふえてくるということですが、今後についての考えはどのようになっていますか。

保健医療課長（伊藤慶典君） 先ほど議員さんもおっしゃられたように、このインフルエンザは10月中旬をピークに全国で4人に1人が感染するのではないかというふうに言われております。しかし、今回の新型インフルエンザは、症状、治療方法ともに季節性のものとほとんど同様ということですので、病気そのものに対しての過度の反応は余りないのではないかと思われています。ただ、感染力が非常に強いことで、集団感染が起こりますと、社会機能の維持が非常に難しくなる状況が考えられます。これらのことを踏まえまして、流行期に備えて住民の皆さんへの適切な情報提供、それから感染者への適切な対応、各団体との連携強化、社会機能の維持などを進めていきたいと考えております。

10番（萩野忠好君） 今後の新型インフルエンザについては、常に情報を取り入れて、そして準備や対策については万全の体制を整えていただきたいと思います。

それでは次の質問ですが、今全国的に産科、お産する病院ですね、それから小児科が非常に医師不足と言われておりますが、別府市の現況はどのようになっていますか。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

別府市内でお産を扱う産科は4、小児科は11医療機関となっております。人口10万人当たりの医師数で見ますと、産科医は、全国平均が8.5人、県平均が7.5人に対して別府市内は8.9人となっております。小児科医は、全国平均が24.3人、県平均が12.8人に対し別府市は21.8人となっております。どちらも全国平均並みではありますが、県内だけで見ますと、かなり他の市町村よりは充足されている状況にあります。産科医が全国的に激減してきた理由としましては、時間的な制限がなく、激務である上に医療事故等により訴訟になるケースがふえてきたということが言われております。

10番（萩野忠好君） 全国的に見ると平均並み、県内においてはいい方ということで、安心はしました。

それでは、別府の病院で日曜の休診があります。日曜日の休診において、どれくらいの患者が診察を受けているのか、また医師会との連絡はどのようになっていますか。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

別府市では、別府市医師会と休日当番医について契約を結んでいます。日曜、祝日、年末年始に基本的には1日に内科が2、小児科が1、計3医療機関が診療に当たっていただいております。平成20年度の実績では70日が対象となっており、延べ236医療機関で7,637人の患者さんが利用しております。1日平均にしますと、109名ということになります。

また医師会との連携ですが、毎月別府地域保健委員会の運営委員会を開催しておりますので、その際に行政と医療機関ということで意見交換はさせていただいている状況であります。

10番（萩野忠好君） 別府市の医師会さんといろんな協議もされて、また日曜日においても観光客などが来られたとき、そういう日曜日の当番医の方々によって安心できるということもありますので、今後、この別府市の医療体制についても万全を期していただきたいと思います。

以上で別府市の医療体制を終わりました、次は雇用対策について質問させていただきます。

今回の衆議院選挙で、自民党それから民主党のいろいろなマニフェストが出ておりまし

た。しかし、ハローワークが発表している有効求人倍率は、全国と大分県で0.44ポイント、別府管内では0.34ポイントと、雇用環境が大変悪化している現状であります。国の雇用施策についてはどのようなものがあり、実施状況などはどのようになっているのか、教えてください。

商工課長（永井正之君） お答えいたします。

国の雇用施策につきましては、企業等に対する雇用維持の対策、離職者等に対する再就職の支援、そして新たな雇用創出事業対策などが主な柱となっております。

まず、企業等に対する雇用維持対策の補助制度として、事業主を対象とする雇用調整助成金制度がございます。これは、企業収益の悪化により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用を維持する場合に、事業主に対してその賃金等の一部が国から助成されるものでございます。

次に、離職者に対する再就職支援の主な対策としては、本年度の国の一時補正で新たに創出をされました緊急人材育成就職支援基金がございます。これは雇用保険の受給資格のない非正規離職者や長期失業者などに対する新たなセーフティネットとして、今後3年間基金を造成し、ハローワークが中心となって職業訓練、再就職、そして生活の支援を総合的に行うものでございます。この制度につきましては、本年7月から実施をされたものでございます。具体的には、一定の条件を満たせば公共職業訓練や民間の職業訓練も受講できまして、その受講中の生活保障として訓練生活支援給付金の支給を受けられます。また、条件によっては金融機関から訓練生活支援の資金融資も利用できるようになってございます。この点につきましては、ハローワークに確認いたしましたところ、現在、別府管内でこの制度の利用者は10人とお聞きしてございます。

次に、雇用創出対策として安定的な雇用を目的とするふるさと雇用再生特別交付金事業と、次の雇用までにいわゆるつなぎ就労を目的とする緊急雇用創出事業がございます。特にこの緊急雇用創出事業につきましては、雇用状況の悪化によりまして、さらなる一時的な雇用の受け皿を確保する必要があるということから、国の特別交付金が3,000億円拡充をされてございます。その他、雇用と住居を失った失業者に対する職業安定資金融資制度などがございます。

10番（萩野忠好君） せっかくあるのですが、別府市でこの雇用施策を受けてない人が多いのではないかと思います。大分県においてふるさと雇用再生特別交付金事業推進一環として、5月に民間事業者を対象に「おおいた次世代ニュービジネスプラン」を公募したとありました。県内でそのうち18事業が採択されていますが、この公募の経緯と別府市関連の事業の具体的内容はどのようなものになっていますか。

商工課長（永井正之君） お答えいたします。

このプランは、国から県へふるさと雇用再生特別交付金48億円が交付をされてございます。その分、県の割り振り分が24億円ございまして、これを活用して21年度から23年度まで3カ年間に安定的な雇用を創出するという施策の一つでございます。この事業につきましては、民間事業やNPO法人等への委託事業となっております。当初、予算内で県が予定した事業は、もうすでにNPO法人や民間企業等に委託をされ、事業がスタートしてございます。しかしながら、この事業自体、民間企業等の新規事業の展開を支援する、そして地域社会の発展や再生を促し、安定的な雇用へつなげるという目的を持ってございますので、今回は県の企画事業以外で民間企業さんやNPO法人等が、日ごろから温めている事業をみずから企画提案してもらうということで公募されたものでございます。事業費は、3年間で8億円を充てる予定となっております。募集期間は、ことしの5月から6月末まででございます。県内で161件の応募があったようでございます。そのうち、議員さん御指摘のように18件が採択をされてございます。その18件で105人

の新たな雇用創出がなされる予定でございます。

なお、この18件のうち別府市からも3事業が採択をされてございます。その具体的内容でございますが、別府市の3事業は介護福祉分野で、三菱商事太陽株式会社さんの県内障がい者施設授産製品Webサイトの運営事業、また観光分野で2件ございまして、明礬の湯の花PROJECTさんの温泉ブランド創出支援事業、そしてNPO法人ハットウ・オンバクさんのおおいた・じねたび事業の3事業でございます。この3事業で、3年間で24人程度の新規雇用が創出されるというふうに計画をされてございます。

10番（萩野忠好君） これについては、別府でこの事業を受けられる人が出たということは、これは大変喜ばしいことであります。働く人もそれだけふえるわけですから、今後についてもこういういろいろな新規の事業ができれば、いろいろ応募をしていたきたいと思います。と思っています。

次に雇用対策について、こういうふうに国の施策に基づきまして、県あるいは各市町村で雇用創出事業の取り組みが今なされておりますが、国の政策に対応した別府市の雇用創出事業は、どのように計画されているのでしょうか。

商工課長（永井正之君） お答えいたします。

国の施策に対応した別府市の雇用対策ということでございます。今年度の当初予算で緊急雇用創出事業4事業を計上させていただきました。6月補正で2事業、そして6月補正ではふるさと雇用再生特別交付金事業を1事業、計7事業で現在実施させていただいております。これにより3年間で155人の新規雇用を創出するというので、今進めてございます。さらに、5月に国の緊急雇用創出事業臨時特別交付金、先ほど3,000億円が積み増しされたということで、別府市には6月15日付で県より4,800万円の内示がございました。この今回の補正でこの内示を受けて新たに11事業と既存の1事業の拡充を行いまして、3年間で321人の新たに雇用する機会を創出したいということで、今議会で補正予算を計上させていただいております。議決をいただければ、緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別交付金事業の両事業で、本年度、県補助金の内示額を上回る1億1,683万2,000円の予算額で18事業を展開することとなります。県事業、県補助金は、年度ごとに配分をされますけれども、この18事業により23年度まで3カ年でございますが、トータル476人の新規雇用の機会を創出したいと今計画をし、事業にかかってございます。

10番（萩野忠好君） このように国の緊急雇用創出事業臨時特別交付金によって、年間、別府市におきましても平均150人の雇用がある、そして3年間で476人の新規雇用があるとなっておりますので、これは大変いいことであります。現在、就職先もなかなかないということで失業者も多くなっております。また、雇用においても、経済が非常に厳しい状況でどうなるかわからないという状況もあります。ぜひこれはまた今後も頑張っ、いろいろな雇用に対する事業を展開していただきたいと思っています。

それでは、その同じ雇用問題ですが、障がい者に対しての質問をさせていただきます。

全国で障がい者と言われる身体・知的・精神の3障がいについて、それぞれ何人いると把握しておりますか。我が別府市内は、この3障がいについても何人になっておりますか。わかれば教えてください。

障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

「障害者白書」の平成21年度版に基づいて、概数ですけれども御報告いたしたいと思います。

まず、身体障がい者の方が366万人、知的障がい者の方が55万人、それから精神障がい者の方が303万人で、合計724万人ということになっております。国民の約5.6%ですけれども、何らかの障がいを持たれており、この中で65歳以上の方が44.6

%を占めております。また、ちなみに、別府市における各障害者手帳所持者数は、身体障がい者の方が7,016人、知的障がい者の方が103人、精神障がい者の方が530人、合計で8,349人となっております。

10番(萩野忠好君) 全国で724万人、別府市におきましても8,000人以上ということになっております。しかし、その中で全国的にも知的・精神障がい者の雇用が非常に少ないのです。身体障害者の雇用は、二つの障がいに比べると雇用されているようであり、しかし、日本の法律の中でもこの障害者の雇用の促進に関する法律というのがございまして、この法定雇用率について説明をしていただきたいと思います。そして、別府市においては障がい者が現在何人雇用されているのでしょうか。

障害福祉課長(岩尾邦雄君) お答えをいたします。

国におきましては、障がい者の雇用の促進に関する法律が、これは昭和35年に法律第123号で制定されておきまして、現在に至っております。

なお、精神障がい者につきましては、平成18年4月1日から、その数値が実質雇用率に算入されております。また法定雇用率につきましては、民間企業、国及び地方公共団体は、障がい者の雇用の促進に関して法定雇用率が示されておきまして、一般の民間企業で常用労働者数56人以上の規模で1.8%、それから特殊法人では常用労働者数48人以上の規模で2.1%、国及び地方公共団体で職員数が48人以上の機関で2.1%、ただし、都道府県等の教育委員会で2.0%。この雇用率を目指して雇用することが義務づけられております。

次に、別府市における障がい者の雇用についてですが、市長部局での雇用率は、平成21年6月1日時点で2.6%となっております。実人員は、身体障がい者13人となっております。

10番(萩野忠好君) 身体障がい者はそういうふうになっているのですが、別府市におきましても、知的障がい者の雇用は一つもありません。知的、精神障がい者ができるいろいろな仕事もあります。簡単な事務的整理あるいは清掃、手作業による仕事などが十分できるわけでありまして、別府市において行っている仕事の中で障がい者、知的、精神にできる雇用をぜひふやしてほしいと思っております。市の今後の考え、あるいはこの対策についてはどのように考えていますか。

障害福祉課長(岩尾邦雄君) お答えをいたします。

就労につきましては、障がいの有無にかかわらずだれにでも得意なこと、そうでないこととがあり、また経験が少なく上手にこなせないこともあります。障がいがあるから就労は難しいという先入観にとらわれず、チャレンジできる機会が、また場所があることが重要と考えております。平成21年4月から別府市におきましては、精神障がい者の方が1人臨時職員として雇用され、大分市では精神障がい者1人が嘱託職員として雇用されております。大分県庁では、平成20年度から知的障がいをお持ちの方が非常勤職員としての雇用が実現しております。

雇用の場の確保につきましては、事業主に御理解をいただくための働きかけをハローワーク職員、大分障害者職業センター職員、商工会議所職員などが参加をしております別府市障害者自立支援協議会などを通じて実施していきたいと考えております。

なお、地方自治法施行令の一部が改正され、地方公共団体が行う契約で随意契約によることができる場合として、障がい者支援施設等から物品を買い入れる契約に加え、新たに役務の提供を受ける契約が可能となりましたので、この制度の活用について関係部署への周知を行いたいと考えております。

10番(萩野忠好君) 再三申し上げますが、この雇用について、やはり身体、知的、精神、なかなか現在は少ない状況であります。特に知的、精神におきましては、先ほど申

上げましたように、別府市においてもなかなか雇用がありません。そういうことで、今後についてはぜひ知的、精神の方にもふやすように努力をしていただきたいと思います。

それから、障がい者団体あるいは施設の関係者などこの雇用について話し合ったことがありますか。あれば、どのような意見だったのか教えてください。

障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

別府市障害者自立支援協議会の部会組織として、就労支援専門部会があります。その構成メンバーは、大分障害者職業センター、障害者施設、東部保健所職員及び有識者、精神保健福祉士などとなっており、平成20年度は、「精神障害者の雇用・就労を支える別府フォーラム」を開催するための実施協議などを行った実績があります。今後も、障害のある方の就労及び雇用問題に関して協議・検討の場として、就労支援専門部会を活用したいと考えております。

10番（萩野忠好君） それぞれの施設などと、よくいろいろなお話し合いをして、今後もいつてほしいと思います。

福祉関係、それから障がい者には優しくとよく言われておりますけれども、現状はよくなっておりません。国、県、市において、今後の福祉のあり方を考え、反省することが大事と思っております。いずれ、我々も高齢者になっていくわけでありまして、またいつ障がいを持つようになるかもしれません。健常者は、障がい者に対して今後も温かく支援していただくようお願いを申し上げまして、この項を終わらせていただきます。

次の、近鉄百貨店、南小学校、野口小学校の跡地についてであります。まず最初に野口小学校のお話をお聞きしたいと思います。

旧野口小学校の跡地については、今年度どのようなスケジュールで整備を行っていくのか、伺います。

教育総務課参事（末吉正明君） お答えいたします。

さきの3月議会におきまして、旧野口小学校跡地の整備を9月から着手するとの答弁をさせていただきましたが、今年度、各小・中学校の校舎及び体育館の耐震化工事を行っており、各体育館利用者より、利用について配慮してほしいとの声がありまして、工事着手時期を12月に変更いたしております。整備内容といたしましては、木造の特別教室棟、幼稚園舎、プール等を解体撤去し、体育館の耐震化、管理棟の改修を計画いたしております。また、整備予算といたしましては、7,988万6,000円となっております。

10番（萩野忠好君） それから、私が、これはもうずっと前ですけども、旧南小学校跡地の校舎を何とか空いているので利用させていたらどうか、各団体に募集して、そして貸せばいいのではないかとということ、この議会でも申し上げました。しかし、教育委員会は「だめだ」ということで続けておりましたが、今回、この野口小学校の跡地は、各団体に貸すということになってまいりまして、これは大変いいことだと思っております。

今年度の旧野口小学校跡地の整備概要などがわかりましたら、これは次年度もこの跡地の整備をする予定はあるのですか。

教育総務課参事（御手洗 茂君） お答えいたします。

来年22年度は、教室棟の整備を予定しております。この教室棟の改修につきましては、市内の社会教育団体やNPO法人等団体約100団体にアンケートを実施させていただきました。約70団体から御回答をいただきました。この内容は、この施設を使用する際にどのような施設を希望するかというものでございます。一例といたしまして、教室を4分割した広さを団体の事務所として1年間通して借用したい等の希望もあります。多くの御意見・御希望のすべてを受け入れることは難しいとは思いますが、大いに参考にしたいと考えております。

10番（萩野忠好君） 来年度も、こういういろいろな整備をしていくということであ

ります。ぜひ皆さん方に喜ばれるそういう整備と、それから各団体にまた募集をされるということでございますので、いい方向にいきますように祈念いたしております。

それでは、次に南小学校の跡地についてでございますが、これは南部地域については、人口の流出、それから少子・高齢化によって空き店舗の増加などがありました。その結果、地域全体が低迷して、南部発展のため住民は行政に十数年前から「何とかしてほしい」ということを言ってまいりました。しかし、過去2回南部振興計画案ができましたけれども、行政の甘い考え方によりまして断念をしております。今回もまた南部発展のため、旧南小学校跡地と教育委員会移転により活性化をする計画ができてきましたが、本議会におきまして各議員の質問によって、当局に聞きましたが、これは白紙にはしないけれども、今後見直していくということが回答されました。これ以上私が質問しても質問のしようがないのでありますけれども、しかし、これを聞いた南部住民は、また行政によってだまされたと不快感を示し、また怒りをあらわすと思います。南部住民は、こういうことがあれば、ますます行政に対しての不信感が強くなるばかりです。

私も質問を用意いたしました。この一般質問において6人の議員が南小跡地の質問をされました。私はくじ運が悪く、この最後の方で同じ質問が重なってまいりましたので省略させていただきましたが、今後についての、次のことを肝に銘じて別府市は考えていただきたいということを申し上げます。

1、計画の策定に当たっては、財政面を見てできることのみ発表してください。余り地域住民や市民に夢だけを持たせないでください。

2、計画案を作成するときには、地元の話をよく聞いて、そして専門員のメンバーも入れてください。

3、うそは言わない。発表した計画は、必ず実行すること。

4、多目的ホール、体育館などは、高齢者、障がい者の利用を考えれば、必ず1階につくってほしい。

5、各課にはいろいろと要望書が今後も出されることが多いと思います。事前にこの内容については、双方で十分な打ち合わせをして受け取ってください。

今回、南小跡地の建設と教育委員会などの移転については、南部の方から早期の要望書が出されました。これは当初からの南部の検討委員会のメンバーは知らないという人も多く、一部の人だったということで不満を聞いております。同じメンバーでありますので、仲間割れをしないように、そしてできるものははっきりとお願いしたいと思っております。そういうことで、今後の手続きを十分注意しながらやってください。

それから最後に、今後の南小学校跡地活性化は、当初より定住人口の増加と複合施設による交流人口増の計画でありましたので、見直し案がこれに沿って早く策定され、地域発展に寄与できるものを建設してほしい。強く要望して、この南小学校跡地を終わります。

最後に、近鉄百貨店跡地についてお尋ねします。

この近鉄百貨店跡地では、昨日も議員からありましたが、複合マンション建設が非常におくれております。進む気配が一向にありません。この地域は、別府の駅前通りに面した重要な場所に位置しております。中心市街地活性化、それから市全部の活性化にとっても重要な場所と考えております。これについて、現時点でどのように思っておりますか。答弁をお願いします。

ONSENツーリズム部長（古庄 剛君） お答えいたします。

10番議員御指摘のとおり近鉄跡地の複合マンション建設計画につきましては、中心市街地事業の中で、基本計画の中で定住人口の増というような観点から、計画の核となる事業でございます。現在、諸般の事情によりまして着工がおくれていることは事実でございます。現在、昨日も御説明申し上げましたが、当該地の所有地であるマンション開発業者

が、建設に向け関係機関と協議しているところでございますので、現時点におきましては、行政といたしましては、この結果を見定めた上で市としての対応を考えていきたいというふうに考えております。

10番(萩野忠好君) 確かに本多産建の方は、このマンション計画をあきらめてないというのはわかります。しかし、昨今のこの経済状況を考えて、なかなか厳しいものがあり、やはり建設がどうなるかなと我々は不安を抱いております。今言いましたように、別府の駅前通りは別府の顔であります。それで、本多産建さんが、失礼ながら建設を中止といった場合に、別府市は今後どのようにしていくのか。そういうこともぜひ考えていただきたい。きょうは、答弁は要りません。しかし、そういう場合においては、私はやはりあの一等地は別府市が本当は前々買い取っていけばよかったなという思いはあります。そして、今後においても市の方もなかなか財政面が厳しい折であります。市民にいろいろお話をし、市民に募ってでもそういうことが出た場合には、用地確保も考えていただきたいということであり、以上で、この項を終わります。

もう時間もありません。最後に、公園についてお尋ねを申し上げます。

北浜公園が立派にリニューアルしたことは、大変よいことだったと思います。ベンチも間仕切りがあります。公園内で平ベンチでホームレスがよく寝ている姿を見ますが、この別府市の公園内にある間仕切りのあるベンチは、ぜひ今後もつくってほしいと思っております。現在、何カ所ありますか。

公園緑地課長(上村雅樹君) お答えいたします。

現在のところ、5月にリニューアルオープンいたしました北浜公園のみとなっております。11基設置しております。このベンチにつきましては、3人がけのタイプでありまして、1人分の座席スペースをエチケットバーというもので明確に分けまして、寝ころんで利用ができないというような状態になっております。

また、今後利用の形態や要望が多い公園等につきましては、設置を検討してまいりたいと考えております。

10番(萩野忠好君) 今後ベンチをつくるには、この間仕切りのあるベンチをぜひつくってほしいと思います。間仕切りがないと、やはりホームレスさんもそこに来ていろいろ利用することがありますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、別府公園のトイレについてですが、現在、東側と北側の2カ所がございますが、ある人が、あそこでいろいろ催し物があるのにちょっと遠いということで、特にこの南西側の方にはトイレがない。これは、利用する人が不便を来しているのでぜひつくっていただくようにという強い要望がありました。これについて、どうですか。

公園緑地課長(上村雅樹君) お答えいたします。

今、議員さんが言われましたように、別府公園にはトイレが2カ所しかございません。その中で南西側がなく、利用者の皆様に御不便をおかけしております。トイレの整備につきましては、年次計画で改修等を行っております。他の公園のトイレの改修計画というものもございますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

議長(野口哲男君) 時間がありませんので、簡潔に。

10番(萩野忠好君) 今、もろもろと私も質問をさせていただきました。ぜひ本当、執行部の皆さんも大変であります。元気を出して大いに頑張ってくださいたいことを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

29番(首藤 正君) けさ目が覚めまして、きょうの一般質問で旧南小学校の跡地の問題を市長に問うということで、現地に行って参りました。先般お伺いしたときは、校庭、裏庭、草ぼうぼうで本当に見られない状況で寂しい思いがしましたが、けさ行ってみますと、教育委員会がきれいに草を刈ってしまっていて、すがすがしい思いをいたしましたけれども、

その跡地の中からにじむような声が聞こえてきました。「浜田市長、私は苦しい。泣いています。早く私を利用して南部地区の住民の方、別府市民の方々が喜ぶ施設をつくってほしい」という、にじむ声が私には聞こえてきました。

これから私は、市長の市民に対する公約、マニフェストをお伺いしますけれども、この南小の跡地は基本方針、基本計画を地元を示して、そして今日までできました。地元の方々は、この基本方針、基本計画に皆賛同して、そしてやってこられた。これは、市長の市民に対する公約の一つであります。その点だけはぜひ忘れないでほしいということで、これから市長の市民に対する公約をお聞きしてまいりたいと思います。

平成19年4月に市長選、当然、私らの市議選もありまして、ちょうどことしの4月で折り返し点に達しました。そこで、市長が市民に公約したマニフェスト。これが、現在どのような進捗状況で推移しているのか、そしてどのような成果をおさめているのか、その点からお伺いしていきたいと思います。簡潔に答弁をください。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

南小跡地の問題につきましては、また後でしっかりと私の考え、また今後説明責任を果たすために、地元の皆さんにしっかりと経過を報告する機会を早急に持ちたい、こういう思いでございますので、そのときにはまた御理解をいただきたいと思っております。

今御質問をいただきました平成19年4月市長選以来、市長マニフェスト、この平成20年度の進捗状況と成果について報告をさせていただきます。

平成19年度に策定したマニフェストは、大きく7項目あります。もう内容的には簡単にいえますが、まず「効率的な行財政運営、行財政改革をさらに進めます」。この項目につきましては、第2次行政改革推進計画に取り組み、4年間で全体目標額を上回る57億8,700万円の削減効果を達成いたしました。また職員数につきましては、定員適正化計画を策定いたしまして、平成22年4月1日の目標数値である職員数の1,030人を1年前倒して達成をしている状況であります。

次に、「産・学・官と市民との協働のまちづくり」。協力して働くという言葉を使わせていただいておりますが、この「産・学・官と市民との協働のまちづくり、さらなるONS ENツーリズムの推進」、このことを上げております。この項目につきましては、泉都別府ツーリズム支援事業によるまちづくり団体等の事業の支援、泉都まちづくりネットワークの参加者の増加、地域通貨「泉都（セント）」の実施等によりまして、まちづくり活動の推進を行ってまいりました。また中心市街地の活性化につきましては、昨年7月に基本計画の認定を受けることができました。中心市街地の新たな魅力創出に今取り組んでいる状況でございます。

次の、「市民の健康と福祉の向上を進めます」。この項目につきましては、本年7月に北部地区の子育て支援拠点施設として内蔵保育所及び北部子育て支援センター「どれみ」の複合施設の「すきっぷパーク」を整備いたしました。また、長年の懸案でありました保健センターにつきましては、平成22年12月開所を目標に今作業を進めており、本市の福祉と医療の充実を図ってまいりたい、このように考えております。

次の、「教育と文化の向上を目指します」、この項目につきましては、教育補助者の増員、いじめ対策の一環としてのスクールサポーターの配置、それから図書司書の配置によりまして、学校図書館の充実に取り組む中で児童・生徒へのきめ細かな指導の充実、またいじめの件数の減少、児童・生徒の図書館利用が2倍以上増加をしたという事業成果を上げております。

次の、「環境にやさしいまちづくりを進めます」、この項目では、棚田百選に選ばれた内成地区の田園自然環境保全整備事業の実施、また北浜公園のリニューアルを初めとした緑をつくる、この計画の推進に取り組んでまいりました。

次に、「安心で安全なまちづくりを進めます」、この項目においては、JR亀川駅のバリアフリー化を進めました。平成22年度に駅の東側と西側を結ぶ自由通路の建設、また西側駅前広場の整備、平成23年度に東側の駅前広場の完成を目指しております。また、吉弘踏切の取り付け道路整備に着手をいたしまして、平成22年3月の開通、これを目指しております。

最後に、「温泉科学博物館の建設」も上げておりますが、財政負担また市全体の事業の優先度などのやはり課題もありまして、唯一事業が進んでいない状況であることは事実でございます。

したがって、市長マニフェストの具体的な項目の達成状況につきましては、17事業のうち実施中である事業は11事業、達成済みの事業は5事業、検討中が1事業となっております。以上です。ありがとうございました。

29番(首藤 正君) ここに、「市民の皆様との約束 市長マニフェスト」ということでホームページにもこれが記載されまして、その資料を私もここに持ってありますけれども、この内容を精査させていただきました。この2年間、市長の公約の進捗状況、私なりにおおむねに良好に推移している、このように受け取っております。ただし、最後の温泉科学博物館。これの方針は、やっぱり市民が大きく期待している問題ですから、早く示す必要があるのではないかと思います。

ただ、これから、今、市長から成果を説明していただきましたけれども、最初の第1項の効率的な行政運営、行財政改革について、その中身について若干お聞きしてまいりたいと思います。

20年度の当市の経常収支比率は、95.5%と聞いております。この数値は、御存じのとおりこの別府市の財政構造の弾力性を測定する数値であります。この経常収支比率は、おおむね70から80、80を著しく超える場合はもう警戒水域だ、早く手を打たないと大変なことになるよということが言われております。そして、今議会で一般質問ではっきりしてきたこと、これは部長答弁で、平成25年度には主要4基金の約77億6,000万、これは市民にわかりやすくいうと別府市の貯金ですけれども、これが77億6,000万あるけれども、25年度にはこれが枯渇してしまう。みんな使ってなくなってしまう、こう答弁がありました。なおかつ25年度には収支不足が9億円生じる。26年には単独でなおかつ収支不足が9億円生じる。合計18億円の財政不足になる、こういう説明がなされました。

経常収支比率というのは、別府市が95.5ですから、95としますと、例えば一般家庭にとりますと、20万円の月給を持って帰る。そうすると、その20万円の中から95%が固定経費で皆取られてしまうということなのですね。そうすると、20万円の給料の人は残り、あと1万円しか残らない。この1万円が家庭で自由に使えるお金だ。例えば冠婚葬祭があったらこの中から出さなければならない。とてもとても生活ができる実態ではない数値であります。そして部長答弁を聞くと、やっぱり非常に危惧をする。こういう状態は、私は何もしなければこうなりますよという部長答弁だったと思うのです。これをじっと座して待つというようなことは考えられない。

それで、こういう状態が起こらないために、今後どのようにしていくのか、答弁ください。

政策推進課長(浜口善友君) お答えをいたします。

今議会で答弁を差し上げております平成25年度、26年度の収支不足につきましては、平成20年度に試算をした中期の見通しということで、その数値で答弁をさせていただいております。この財政収支の見通しにつきましては、毎年度見直しを行っております、本年度につきましても、各部から提出された実施計画、さらに今年度の歳入の見込みをも

とに見直しを進めているところでございます。その中で各部から要望のある事業のうちでどれを採択するか、選択するか、市の方針を決めていくというふうなことになるわけですが、今年度につきましては、例年にも増して厳しい選択が迫られるというふうに考えております。

現在の計画につきましては、25年度に基金枯渇というふうな状況でございますが、この状況につきましては、将来的に決して健全な財政状況とは言いがたいところでございます。さらなる改善努力も必要であるということは、我々も言を待たないわけですが、後世への責任として基金の枯渇ということは避けなければならないというふうに考えております。そのための強固な財政基盤の確立、それから安定的な行政サービスを提供するための財政収支の見通しを今後作成して実行してまいりたいというふうに考えております。

29番(首藤 正君) このような状態が起こらないようにするのが、あなたたちの仕事ですね。それをしないで、じいっとそれを待つということは考えられない。そして、これを切り抜けるためには、やっぱり行革が主体になってくると思うのですね、行政改革。いいですか。今私は、経常収支比率、これは非常に悪い数値ではないかということで指摘した。ところが、財政をずっと見ておると、公債費比率というのがあるのですね。これは借金ですね。借金を返す額の比率ですけれども、別府市の地方債、借金ですね、これが今307億円ある。これを毎年27億から30億返していく。それが一般財源の中に占める比率が公債費比率ですね。この公債費比率を見ますと、前年度が8%だったと思います。今年度は、恐らく下がって7.2%になったという数値をお聞きしていますけれども、この数値は、私はすごい数値、「すごい」と言ったら言い方はあれですけれども、大分県下の各市町村トップクラスだと思いますし、全国的にもいい数値だと思うのです。借金の額も類似団体、ほかの市町村に比べてこの307億というのは多くありません。少ない方です。だから、こうして見ますと、財政は非常に硬直化しているけれども、借金は、これは市長の政治姿勢だったと思うのですけれども、非常に少ない借金の中で非常にいい運営をしてきた、こういう一つの評価が言えるのではないかと思うわけでありまして。そして、この公債費比率は、やっぱり10%を超すと危険だ、こう言われていますけれども、今のままこれを推移していくべきだ、こう思います。

後から申しますけれども、必要な事業、例えば温泉科学博物館。何かのめどをつけるために若干の借金が必要だと思うときは、そういう意味ではある、もうちょっと借金をしてもいいという余裕があるのではないかと思います。これは、南小学校の跡地にも言える問題であります。当然ながら行革が今後の財政運営の大きなポイントになり、運命を決めていくと思いますね。

そこで、先般、議会に第2次別府市行政改革推進計画というので報告を受けました。これらの報告を見ますと、総合評価というのがあって、改革項目合計84ですね。この中で、84の中にAが42、Bが27、その他15です。これはAは、取り組みとして成果があった、Bは、取り組みとしてさらに改善が必要ということですね。そうして見ますと、84分の42が成果があった、こうしておるのですけれども、この結果について、総合的判断として行革として本当に成果があったのかどうか、答弁ください。

政策推進課長(浜口善友君) お答えをいたします。

Aの項目の評価でございます。その総合評価に当たりまして、事務事業の担当課から内部の評価をいただきまして、その内部の評価に加えて評価の客観性、透明性を確保するために、市民委員会からその外部評価をいただいております。その市民委員会は、平成17年に設置をいたしておりますが、この市民委員会から外部の評価をいただいております。この市民委員会で評価をいただいた後にヒアリングを実施いたしまして、総合的に計画期間中に目標数値の最終的な達成度を勘案した上で、このA、B、Cの総合評価を行ったと

いうふうなことでございます。

この評価の42項目につきましては、ヒアリングの結果、取り組みとして成果があったということでございますが、そのうちの半数が、次期の計画にも引き続き取り組むべき事項というふうなことで位置づけられております。また、評価の中で5年間を通して78億4,000万というふうな効果を上げております。この削減効果は、あくまでも理論値、理論上の効果額でございますが、5年間の取り組みで財政収支が改善されたことによりまして、16年度に策定した緊急財政再生プラン、これにおいて主要4基金、20年度末の目標額が34億5,000万ほどございました。この目標額を43億ほど上回る77億6,000万、現在の基金があるわけでございますが、現在の基金が確保されたというふうに理解をしております。当初、20年度に見込まれました主要基金の枯渇を25年度まで延伸、先送りできたというふうなことの効果があったというふうに考えております。

29番(首藤 正君) 答弁が長過ぎて、よくわからんのですよ。成果があったのかわかなくていいか答えてくれればいいのですね。だらだら言うと、だんだんわからなくなってくる。この議会の特別委員会にあなたたちが報告したときに、各議員から厳しい意見も出ておった。最後の委員長の言葉というのは強烈だったですね。私も傍聴していましたが、ごくあたり前のことしかやってないのですよ。あれは行革ではないですよ、中身は。あなたたちは、職員が全く痛みを伴わない行革をやっている。いいですか、職員が痛みを伴わない行革をやると、その反面、市民が痛みを伴うのですよ。もう少し、あなたたちが痛みを伴った行革を真剣にやらなければならない。議会は、執行部に対する認識を、行革に対する認識がずっと変わってきていますよ。本当に生ぬるい行革。

それで、市長にお伺いします。私は、副市長に先にこの新聞を差し上げまして、市長も読んでいると思うけれども、もう一度市長に見ていただいて、私はこの新聞に対する市長の意見を聞きたいから、市長にもう一回渡してください。ごみ収集業務の民間委託計画、スピード感が違い過ぎる。「自然減待つ市の姿勢に不満」というような見出しでここに書かれていますがね。これについて、これはもう行革の基本的な姿勢です。これを見て市長はどのように感じますか。答弁ください。

市長(浜田 博君) この新聞の記事は、私も読みました。その感想ということですが、ごみ収集につきましては、30名体制の直営を堅持し、また二重投資を避けるには、平成28年度からの実施というふうに今伝えられております。これは、確かに遅いと感じております。早期の対応ができれば、このように考えた次第です。

29番(首藤 正君) 26番議員も先般指摘していましたがね、なぜ自然減を待たないといけないか。大きな問題なのですね。行革して人が遊ぶ、こう言うのですね。遊ぶという指摘を受けたのですね。

先般、うちの委員会で、全国で最先進地と言われるごみの民営化、全部民営化している我孫子市に行ったのですね。ここでやっぱり焦点になったのは、その業務に従事した職員の配置転換が問題になったのです。これは組合と交渉した。組合は、気持ちよくこの配置転換それから適正配置に協力してくれた。それで職員の意見を聞いて適正なところに配置転換したり事務職になったり技術職になったり、いろいろなことで配置転換した。ところが、どうしても配置転換ができない職員がやっぱりいたというのです。それは、今の業務の中の事務をさせた、業務の中の事務ですよ。ごみ収集だけの事務をさせてその業務に携わせた。そして、その職員がいざ緊急のときの要員になって、班をつくって台風のときとか緊急自体に出動できる体制をとっている。非常にうまくいっている。これは組合の協力があったからできた、こう言っていますね。

やっぱり組合にも、市長、協力求めなければいけませんよ。これは生ぬるいですよ、こんなことで。市長が、答弁では行革なんてする気ないと、こう言われますよ。そして、し

かしかっよく、今の答弁で、この4年間で、なに、57億8,700万も軽減できた、こう言いましたね。この57億8,000万、このお金はどこに行ったのですか。答弁してください。

企画部長(梅木 武君) 行革で削減されました58億はどこに行ったのかという話でございますが、先ほど政策推進課長も答弁いたしましたように、理論値としての58億円。これを、行革をやらなければ58億円の支出がさらにふえていたということで、本来行革をやらなければ要るであったであろう58億円を縮減できたということで……(発言する者あり) さっき言いましたように、そういう縮減されたやつが、当然基金の増加につながったものと考えております。

29番(首藤 正君) そんなばかな答弁をなさんな。これは、あなたたちが自分たちでつくって、自分たちで公表しておる。市民に対するごまかしではないですか。これだけ本当に行革で上げたのなら、これだけ上がりましたといって、例え何億でも基金が回ったとか貯金ができたとかいうことを言ってくださいよ。それはないでしょうが。おかしい。まだきょう、この時点になっても市長は、余った職員を適正配置で上手に使おうという気持ちはまだない。早くしなければいかん。

もう一つ聞きますよ。ことしの職員の採用計画。ここに技能一般3人、給食調理員の業務等に従事する。

教育委員会、どこに持っていくのですか、この3人。(発言する者あり)

教育次長(藤原洋行君) お答えいたします。

本年の募集要項の技能一般の3名ということでございますが、私どもは、給食調理員として3名は、市長部局には要望していない状況でございます。

29番(首藤 正君) 要望もされてない人員を、どうして採用するのですか。答えてください。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

本年度の現業職員につきましては、6名の退職が出ております。その補充として3名の採用を考えているところでございます。また、採用後の配置につきましては、現状では未定というところでございます。

29番(首藤 正君) あなたね、さきの最初の初日の一般質問で、26番議員が、あなたたちは人が余っておると言ったではないですか。業務員は余っておるのでしょうか。そして、担当の教育委員会にも要請されてないのに、何で勝手に採用するのですか。教育委員会は、これから行革をやろうと思って一生懸命になっておるではないですか。その行革に水を差す。あなたたちはおかしい。給食共同調理場でも全部囑託で全部やろうとか、何とかして切り抜けようと一生懸命教育委員会はやっている。何でそれを、あなたたちが水を差すようなことをするのですか。納得がいかない。本当に行革なんて、やろうという気持ちがまだまだあなたたちは足らん。そして、考え方が本当におかしい。根本的にあなたたちの考え方を改めんと、まだ親方日の丸の精神がうんと身に染みておる。平成18年8月の総務省の通達、何と書いておるのですか。民間のシステムを取り入れる。民間委託できるやつは全部やれ。職員の定数、定員、給与、全部見直せと、こう通達が出ておるではないですか。そんなこと無視して、何もやらんのはおかしい。

後の学校問題があるから、この問題は続けてまた行革は追及しますけれども、あなたたちの姿勢ね。私は、これは市長以下改めなければいけない問題だと思います。でない、この厳しい財政状況を乗り切ることにはできない、そのように思っております。ぜひ市長が陣頭指揮をとって頑張ってくださいと思います。

それから、もう一つだけ聞いて次に入りますけれども、ONSENツーリズムの問題ですね。この成果の中で上げていますけれども、ONSENツーリズムの成果。何をもち

ONSENツーリズムの成果をあらわすのですか。成功した、これはここまで来た。その物差しを示してください。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

ONSENツーリズムの推進につきましては、地域の方々が主体的にまちづくりに取り組んでいただくことが重要でございます。先ほど市長が少し御答弁を申し上げましたが、平成15年度よりまちづくり団体が取り組む事業に対して補助を行うツーリズム支援事業を実施し、市内各所で独創的なまちづくり事業が展開されております。また、まちづくりに取り組む方々の情報交換、交流の場として、泉都まちづくりネットワークを組織いたしまして、相互の連携を高めると同時に、行政との連携を強化しているところでもございます。これらの事業を中心にいたしまして、市民のまちづくりへの意識高揚を図り、市民と協働のまちづくりを進めているところでございます。現在、多くのまちづくり団体が活発な活動を展開しておりますが、中でも浜脇地区を中心に活動しています「ツーリズム浜脇」。ここは、地元住民が結束いたしまして、薬師祭りや浜脇の朝市などさまざまな活動を積極的に展開しております。

ONSENツーリズムの理念は、「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」でございます。地域の方々が率先してまちづくりに取り組む、このような事例が成果の一つではないかと思えます。

29番（首藤 正君） ONS ENツーリズムと市長が先頭に立っておられるけれども、何が成果なのかかわからないのです、一生懸命やっても見えない。例えば観光客がふえたとかね。ふえてない。入湯税がふえたか。ふえてない、減っている。そうですね。税金が入ってくる、税収がふえたのか。ふえてない。何をもちて成果とするのか、その辺をあなたたちは定めないと、ただかけ声だけ。「ONSENツーリズム、ONSENツーリズム」と言いながら、どこに成果があらわれたかわからない。その辺をもう一回研究して、ONSENツーリズムの成果はここでこれであらわそう。お客さんがふえたとか入湯税がふえたとか、産業が活気づいて税金の収入がふえたとか、そういうことで判断する方法をひとつ考えて、議会にも示していただきたい、このように思います。

では、時間の関係で次、南小学校の跡地の問題に入ります。

この跡地の問題は、平成14年4月1日に旧南小と旧浜脇小が統合して、新しい学校づくりが始まったことから起こりました。平成14年8月に旧浜脇小学校の取り壊し解体工事が始まって新築しまして、平成16年3月に今の学校が落成して、16年4月1日から現在の南小学校として校舎で授業を再開をしたことであります。その後、あの跡地が空いてから5年5カ月がたちました。この間、いろんな計画があった。庁舎内では平成17年4月1日に庁内に跡地活用検討委員会が設置されて、17年6月30日、跡地活用の方針が決定された。その決定に従って精力的に平成18年2月14日、南町公民館、平成18年2月25日、浜脇温泉集会所、平成18年8月4日、南部地区公民館、平成18年8月、サザンクロス。これにおいて地域住民にずっと説明をして歩いて検討委員会を立ち上げて今日に至った。この間の推移は、非常にスムーズにいった。この地区住民の集会というのは大変だったと思うのですけれども、本当にスムーズにいった。そして跡地活用検討委員会が地元にできた。その1回目の会議が平成18年11月、22人による委員を決定、第2回目の委員会、19年2月、計画、取り組みについて協議、第3回、19年3月19日、委員会の自由意見を集約、第4回、20年1月24日、跡地活用計画案の説明、このときが重要だったのですね。

第5回、21年4月、これもPFIによる導入可能性報告書の説明が初めて行われた。それで、このときに梅木部長が見えたのですね。そして、ものすごいことを言ったのです。「教育委員会の移転はまだ決まってない」、こう言ったのです。「賛否両論があって検討

中だ」、こう言った。それで、ちょっと委員の方も「ううっ」と、こうなったのですね。「うっ、ちょっと違うぞ」。そして、もう一つ厳しいことを言った。「別府市の財政から見たら、この事業は難しい」、こう言ったのです。私は、正直な発言だったと思う。しかし、私からくじかれた。「何で今ごろその財政がどうのこうのと言って、この計画ができないのだと言うのか」といって私が叱りました。しかし、部長は部長として正直な発言をこのときしたのです。そのときに、委員の中の大半は、この計画は見直しをしなければならぬぞと、みんな感じたのです。間違いありません。私のところにも、「首藤議員さん、これはちょっと難しい状況になってきましたね。そのためには後どうしたらいいかということも考えておく必要がありますね」という、委員の中でそういう意見が出始めた。

そして8月20日、総務文教委員会の調査会が開かれた。ここで初めて教育委員会はサザンクロスに行かないという公表をしたのです。これは、今までの地元にとって衝撃的な報告だったのです。なぜならば、あの土地は高齢人口が多くて少子化現象が進んで、定住人口をふやすということで、あそこに市営住宅を建てて複合施設として子育て支援センターとか、そういうのを複合施設でつくるといって始まったのですよ。そして、だんだんしているうちに、第5回の梅木部長が来たときにこれがなくなったのですよ。PFI方式でやったら、これができないというので、なくなった。それで、みんなううっと考えたけれども、あと残っているのは、教育委員会の移転が残っている。これで何とかあの辺の歴史文化のまちづくりの中に寄与できるのかなということでおったのですが、この市営住宅をつくることによっても浜脇の両郡橋、山家、山田の市営住宅は閉鎖してきた、どんどんどんどん。空いても入れなかった。そして、空いたところから条例を廃止していった。それは、ここに市営住宅ができるからですよと思ったのです。前の大塚助役は、南立石の市営住宅の第2期計画を中止してでも、財政がないから2期計画を中止しても、その分をここに持ってきたいという発言もされているのです、私たちに対して。それが、8月20日にとうとう、みんなぶっつぶれた。それで衝撃が走った。

教育長、なぜ教育委員会があそこに行くと言っておったのが行かなくなったのか。この説明を願いたいと思いますね。

教育次長（藤原洋行君） お答えいたします。

教育委員会が、当初平成20年1月、基本方針としまして南部の方に行くということで確認をされておりましたが、教育委員会の移転ではなく、一部総合教育センターという方針を出しましたが、その理由といたしまして、昨日、19番議員さんにもお答えしましたが、駐車場の問題、また市民サービスの低下、そういった部分で、特に市民サービスの低下の部分で具体的に例を出させていただきたいと思いますが、まず学校関係では、転出転入そして転居、また区域外通学等で届け出がございまして、ほとんどが市民課で処理される部分もございまして、一部就学援助等が入り、学校教育課を通さないと悪い部分が出てまいります。そういった部分になりますと、保護者の方に大変な負担をかける。またもう一つは、福祉関係との連携でございまして、児童家庭課と学校教育課、かなり緊密な関係でございまして、特にDV関係でこちらの別府にいられている方等もございまして、それとまたもう一つは、生涯学習関係でございまして、建設関係になりますと、建築確認、また開発協議等で年間1,000件程度建設部から教育委員会の生涯学習課、これは埋蔵文化財という関係で処理を持ち回られる部分でございまして、そういったもろもろのことを判断し、市民サービスの低下を招くということで判断させていただきました。

教育長（郷司義明君） お答えいたします。

具体的には、今、教育次長がお答えしたとおりですけれども、基本計画を変更するというのは大変重い決断でございました。やはりその中には、市民の利便性ということを実際に十分に考えて教育委員会でも検討させていただきました。その結果、計画を変更すると

ということで市長部局に提出をいたした次第でございます。大変決断が重かったということをお伝えしておきたいと思っております。

29番(首藤 正君) 教育長、第4回の地元の跡地活用検討委員会でこのようになっているのです。大前提は、地区の定住人口を増やすことが第一だと。そして後で、歴史文化交流のまちづくりにする、つくりたいということで、それで基本方針が定められた。そして、このときの説明で、最初、周囲の環境整備をやりたい、いいですか、まちづくりですから。これで、教育委員会をサザンクロスに移す。そして南部出張所を松原住宅の1階に移す。そして現児童館のところに、あのレンガづくりの建物ですね、あそこに男女共同参画、教育センターを移す、これが周囲の環境整備の大前提。それから跡地の利用の計画、これは若い世代を対象とした住宅施設の建設、図書館、児童館、子育て支援センター、多目的ホールを併設する。それから記念碑等の保護保全、そしてその周辺をメモリアル公園にする、いいですか。そして、施設をつくる方法はPFI方式で民間の活力を導入したい。これがスタートだったですね。だから、このときはまだ定住人口をふやす市営住宅ができる。そして地域としては、教育委員会が来て70何名、80名近い職員が来てあの辺が潤う。しかし、その中で不安があったのですよ。教育委員会が来てくれるのはうれしい、職員が来てこれはいい。しかし、行政上、本当にそれができるのだろうかという危惧は、そのときからもう住民は、口に出して言う人もあったのですよ。「そんなの大丈夫なのかい。行政の中で本庁があって、ここに来て、大丈夫なのかい」とあったのですね。それが大前提だったのですよ。それが、崩れたのですね。市営住宅がなくなった。サザンクロスに教育委員会が来ない。一番大事な2本がなくなって、あと取り残された部分があるのですよ。「だから、それでもいい、来てくれ」という人もおるのですね。ところが、私が知っている大半のところを回った。もう教育委員会は来ないと出ている。もうほとんど人が予測しておった。

そして、もうこの計画も二つの柱がなくなったら、どうしても見直さなければならない、見直す必要がある。例えば市民の意見を集約したやつがありますね。市民の意見をずっと集めておる。この中で大きな項目があるのですよね。それは道路です。道路アクセスを見きわめて、この計画をつくるべきではないかということですね。あの地域の方も、別府狭間線が今おりてきている。この道路がどう抜けるのか、都市計画上どうなるのか。今、都市計画道路は逆なのです。旧南小学校の前ではなしに、裏側を通っているのです。それが表に出られないのかとか。私は、この問題で統廃合の段階からずっと携わってきた、一番古い長老の自治委員がおるのです。その方とも何回にもわたって相談しました。その方は、「逆にいいチャンスではないか」、こう言ったのです、見直しのチャンス。これは、別府狭間線の道路等があの前を通る、通してもらう、そういう計画でこの跡地をもう一回考え直す。今の計画で住宅はない、教育委員会は来ない。あと小さな建物だけができて、それだけでこれだけの大きな税金を使ってやるには、ちょっと無理があるのではないかと、その長老の方はおっしゃいました。

そして、私がずっと、私の知り合いの検討委員会の委員さん、地区住人、全部あたりましたけれども、「今回の市長の白紙発言、これは首藤さん、財政だけではないのではないですか」と。今は財政上だけでとらえられているけれども、当初計画そのものがとんざした。そのために市長はもう一回これを見直して検討したいのだという発言をしているのではないかと。ただ、今回の白紙に戻すということは、財政状況だけではなしに、そういう計画に無理があったのではないかとということを地区住民が言っている。だから、市長は勇気を持ってやりかえるならやりかえる、検討するなら検討する、やってください、そのかわり、いつまでもあそこを放っておくわけにはいきませんよ。早く計画を、市長の考えを地域に示してほしい。このように言っておるのですが、市長、どうですか。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

この跡地の整備計画につきましては、今議会で多くの議員の皆さんからいろいろな御意見・御指摘、またおしかりをいただきました。真摯に受けとめます。

今お話がありましたように、基本に戻らなくてはいけない。定住策を模索し、これまで南小学校跡地が放置されてきた。何とかしたい。南部振興策のために何かこういう案を出して、その当時は最善の策と僕は思っていました。今こういう状況に至ったということ、まずはおわびを申し上げたいと思います。

P F I方式による建設費の負担に伴う財政上の課題、やはりこれが非常に大きいことは事実です。さらに、周辺公共施設一体化利用計画を考えました教育委員会、この教育委員会の移転方針が変更されたこと、このことも私は大きな理由になります。そういった状況の中で総合的に考えた苦渋の決断ですが、事業の見直しが必要である、この決断をしたわけでございます。議員御指摘のとおりこの見直し、見直し、挟間線の道路の問題も含めて、この見直しにより、しばし検討期間が必要であると現在判断をいたしております。

29番（首藤 正君） 市長の決意が、わかりました。それで、私は財政がひとり歩きしておると思う。26番議員とけんかせんといいかもしれんけれども、開発ビルの23年度から使える1億2,000万近い金は、地元としてはやっぱり当てにしたのですね、あれは使えるぞと。そして、今見ると大変な財政状況であるけれども、片一方では4年間で57億も節約したというのだから、今まで以上の倍でやったら100億ぐらいの節約もできるのではないですか。そうすると、財政ができるのではないですか。

だから、今回ひとり歩きしておるのは、年間4億8,000万円が15年間、この4億8,000万の根拠、だれがつくったのですか。だれが査定をしてこれを妥当として、4億8,000万が15年間という査定をしたのですか。答弁してください。

企画部長（梅木 武君） だれがこの4億8,000万を査定したのかという御質問でございますけれども、昨年9月補正におきまして基本計画の策定業務委託及びP F Iの可能性調査委託の契約を結びました。そして、3月末に報告のありましたP F I可能性調査報告書の試算によりますと、全国同規模の例等をとって、その数値が報告されたものであります。

29番（首藤 正君） 民間のコンサルの言いなりなのですよ。これが妥当かどうかと検討してないのですよ。だから行革をやってないと、こう言うのですよ、あなたたち。4億8,000万がひとり歩きしておる。いいですか、建築の専門家に聞いてみてください。あんな建物は平米当たり38万もあればできるでしょうということです。あそこがもし延べ面積1万だったら38億ではないですか、建物が。今の査定では50億近いのですよ、建物だけでも。だから、そういうことをあなたたちは調べて、お金がひとり歩きして、コンサルがあれば……。建設部長、こういう計画がそうだとあなたのところで査定したのですか。してないでしょう。知らないでしょう、何も。せめて建設部に、これをやったらどれぐらいになるかなというぐらいの相談があってもいいではないですか。そして、勝手に4億8,000万が15年間。そういうのをコンサルの業者が言うだけではないですか。そんな発表の仕方というのはいかん。もっとしっかりせにゃいかん。

そこで、市長ね、若干の期間が要するという答弁が今あった。これはもういたし方ないと思います。そこで、私は意見を地区住民に聞いて歩いた中でとってきた。恐らく市長が今言ったように若干の期間が必要になるだろう。しかし、このまま草がぼんぼん生えて、さっき言った跡地が本当に大きな声を出して泣き出したら、これは市長、あなたの命取り。それはいかん。

それで、地元の人はこちら言っている。そのかかる期間内に地元全部に使わせてほしいと。いいですか、その期間。それはあそこにある体育館、それと木造の管理棟がありますね。

この木造の管理棟は、やっぱり文化的に大変価値のあるものですよ。これをもう一回早く整備して、体育館もこの木造校舎も地元が活用できるようにしてほしい。

そして、あそこにある記念碑。これを含めてこの辺の周辺の樹木等をもう一回再整備して、ここを公園化してほしい。これは計画で入っていますね、メモリアル公園というのは、これなのです。これを早くして、地元開放してほしい。いいですか。

それと、あそこに温泉が出ておったのですね、昔。それを市長なんか知っているのではないかと思いますけれども、その温泉が今とまっている。その温泉が使えるかどうか、もう一回調査をして、温泉が使えるとなったら、これを活用してほしい、こう言っています。それからグラウンド。草ぼうぼうでいけません。グラウンドをもう一回再整備して、高齢者と青少年を主体としたグラウンドを整備してグラウンド公園にしてほしい、スポーツ公園にしてほしい。いいですか。

それと、今古い建物がありますね。あれはあのまま、保安上いつまでも放っておいてはいけません。あれは耐震構造も通らない。地震が来たら壊れますね。あれを早く壊してすっきりして、あの跡を駐車場用地として開放してほしいという要望が地元から出ております。

これは、若干見直しの期間が要る。その間、やっぱり地元の人に対して本当に開放を整備して、当局の誠意を示すこれは一つの出来事だと思うのですよ。これはできることから早く手をつけて、地区住民の期待にこたえてほしい。あと若干の期間が要る中を、これをまた放っておいたら教育委員会も大変。私が言ったように、きれいに草を刈っているけれども、あの広いグラウンドの草刈りなんか、これは大変だったと思いますし、やっぱりきれいにしていると気持ちがいいですね。この前行ったときはもう草ぼうぼうで、うわあと思ったのですけれどもね。だから早く整備して地区住民に開放していただきたい。これは市長、どうしてもやってほしい地区住民の願いですが、市長の決断をお聞きします。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしました。見直しにつきましては、しばし検討期間をいただきたい、このように思います。

今御指摘のあった数々の件につきましては、地元関係者と十分に協議をする中で、地域住民の声をしっかりと受けとめて、できるものから早期に対応したい、このように考えています。

29番（首藤 正君） 急務だと思いますね。早い時期に地区住民に対して今回の説明と、それまでの間、どのような有効利用をするかということについて早急に手を打っていただきたい、このように強く要望して、私のきょうの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（野口哲男君） 休憩いたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

副議長（国実久夫君） 再開いたします。

18番（野田紀子君） では、質問事項の順番に沿って一般質問していきたいと思えます。

まず最初に、市立図書館についてお願いをいたします。

南小跡地の市立図書館について、さらに6月議会に続いての質問をそのまま続けるつもりだったのですけれども、今回は建設についての質問を取り消します。そして、図書館協議会と運営についての質問をしていきたいと思えます。

市立図書館は、本当に長年市民に求められてまいりました。今度こそできるのだと思っただけなのですが、でも都市計画や教育計画あるいは財政など、市全体を考えてじっくり

準備してこそ順調に計画は進んでいくものと思います。今回の複合施設の、またPFIとか場所とか納得できないことも多々ございました。図書館の建物と中身の図書館の運営の縦割り行政、また設計はコンサルに丸投げ、議会質問も運営の、建設のと、すみ分けに苦勞をしましていました。今、市民の皆さんの図書館利用が盛んにされている伊万里市民図書館、諫早市の多良見図書館、愛知川図書館、どれもこれは市直営です。PFIでも指定管理者でもありません。今回の図書館づくりということで、よい図書館を一緒につくりましょうという市民の皆さんも声を上げておられます。しばらく時期を置くという先ほどの市長の御答弁もありましたが、新たな図書館づくりの出発になるのではないかと私は希望を持っております。

図書館協議会について、伺います。

図書館協議会は、3月議会で条例化され、この7月に発足をしております。図書館法14条の第2項に、「図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする」となっております。「図書館の行う図書館奉仕」というのは、市民に対する図書館サービスについて、市民の声を館長に伝えるということでございます。今回つくられた市図書館協議会は、8人の委員さんが任命されておられますけれども、図書館に関心を寄せ、利用もしている市民の声を入れるということを考慮して、せめて任命員の半分、4人くらいは一般市民から公募して、追加任命されてはどうでしょうか。

御参考までに申しますと、介護保険策定委員会にも2人の公募員を任命しておられます。生涯学習課長（檜垣伸晶君）お答えいたします。

ただいまありましたように、現在は8名のメンバー構成により図書館協議会をスタートさせております。委員の増員につきましては、今後、協議会の意見をお聞きする中で、必要があれば弾力的に対応していきたいと考えております。その際、一般公募につきましては、他団体の実態を踏まえまして研究したいと考えております。

18番（野田紀子君）ここに私は、東京都多摩市立図書館協議会の図書館長の諮問と答申、「市民協働の具体的方策について」という冊子を持っております。これを見ますと、8人の委員のうち2人が公募の委員です。3月議会で委員8人を任命という議決済みの条例を変えるということが困難であれば、「別府市立図書館友の会」として市民の声を聞くことから始めてはどうかと思います。

伊万里市民図書館には、「図書館フレンズいまり」というのがあります。図書館を守り、育てることを目指す友の会です。この友の会は、協力と提言を旗印にして図書館のパートナーとして、会員が295人、役員17人が活動しております。

せっかく市民が長年待ち望んでいる図書館ですし、四方八方から図書館に対する注文とか希望とかいろいろ聞いております。この伊万里市民図書館の「図書館フレンズいまり」というのも参考にして市民の声を聞くということを進めていただきたいと思います。

次に、運営についてお尋ねをします。別府市立図書館に行けば別府の郷土資料や、特に温泉関係の資料は何でもありますというような蔵書が必要ではないかと思えます。郷土資料は、別府は戦災を受けておりませんから、まだまだ隠れた郷土資料があるはずでございます。温泉の利用、また温泉の資料というのは、各種の研究機関やよその温泉地にもさまざま集めるということ、また温泉の利用をどうするかということを試みられております。それらとの連携も必要です。各地、各温泉地との連携や郷土資料の充実など、蔵書構成の方針、どのようになっておりますでしょうか。

生涯学習課長（檜垣伸晶君）お答えいたします。

特色ある図書館づくりのため、郷土資料の充実が一番大切であると認識しております。また、今回の補正予算におきましても、緊急雇用対策の一環として郷土資料の整理もお願い

いしているところでございます。また、蔵書の構成につきましては、協議会の意見をいただきながら検討していきたいと考えております。

18番(野田紀子君) この図書館というのは、何といたっても人がいなければ動かないのです。それは図書館でなくても行政の施設はすべてそうなのですけれども、市立図書館の責務というのがあります。それは市民の知る権利、知る自由を何よりも保障していくということです。そのために図書館が、市民の皆さんの意思を受けて図書、その他の資料を収集し、集めて、その資料を市民の皆さんに自由に提供をします。図書館に人がいて、これは初めてできることです。そして、図書館に働く人、司書以外にも働く人がおりますが、その身分が保障されてこそ、経験と学習を積み、市民サービスを深め発展させることができます。ただ蔵書分類とかを見てカードを送って、この本はここにありますがと教えるだけではないのです。本に対して知識を深め、そしてついでにこっちの本も見たらどうですかとお薦めをする。あくまでも図書館の職員というのは、自分が読むのではなくて、市民の皆さんが本を読むお手伝いをする、それが仕事なのです。それを学習と経験によってさらに深めていくわけです。

午前中の市長の御答弁にもありましたけれども、学校図書館に司書を配置して、子どもの図書館利用が2倍、3倍にもなったという御答弁もありました。今年度は、図書館協議会が発足してよいよ館長が諮問し、協議会が答申をするようになります。館長という身分と権限と責任ある職、職と申しますか、地位が必要です。図書館専門家の館長、また正規職員の雇用をすべきと思いますが、この点いかがでしょうか。

教育次長(藤原洋行君) お答えいたします。

図書館長に専門家ということでございますが、他の公共図書館、そういったものを調査した上で考えていきたいと思っております。

また図書館職員、正規職員ということでございますが、現時点では大変難しい状況であると考えておるところでございます。

18番(野田紀子君) 財政が厳しいということはこの議場でも何遍も皆さん御質問なさいましたし、それはそのとおりであろうと思っておりますけれども、堺市は、市民の要望で、財政は苦しいけれども指定管理者制度をやめさせております。また、人口16万の浦安市立図書館は、36人の正職員が全員司書でございます。にぎわいとか人を寄せようかと思ったら、本を効率的にと申しますか、みんなが喜んで本を読めるような図書館でないと思えないと思うのです。そのためにこの要望をしたのですけれども、またこれからも長く図書館というのを要望し、市民の皆さんの意見を私も聞いていきたいと思っておりますので、これから先もほかの図書館事情、教育委員会でもよくよく御検討をお願いしたいと思います。

次に、新型インフルエンザについてお聞きをいたします。

新型インフルエンザも、たくさんの議員さんが質問をなさいましたので、余り質問することもないようになってしまっているのですけれども、患者の発生状況と申しますか、別府市においての患者の発生状況というのを教えてくださいたいと思います。

保健医療課長(伊藤慶典君) お答えいたします。

この患者数につきましては、国の方の規則改正が7月末より2回ほど行われております。現在、8月末の規則改正で、医療機関がインフルエンザ患者を保健所に報告するという、この報告義務がなくなっております。そのために一部医療機関の定点調査ということで数を、概算を把握しているという状況であります。

別府市内の患者数につきましては、7月末までは1人1人確認をしておりますので、このときまでが9名であります。その後、8月末に市内の放課後児童クラブで5名の集団感染がありまして、このときは児童クラブが4日間閉所しております。9月になりまして、別府鶴見丘高校で集団発生があり、このときも学級閉鎖という形になっております。

9月9日、昨日の公立の幼稚園から別商までの新型インフルエンザの患者の状況ですが、小学校で4校で5人、それから中学校で2校で2人ということで、計7名が確認をされております。いずれも集団感染でないために、学級閉鎖等の処置はとられておりません。

18番（野田紀子君） この新型インフルエンザが、通常の季節性インフルエンザと同じということでございますけれども、多くの方が免疫を持っていないので、急速に全国的に見れば感染が広がっております。ふだんは広がりにくい真夏に集団感染が相次いだのも、強い感染力があるためではないかと思うのです。これまでは健康な中学生、高校生がかかっておりましたけれども、これから先、また広がってくると、基礎疾患や、あるいは妊婦にも感染して重症者が出ると思います。この新型インフルエンザは季節性インフルエンザよりも強い病毒性といえますか、強い感染力があつて、季節性と新型インフルエンザの大きな違いは、若い人がウイルス性の肺炎を起こして呼吸困難を起こすという例がたくさん上がってきております。早期にタミフルとかリレンザとかの抗ウイルス薬の治療が、この場合必要になります。

別府市内の病院の受け入れ態勢、普通の夜間とか土日の受け入れ態勢ではなくて、このような新型インフルエンザがさらに蔓延したときの受け入れ態勢というようなものは、今何か考えてあるでしょうか。

保健医療課長（伊藤慶典君） 国の方の指導もありまして、日曜当番医が、現在3院で実施していただいております。その態勢を、患者さんがふえたときには、別府市においてもさらにふやしてほしいということが、県を通じて別府市の方にも来ております。それにつきましては、保健所それから医師会等と、今協議をしている状況でございます。

18番（野田紀子君） 別府は、とにかく病院・医院がたくさんあるから大丈夫だろうと市民も心強く思うことも多いんですけれども、先ほど申しました若い人のウイルス性肺炎、これは呼吸困難を起こしますから、人工呼吸器があるところとか、いろんな病院が必要になりますので、そこをまたよろしく願いしておきます。

二つ目に、補正予算をということでお願い、御質問をしたいと思ひます。

1918年のスペイン風邪、1957年のアジア風邪、1968年の香港風邪、次々とインフルエンザは繰り返しておりますけれども、こういう新型のインフルエンザが一たん流行すると、患者発生は急激にふえてまいります。病院の患者の受け入れも困難になります。こういうインフルエンザ、新型にせよ旧型にせよ、インフルエンザは鶏とかアヒルとか豚とかと人間とがごく近くに暮らしているアジアのどこかで発生して広がる可能性が高いと思われまふ。いずれにしても、必ず新しい新型インフルエンザが発生してまいります。そのとき、空港の検疫とか集会の禁止とか学校の休校、あるいは発症した人がマスクをつけるとか人込みに出ない、手洗いをきちんとするとかいうのは、流行をここでストップ、とめてしまうということではできないのですけれども、流行をおくれさせることができます。それはスペイン風邪、アジア風邪とかの過去の流行時と現在の新型インフルエンザでもはっきりしております。住民の大きな協力も要ると思ひますし、また自覚も要るのですけれども、こうやって流行をおくらせる間に病院に行く患者数を平均化し、ワクチンを製造し、特効薬を生産する時間を稼いでいくことができます。ですから、行政の方からは決してパニックに陥らないように、センセーショナルな報道に踊らされないように、手の洗い方はこうして、こうしてというPRが、地味なようではありますけれども、本当に必要だと思ひます。

8月31日の報道では、滋賀県にタミフルですね、インフルエンザの特効薬のタミフルに耐性があるウイルスが確認されたということが発表されております。タミフルを投与しても治らない、強いウイルスが出ているということですね。これが国内で5例目ということでございます。遅かれ早かれこのような耐性を獲得したウイルスが出てくるであろうこ

とは想像できます。流行の広がり方や病状についての正確な情報提供、相談体制の強化、入院の受け入れ態勢、繰り返しますが緊急にとることが大切でございます。

今議会には新型インフルエンザ関係の補正予算は出てはおりませんが、緊急の場合はもちろん補正予算を組んでいただきたいと思います。この点いかがでしょうか。

保健医療課長（伊藤慶典君） 今御指摘いただいたように、新型インフルエンザにつきましては、変異をするというふうに言われております。昨年の8月に私どもがつくりました行動計画、これはH5N1という鳥インフルエンザを想定したものであります。全国的にも、そのような行動計画を昨年つくられております。当初予算において議決をいただきました予算につきましては、このH5N1の発生を想定したときの準備用という形の予算をいただいたわけですが、実際に4月に世界的に流行した豚を介したH1N1という、現在流行している新型インフルエンザに急速対応するために6月の補正予算で予算をいただいた状況があります。当然、今後変異をすることも考えられるというふうに思いますので、その際には別府市単独ですぐに対応をとりにくい面もありますので、県等とも十分協議しながら予算措置等を適切に行っていきたいというふうに考えております。

18番（野田紀子君） 目に見えないウイルスが相手だけに大変御苦労と思いますが、頑張ってください。

続きまして、高齢者の福祉についてお願いをいたします。

介護保険制度が始まって以来、高齢者の福祉の補助金があらゆる面で削減されてきましたが、特別養護老人ホームを整備する際の補助金制度というか、助成制度は、今どうなっているのでしょうか。

高齢者福祉課長（松永 徹君） お答えいたします。

公的介護施設の整備に対しましては、県に補助制度がございます。平成21年度の単価は、創設、増改築、改修とも1床当たり199万8,000円ということになっております。

18番（野田紀子君） 補助には当然条件があると思いますけれども、補助を受ける、その補助の要綱とか、あるいは条件はどうなっておりますか。

高齢者福祉課長（松永 徹君） お答えいたします。

具体的に示されておりますのは、いわゆるユニット型を原則とすることのみでございます。その他につきましては、緊急度や圏域ごとのバランス等を考慮して決定をされるものというふうに考えております。

18番（野田紀子君） 別府市の特養ホームも、かなり歴史が長いというか古いところもありますし、この特養ホームの建てかえあるいは改築、増築とかいう計画はありますでしょうか。

高齢者福祉課長（松永 徹君） お答えいたします。

平成21年度の別府市内におきます特別養護老人ホームの整備は、現在のところ2カ所の改築が予定されているということでございます。

18番（野田紀子君） 九州シルバー産業研究所というのが出している本がありまして、これは2007年版「シルバー産業白書」という本があります。これに九州の9市の高齢者用の施設の定員割合、特養ホームが何%、ケアハウスが何%、有料老人ホームが何%という一覧表が載っております。これで見ますと、特養ホームが福岡市で41.99%、全体のお年寄りの福祉施設の中で41.99%を特養ホームが占めております。北九州市が44.9%、長崎が50.3%、鹿児島は63.6%、別府市は33%です。9市で一番低いのですね、ここに出ている9市の中で。有料老人ホームが、福岡市は36.9%を占めております。北九州市は30.9%、長崎は12.9%、鹿児島は、特養ホームが63.6%あって、有料老人ホームは10.6%です。別府市は31%あります。別府市の方は、

高齢者の負担が大層重い、入居料も高い有料老人ホームの定員が特養ホームの定員とほぼ同じ割合で、有料老人ホームは大都市の福岡市に次いで2番目になっております。どこも特養ホームの割合がずっと高いのに、別府市だけがほぼ同じということです。

この本の解説では、別府市はリゾート地だから有料老人ホームの割合が高いのだと言っているのですが、別府市民である高齢者は、リゾート地の経済状態の中で暮らしているわけではありません。こういう別府市に有料老人ホームばかりがふえてはとても困るので、やはり特養ホームの方をふやしていただきたいという話になるのですけれども、この特養ホームをつくるときの補助金の要綱ですね、県に老人福祉施設整備事業費補助金交付要綱というのが、御存じでしょうけれども、あります。その別表に対象経費及び補助率で補助対象施設に特別養護老人ホーム欄というのがあって、そこに括弧つきで「定員30人以上のものに限るユニット型を基本とする」と補助の条件が明記してあります。「基本とする」ということで括弧つきで、交付要綱の条文ではないということから、ユニット型のみと厳しく制限してあるのではないと思うのですね。こういう点も踏まえまして、6月議会でも申しましたが、特養ホーム入所の8割の方が住民税非課税、いわゆる低所得者でした。特養ホームをつくっている社会福祉法人に今後も多床室、ユニット型個室ではなく、いわゆる大部屋もつくるように求めると同時に、県の補助条件を改善するように要望していただきたいのですけれども、この点どうでしょうか。市長、御答弁をお願いします。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

議員のお考えは、十分理解はできます。しかし、この個室ユニット型の問題は、先ほども答弁したように補助の中の条件の関係もありますし、第4期の大分県の今のゴールドプランの中での整備計画で、国における平成26年度の設定目標があるものの、施設の増改築に際しては、多床室に対する地域のニーズ等も勘案しながら個室ユニット化を推進することとなっております。そういう意味で、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

18番（野田紀子君） このユニット型個室の方が負担が大層重い、6月議会では5万円の差がありますという御答弁でしたが、なぜ重いのかといいますと、個室の部屋代そして食費、これを介護保険の保険から外して個人に負担させる。保険外しをしたから、大部屋ではなく個室の方が非常に負担がふえたわけです。その負担がふえても、それは保険から外れているものであるから、何の保障もないわけです。だから、払えなかったら入れませんよ。ユニット型個室ばかりだから、もう特養ホームは、あなた、おられんようになりますよというか、来ないでくださいとなるかと思うのです。そういうことを決めておきながら、保険外しを決めておきながら、では、特養ホームをつくらうか、増築しようかという場合に、ユニット型個室をしなければ補助は出さないというふうにするというのは、何か血も涙もないやり方だと私は思うのです。これは、ひどいと思えます。

市長には、先ほど地域の状況もかんがみながら決めるというふうに、たしか御答弁があったと思えますが、その地域の状況というのが、まさに別府市の場合は、高齢者がこれほどに貧困であるということ、年金もろくにないということですね。そういう状況をきちんとやはり市長も考えられて、このユニット型に限るという、こういうやり方をやめるように強くまた県の方にも要望をしていただきたいと思えます。介護保険の保険者は、そもそも別府市です。市長が今おられるこの別府市なのです。別府の65歳以上の市民が介護保険料を納め、介護利用料を払っております。だから、そういう高齢者の実態を見て、例え建前は保険でも、介護保険という保険でも、社会保障の心で市民に接して下さるよう

に要望をしておきますが、この点もう一言お願いいたします。

福祉保健部長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

今、市長の方からも回答させていただきましたが、次の第5期の計画等もございますので、こういう中で検討させていただきたいと考えております。

18番(野田紀子君) それでは、今度は介護認定のことに移らせていただきます。

ことしの4月から介護認定制度が新しくなって、4月から新規に申請する人の結果はどうなっておりますでしょうか。

高齢者福祉課長(松永 徹君) お答えいたします。

本年4月1日から7月31日までに要介護認定を申請された方のうち、8月末までに認定された結果についてお答えをいたします。

申請者数は2,205人、内訳は新規申請が519人、更新申請が1,606人、区分変更申請80人となっております。

その結果ということでございますが、非該当が38、要支援1が431、要支援2が247、要介護1が470、要介護2が323、要介護3が251、要介護4が268、要介護5が177、以上となっております。

18番(野田紀子君) この4月から始まった介護認定制度は、この6月議会で認定テキストを御紹介いたしました、これが人為的に軽度な結果が出るようにつくっていたのであるということが、厚生労働省の文書で明らかになって、世論に耐え切れずと申します、この4月の新しい認定制度を見直すということになったのです。けれども、4月に新たに申請をする人、これはこの4月からの認定制度で見ましょうということになりました。先ほど御紹介いただいたのが、この数字ですが、4月からの分ですね、これは要支援1、2と介護1の人が52.5%となっております。要介護2から5の人、介護が重い方ですね、これが46.19%です。その4月からののではなくて、以前の認定制度を受けた人、3月分だけで比べたのですが、要支援1、2と介護1の人が45.77%でした。介護2から5の人、重い人が53.6%です。ですから、介護度の軽い方がふえて、重い方の人は新しい制度で減っているわけです。短期間でなくもっと長期間の調査も検証も必要ですけれども、この4月からの認定制度を見直すということでしたが、厚労省の検討会ではこれはどんな見直しになったのでしょうか。

高齢者福祉課長(松永 徹君) お答えいたします。

平成21年4月に最新の介護の手間を反映させるということで、できるだけ認定結果のばらつきを是正することを目的といたしまして、要介護認定の見直しが行われました。同時にそれと並行いたしまして、専門家や利用者あるいは御家族の代表者等から成る厚生労働省の検討会で検証が行われました。その結果、認定調査の方法がさらに一部見直されることとなった次第でございます。具体的に申し上げますと、認定調査の一部の項目につきまして、日ごろの状態をより重視することとするなど調査項目の考え方あるいは判定基準が一部変更されました。

18番(野田紀子君) 4月から経過措置になった人は、いつまでという期間がまだ決まっていますけれども、それはどうなつたのでしょうか。

高齢者福祉課長(松永 徹君) お答えいたします。

安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、検証の結果が出されるまでの間、経過措置が設けられました。今回の見直しによりまして、経過措置は9月末までで廃止となり、10月1日以降に申請された方々から新たな認定調査方法で認定調査が実施され、実際の判定結果をもって要介護度が決定されるということになりました。

18番(野田紀子君) 報道では、今度の見直しで4月から始まった要介護認定は大幅に改正をされて、一部の基準は4月以前に戻すということが、7月28日に開かれた要介護認定の見直しに係る検証検討会——厚労省がしているのですが——で決まったそうです。別府市の財政で申しますと、介護認定には20年度も約7,000万経費がかかっております。介護保険財政で出しております。個人的には介護認定を何遍受けてもただなのですから、財政はちゃんと7,000万経費をかけているわけです。この介護認定をあれ

これ、あれこれ、もう一遍やれとか、いつまで見直しするかわからんけれども、とにかく延ばせとかいうことで、国の方針で二転三転する介護認定のあり方というのは、余計な経費も払わせているはずでございます。

10月からの新しい見直しをした要介護認定が、本当に適切な認定がされるどうか、このチェックが必要と思います。市は、保険者として今後どのように対応していかれますか。福祉保健部長（阿南俊晴君） お答えをいたします。

要介護認定のあり方についてということであろうかと思えます。今後につきましても、介護保険制度の信頼を損なうことのないように、今後とも慎重に運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

18番（野田紀子君） 介護認定が、どの程度介護が必要かということ尺度にこれからはますということが始まっているわけですが、そうすると家族がいると、どの程度介護が必要かという必要性はどんどん小さくなるわけですね。ひとり住まいならひとりで御飯を炊いて食べて片づけなければいけないけれども、奥さんがいる、だんなさんがいるということであれば、そんな介護は要らないでしょうという話になっていくわけですね。ですから、本来は社会的な介護をするのだと始めて介護保険が、こういうことになったら完全に崩れてしまっているわけで、被害者はだれかということ、高齢者なのですね。そこで、別府市の方にも保険だけではなく社会保障の心でしっかりお年寄りを見ていただきたいとお願いをして、介護保険については終わります。

次に、医療費についてお願いします。

この医療費、ここで私が申し上げる医療費について、窓口負担の軽減についてということですが、この窓口負担というのは、病院に行って、その治療費を窓口で払う。別府市ですから、国民健康保険でいいますと治療費の負担のことです。国民健康保険税の負担を軽くせよとか減免せよとかいうことではありませんので、混乱しないようにお願いします。

国民の暮らしが落ち込んで、病気の治療費を払えず、病人なのだけれども患者になれない状況がふえる中で、今年度、国から「国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業の実施について」という通知が来ているはずですが、平成17年度、このことについては6月と9月の議会で私どもの平野議員が質問をして、このことについては、実施要綱が平成18年1月にできていますので、その後の要綱の運用状況の御説明をお願いします。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えいたします。

国保負担の別府市における軽減の現状ということでございます。このことにつきましては、先ほど議員さん御指摘のように、平成18年1月に国保の一部負担金減額それから免除及び徴収猶予に関する取り扱い要綱を制定し、減免等に必要な事項を定めております。この取り扱い要綱につきましては、先ほども議員さんの御指摘がありましたように、平成18年4月1日から施行されておりますが、現在のところこの要綱に基づきます減免申請等の事例はございません。

18番（野田紀子君） 国保の負担、本人負担3割というのは、昔1割だったことを思えば、また相当な負担です。ですから、今はもう医療費が改悪といいますが、医療費が、診療報酬が変わってからは、病院に行くのにも1万円札を握って行かないと帰れないというような状況にもなっております。この本人負担3割というのは、相当な負担です。申請の受け付けがされていないというのは、申請はあったが却下された、もともとだれも申請してこなかった。担当課としては、どう分析されますでしょうか。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えいたします。

申請そのものが、なかったということでございます。この申請がなされてない理由といたしましては、現行の要綱では減免申請の際には、申請時までの納期限が到来した国民健

康保険税を完納しなければならないというふうに規定されていること、それから一部負担金の減免基準が生活保護基準に近いことから、結果として生活保護の適用を受けることとなる場合があること、それから被保険者医療機関についても、この制度についての周知が不足していたこと、こういうことから、これまで申請がなかったのではないかと見ております。

18番（野田紀子君） 分析されたとおりと思います。医療費を——治療費を——払えないような人に国保税の完納が条件では、到底軽減申請はできません。国保税を払えない、医療費も払えないのだからこそ国保税も払えないのであってですね。私どもに相談がありましたのですが、肺がんにかかられた、入院しなくとも外来通院で制がん剤を飲みながら定期的に放射線治療も受け、高額療養費制度を使っても、なお医療費が大きな負担ということでございました。月に8万円というのは相当な負担です。がんになったら、以前はもう本人には言わないでおこう、ひた隠しにして、例えば余命半年ですよと言われてたら、もうそれで亡くなるような、本当に死に至る病だったのですけれども、がんの早期発見とか早期治療の進んだ医学で長期間の制がん剤の服用とか放射線治療で自宅での生活もできるようになっております。これは大変喜ばしいし、20年も前には到底考えられなかったことなののですけれども、この長期間の治療費が新たな大きな負担になっております。やはり病気になるれば働けませんし、収入はなくなるし、そして高い制がん剤の治療費はいつまで、幾らかかるか、先の見通しも立たないわけです。ある統計では、年間3割負担、1年間に50万から70万かかったということも聞いております。通院の交通費も当然かかります。そのほか副作用などの病気ゆえの出費も多々あります。この軽減制度を改善・充実し、有効に使えると命拾いする方も多かろうと思います。もっと申請しやすいように現行の取り扱い要綱を見直すべきだと思いますけれども、これから見直しの計画はありますでしょうか。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えいたします。

現行の要綱の見直しについてでございます。先ほど議員さんが御質問の中で国の「国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル事業の実施について」という通知が、別府市の方にも来ております。このモデル事業の内容につきましては、一部負担金の支払いが困難な被保険者に対し協力機関、これはこの事業に協力する自治体病院や未収金の多い医療機関でございますが、この協力機関が一部負担金減免申請書等を作成いたしまして市町村に申請、市町村はこの減免を決定したときは、協力機関を通じまして被保険者に一部負担金減免証明書を発行するものということでございます。

また、このモデル事業の減免対象の世帯でございますが、災害や事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少した世帯で、協力機関において入院治療を受ける被保険者がおり、収入が生活保護基準以下で、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下であるという世帯ということになっております。

国も都道府県におきまして、この事業を実施する市町村を選定しまして、本年の9月から来年の3月まで事業を実施して、国において事業の結果を検証し、平成22年度中には全市町村において適切な運用が行われるよう、一定の基準を示す予定であるということでございます。したがって、今後国から全市町村に対しまして一部負担金の減免申請についての一定の基準が示されるということでございますので、別府市においてもこれらを踏まえ適切に対応いたしたいと考えております。

18番（野田紀子君） 実はこのモデル事業の通知を読んでも、心配なことが一つあります。それは、どうやら指定された医療機関の入院費に限って軽減をするというふうに読めるのです。この通知をそのまま踏まえて見直された場合、現在の別府市の要綱の、外来も入院もという軽減ができていたものがなくなるかもしれないと思うのです。このような改悪があってはなりませんけれども、この点どうでしょうか。

保険年金課長（加藤陽三君） お答えいたします。

国のモデル事業では、減免世帯の基準の中で入院治療を受ける世帯を限定している点につきましては、国の未収金に関する調査がございまして、未収金に関して、入院については未収金が1件当たり11万7,565円、（発言する者あり）入院の未収金につきましては、1件当たり11万7,565円、それから外来につきましては1万1,250円、このような調査があります。このように未収金につきましては、入院が圧倒的に多いということから、入院の治療についてモデル事業のうちの一つとしたというふうに考えております。

今後の予定でございますけれども、先ほど申し上げましたように国の基準につきましては、今後法の趣旨それから各市町村の対応、運用状況を踏まえまして、現行の要綱の見直しが必要であれば適切に対応したいと考えております。

18番（野田紀子君） 窓口の治療費が払えないばかりに病院に行けずに、そう難しくもないような病気でも手おくれになって、結果として医療費がたくさんかかるという例が多々ございますので、この制度をぜひPRもされて、病気が余り重くならないように治療に行けるようにしっかりやっていただきたいと思います。

では、これで終わります。ありがとうございました。

1番（穴井宏二君） 質問の順番につきまして、通告のとおり順番どおり5項目行わせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、まず最初に地域の防災対策につきまして、質問をさせてもらいたいと思います。

皆さんも御記憶に新しいと思いますけれども、7月、8月、本当に局地的な豪雨がありました。特に8月の9日、10日あたりにつきましては、中国・四国地方、そしてまた関東地方にかけまして、本当に広い範囲で豪雨がありました。これも台風9号の影響とか停滞した高気圧の影響、そういうふうな影響によりまして豪雨があったわけでございますけれども、これも地球温暖化の一端ではないかなと言われているところでございます。そういう中で今回の質問に入るわけでございますが、九州でも7月の連休、最初の夏休みの連休中に九州北部豪雨がございました。福岡の篠栗町でも大変な被害がありまして、心からお見舞いを申し上げるところでございます。

そこで、こういうふうなゲリラ豪雨、別府市でも非常に、上の方が降っていてこっちは降ってないとか、非常に差があるわけでございますけれども、そういうふうな大雨、そしてまた水害に伴う土砂災害から市民の方を守るための対策は、具体的にどのようにされているのか、お願いしたいと思います。

自治振興課参事（糸永雅俊君） お答えいたします。

ことしの7月に山口県防府市の特別養護老人ホームの背後の山で土石流が発生し、同施設を直撃し、多くのお年寄りの方がお亡くなりになりました。そのような土砂災害を受けて、大分県が臨時防災主管会議を開催し、先月8月19日に土砂災害区域指定はされておりますが、市内の社会福祉施設や病院等の災害時要援護者関連施設が所在する市内6カ所の緊急点検を県砂防課、別府土木事務所の担当者と一緒に行いました。その結果、特に異状がないことが確認されたところであります。

さて、大雨や水害に伴う土砂災害から住民を守るための対策はどうしているのかとの御質問でございますが、近年発生している局地的な集中豪雨による土砂災害を見ますと、局地的、短時間に想定外の雨量のため、行政など防災機関の迅速な災害対応にも限界があるように感じております。そのため市民の皆様には、自分が住んでいる地域の災害危険予想箇所を正確に認識していただき、身の安全を第一に、初期の段階で早期の避難が重要であると考えております。また、毎年風水害の多発期を前に、別府市を初め別府土木事務所、陸上自衛隊別府駐屯地、別府警察署、別府消防団等の防災関係機関が、合同で市内の急傾

斜地崩壊危険箇所や地滑り危険箇所、土石流危険渓流箇所などの土砂災害危険予想箇所の現況を調査するため、防災パトロールを実施しております。その後、検討会を開催し、土砂災害危険予想箇所の危険度を判定するとともに、危険度の高い箇所につきましては、県に対して防災工事の実施に向けて働きかけを行っているところでございます。

1番（穴井宏二君）パトロール等、大変御苦労をおかけしているところでございます。そういう意味で今ソフト的な面をお答えいただいたわけでございます。また老人ホーム、特別養護老人ホームとか、山際に接しているところが多々あります。非常に大雨等でかなりの水が流れて危険を感じているという方も、その付近の住民の方もいらっしゃるし、本当に私も実際に行き見て見たことがあるのですけれども、このくらいの濁流といいますが、かなり速い雨水が流れておりまして、危ないなと思ったりはしたのですけれども、その対策はさせていただいたみたいでございますけれども、本当にそういうふうな民間地であっても突っ込んだ議論と、また対策といいますが、そういうのが必要ではないかなと思っております。どうもありがとうございます。

そこで、今、主なソフト的な面をおっしゃっていただいたのですけれども、ここ5年間での市内の災害状況、それについては具体的にどうなっていますでしょうか。

自治振興課参事（糸永雅俊君）お答えいたします。

市内における過去5年間の災害記録を調べましたが、主な災害は、台風災害と群発地震であります。台風災害につきましては、平成16年9月の台風18号、そして10月台風23号、平成17年の台風14号、平成19年の台風4号などが挙げられます。また地震災害につきましては、平成19年6月7日から9日にかけて発生した群発地震が主なものでございます。

その災害の内容につきましては、平成16年の台風18号では、内灘地区で重傷者1名、軽傷者6名の人的被害があり、建物の半壊が3戸、一部損壊が5戸の被害が報告されております。また台風23号では、土砂崩れ及び土石流発生の危険があるとして、43戸98人に避難指示が出されております。また市内18カ所で18件の浸水被害の発生が報告をされております。次に平成17年の台風14号では、国道10号で2件、大分自動車道で1件、県道で4件、市道で8件の道路被害による通行どめがされ、東山地区や浜町で床下浸水4件が報告されております。平成19年の台風4号では、浜脇中学校の裏手で土砂災害が発生し、お年寄り1名が負傷したことが報告されております。その際、浜脇中学校を避難所として開設し、1世帯2名が避難し、ほかに6カ所を避難所として開設して自主避難に備えております。また平成19年6月7日から9日にかけて発生した群発地震では、3日間間に震度4が3回、震度3が6回、震度2が13回、震度1が31回、計53回の人に感じる地震が発生し、河川護岸の一部崩壊を初め学校施設のガラスの破損、一般住宅の外壁のひび割れ・剥離、かわらの落下など地震被害が発生いたしました。3日間で37カ所の避難所を開設し、延べ960人の市民が避難をいたしました。幸いにも人命にかかわるような人的被害の報告はありませんでした。

1番（穴井宏二君）台風とか水害、台風の被害とか群発地震がありました。最近も、ときどき軽い地震がっております。大地震に至らなくて安心しているわけでございますけれども、そういう意味で地震対策ですね。地震対策がどうなっているのかということと、あわせて、別府市では地域防災無線を使用しているとなっておりますけれども、その防災無線の効用といいますが、地震対策と地域防災無線の効用、これについてお願いいたします。

自治振興課参事（糸永雅俊君）お答えいたします。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災以後、本市では地震対策として「地域防災計画震災対策編」の策定を初め、小中学校の耐震補強工事、避難所表示板の設置、地域防災

無線設備の整備、耐震性飲料水兼用貯水槽の整備、防災ガイドマップの作成・配布など、ハード・ソフトの対策を実施してきたところであります。

なお、地域防災無線システムにつきましては、平成10年4月に運用を開始いたしましたが、それまでは災害情報を収集・伝達する緊急通信手段が電話による有線回線しかない状態でありました。そのため有線回線寸断時の緊急通信手段の確保の必要性から、地域防災無線システムを整備したものでございます。このシステムは、市役所に統制局を設置し、災害時における避難所として活用する小・中学校や地区公民館等を初め、別府土木事務所や陸上自衛隊別府駐屯地、別府警察署などの防災関係機関や九州電力、大分ガス、医師会などの生活関連機関に半固定型の無線通信設備を設置することにより、各種災害における災害予防対策及び災害応急対策の情報の共有化を図ることができたのではないかと考えております。

1番(穴井宏二君) 今、地域防災無線の件をお話しいただいたわけでございます。有線回線の場合はやっぱり地震等で切断になってしまう、切れてしまう、そういうふうな部分があるわけでございますけれども、そこで、今お話しいただいた現在の地域防災無線の別府市全体のカバーエリアと申しますが、人口密度のエリアでも結構ですけれども、別府市をどのくらいカバーしているか、これをちょっとお願いします。

自治振興課参事(糸永雅俊君) お答えいたします。

地域防災無線の通話が可能な範囲についての御質問でございますが、地域防災無線システムを整備する場合、事前に伝搬実験と申しまして、電波の強い場所、弱い場所、届かない場所等を詳細に測定し、その上で通信無線システムを整備することとなります。別府市の地域防災無線システムの場合は、基地局のアンテナを市役所の屋上に設置し、中継局を小鹿山山頂に設置することにより、行政区域の大部分をカバーできるように設計されております。

なお、今盛んにテレビ等でテレビが地デジに移行するというコマーシャルが流されておりますが、現在使用しています地域防災無線システムはアナログ方式の電波を使用しているため、平成23年5月までで使用できなくなります。そのため、平成22年度に向けてデジタル方式に再整備する必要があり、現在MCAデジタル無線システムを導入する予定で準備をしているところでございます。

1番(穴井宏二君) MCAデジタル無線を、導入予定ということでございます。それで、一般に聞きますと、こういうふうな無線、デジタル無線は特に費用がかかる、購入費用がかなり、多大な費用がかかるというふうにお聞きしております。このMCAにつきましては、まだそういう具体的なあれはどうかかわからないのですけれども、かなりの額がかかるのではないかなというふうにお聞きいたしました。

それで、私もちょっとほかのところはどういうふうな対策をとっているのかということで、他の自治体でも若干お聞きしたのですけれども、防災無線を取り入れているところもあれば、防災無線のかわりに防災ラジオとか、それを取り入れているところもある。また両方取り入れているところもあるというふうにも実際聞いたところありまして、この九州の中ではどういうふうなところがそれを取り入れているのかということで調べさせていただきまして、私が一番いいのではないかなと思ったのが、長崎の島原市でありまして、先日ちょっと島原の方まで行ってまいりました。きょうは、野口議長の許可を得まして、島原からお借りいたしました防災ラジオをちょっとお見せしたいと思っております。(ラジオを提示) こういうふうコンパクトな、非常に、3歳ぐらいの子どもでも持てるような重さでございます。(発言する者あり) こんな感じでございます。親指1本で持てるような感じでございます。こんな感じで非常に軽いです。アンテナもこのくらい上がります。非常によく電波を拾うようでございます。これはどういうふうな利点があるかといいますと、

普通、防災ラジオといいますが、電源を入れてないと緊急警報が入っても入らないのですけれども、これは電源を切ってもそういう緊急警報、長崎でいえば緊急火山情報になるわけでございますけれども、そういうのが出ますと、自動的に電源が入る。自動的に大きな音量で放送するという、簡単に言えばそういうふうなシステムになっているそうでございます。きょうは、ちょっとそれをごらんいただこうと思ひまして、持ってまいりました。

島原市では、これを独居老人の方とか老人ホームの方とか、約800台ほど配布してあるということでございます。ほかの市では一部自治体が補助を出しまして、市民の方に広く販売している、そういうふうなところもあるようでございますけれども、防災無線も非常に効果があるとは思いますが、やはり先日の篠栗町の被害でもそうでしたけれども、なかなか雨音で聞こえないとか、そういうふうなことがあるようでございます。そういう意味で、別府市もこれからMCA無線を導入することでございますけれども、何か災害があったときに、災害が起こったときに、災害情報にこのような防災ラジオを活用することはできないのかどうか、その点についてお願いいたします。

自治振興課参事（糸永雅俊君） お答えいたします。

市民の災害情報の伝達手段として、防災ラジオの活用が有効ではないかとの御提言でございますが、現状における伝達手段につきましては、1点目として、自主防災組織の連絡網を活用してNTT回線を使って避難情報を伝達する方法があります。2点目としては、公用車や消防団車両を使って避難情報等を直接市民に伝達する方法がございます。3点目に、NHKを初めOBS、TOS、OAB、そしてFM大分やケーブルテレビなどのメディアを利用して伝達する方法がございます。4点目が、大分県が行っております携帯電話を使ったサービス、「県民安全・安心メール」を活用する方法の四つがありますが、行政として現時点で各種災害を市民に伝える手段としては不十分であると考えております。そのため、今後災害予想地域に住む市民に対して直接緊急避難情報等を設置したスピーカーから伝達することができる同報系無線システムの整備を検討していきたいと考えておりますが、台風災害など窓や雨戸を締めた状態では、同報系無線のスピーカーからの声が聞こえにくいなど、災害種別によりその情報伝達効果が異なるため、それを補完する意味で、1番議員さんの御提言にありました防災ラジオが有効な伝達手段になるのではないかと考えております。この防災ラジオにつきましても、FMラジオ用の物から防災行政無線受信用の物までいろいろな機能と種類があるようでございます。

今後、同報系無線システムの整備を初め防災ラジオ、衛星を活用したシステム、インターネットを活用したシステムなどを含めまして、費用対効果等を総合的に検討いたしまして整備を進めていきたいと考えております。

1番（穴井宏二君） 今、参事がおっしゃっていただいたように、これはFM用の専用のラジオでございますけれども、これは島原でコミュニティーFMがつくっております、ちょうどケーブルテレビ、島原の同じ中にあります、隣同士というか、ついたてを隔てて隣同士で運営しておりました。本当に別府でも、こういう地域FMができればいいと思っております。

今おっしゃったように、これはFMなのですけれども、AMラジオを兼用したラジオを各家の端末に置いてある自治体もありまして、私が知っている限りでは福岡の直方市が、各家庭に置くスピーカーのかわりにAMと兼用したラジオが置いてある、そういうふうにありました。ぜひ検討のほどを、また住民の安全のためによろしく願ひしたいと思ひます。

では、続きまして児童の安全対策に移らせていただきたいと思います。この質問は、去年の質問とも若干重なるのですけれども、再度通告させていただきます。

児童の安全対策、いろんな安全対策があるとは思いますが、私は、去年の12月の議会におきまして、防犯ブザーの件をお尋ねいたしまして、その後、教育委員会といたしまして新たな施策といえますか、対策、児童の安全のためにこういうふうなのをやってきたというのがあれば、ぜひ教えてもらいたいと思います。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

まず、新規の事業といたしましては、今年度4月から国の緊急雇用対策創出事業の基金活用を受けて、登下校時を中心にした見守り活動や危険箇所の早期発見等を目的に、市内小学校2校区に1人、合計7人のスクールガードリーダー配置事業をシルバー人材センターに委託して開始を始めてまいりました。また、平成18年度からは、子ども自身が危険から回避する能力を高める取り組みとしてキャッププログラムを小学校4年生と中学校1年を対象にして実施しており、子どもを守る観点と、みずからの持つ危険回避能力を引き出す観点の両方からバランスのとれた事業を実施しているところでございます。

1番（穴井宏二君） 今おっしゃっていただいたスクールガードリーダー、これは地域においても非常に評判が高い、評価が高いといえますか、そういうふうな声を聞いておきまして、また学校の教員の方からも、本当に助かっている、そういうふうな声をお聞きしております。本当にいい施策だなと思っております。

そこで、きょう出しました地域児童見守りシステム、児童登下校見守りシステムとも言うわけでございます。これは、最近全国で少しずつ広まってきているわけでございますけれども、去年の12月……、3月でしたかね、WiMAXの件で私がちょっとお話をさせてもらいました。このWiMAXにつきましては、CTBメディア別府が今推し進めている、そういうふうにお聞きしておられるわけでございますけれども、この地域WiMAX、WiMAXは従来のブロードバンド、インターネット、Bフレッツとか、そういうふうなところがサービスできないところの整備として進められてきたものでございます。このWiMAXが普及いたしますと、医療とか、また観光産業の発展、それから教育とかいろんな活用分野が広がってくる、そういうふうに使われているわけでございますけれども、その中の一環としてこの児童の見守り、登校・下校の見守り、これがあるわけでございます。この見守りシステムにつきまして、私が去年の12月議会でお話をさせていただきまして、教育委員会としては、今後関係各課と協議していこうということの答弁でございました。その協議内容を含めまして、現段階でどのような進捗になっているのか、お伺いしたいと思います。

スポーツ健康課長（平松純二君） お答えいたします。

地域児童見守りシステムの最大の効用として、子どもの現在地を瞬時に把握できるという点では、保護者に対する安心感とか、また誘拐事件等を想定した場合には、その効用は非常に大きいものであるというふうに考えております。そういうことで、その抑止効果から判断すると大きいものであると考えますけれども、一方、抑止効果から判断すると疑問も残るのではないかなと考えております。

先ほど議員さんにお答えしましたスクールガードリーダーの配置事業、本年から新規事業として始めたばかりであるとお答えしましたが、1学期間経過して、保護者や地域の方々より反響が大きく、事故の未然防止や犯罪の抑止効果には少なからず効果を発揮しているというふうに考えております。

ただ、地域WiMAX無線を活用したネットワークの構築により、地域住民や観光客等にさまざまな情報発信サービスが可能となるシステム環境が整備されるということで、その効用は教育委員会のみならず市長部局の関係各課にも関連があるというふうに考えております。協議の開始について大変おくれましたけれども、本会議休会中、9月16日の水曜日になりますけれども、CTBメディアが来ることになっておりますので、情報推進課

を窓口にして詳細な内容をお聞きしながら、別府市全体としての効用について総合的に判断をしていきたいというふうに現在考えているところでございます。

1番(穴井宏二君) ぜひ9月16日、CTBメディアさんと実りある協議ができますことを願っているところでございます。では、この項はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

では次に、自治体コールセンターの推進についてということで、お願いいたします。

この自治体コールセンターも、先輩の堀本議員が一番最初に公明党で質問したわけでございますけれども、私もこれで2回目ということでございます。コールセンター、非常に興味がありまして、私も民間企業にいたころからこれに近い仕事をやっていたものですから、興味がありまして、また質問させてもらいます。

まず、自治体コールセンターにつきまして、その主な内容、目的、その概要を最初にお願いたします。

自治振興課長(中野康恵君) お答えいたします。

自治体コールセンターとは、コールセンターに専用の電話番号を設け、市政全般にわたる内容、例えば苦情、要望、提言などの処理、それから印鑑証明や住民票をとるにはどうしたらよいか、また道路補修等の件についてはどこに言えばよいか、また観光情報やイベント案内など、市民よりのさまざまな問い合わせにオペレーターが一括して対応するワンストップ窓口として、たらい回しを解消、抑制することで市民サービスの向上に寄与すると期待されています。メリットとしましては、市民が気軽に電話ができる、それから、電話対応に追われていた職員の負担軽減により業務の効率化にもなる、それから、市民ニーズの統計的・具体的な把握が可能になるなどでございます。またデメリットとしましては、導入コストや毎年のランニングコストが高額であるということ、また一見問い合わせのように思えても、実は要望であったり、それから苦情であったり、提案であったり、さらには問い合わせを理由にただだれかと話をしたかったなどという場合も、オペレーターではきめ細かい対応ができないこともあるということが上げられております。

1番(穴井宏二君) ありがとうございます。いろいろメリット・デメリットあるようでございます。ただランニングコストが高額である、これは確かに言えることだと思えます。後で申し上げますけれども、費用対効果等を考えればいけるのではないかなと思っております。

そこで、この自治体コールセンター、今は全国各地でふえているわけでございますけれども、全国的な状況それから九州内の状況、この類似団体の設置状況について、どんな感じになっているのか、お願いいたします。

自治振興課長(中野康恵君) お答えいたします。

地方行財政調査会が3年ごとに行っております人口10万人以上の調査では、現在全体の1割強に当たります35市区で開設されています。内訳は、政令指定都市が13市、中核市が8市、特別区が8区、40万人以上が2市、20万人から40万人未満が2市、それから10万人から20万人未満が2市で、大規模の都市がほとんどであるのが実情のようでございます。昨年検討中でありました12市区について調査をしてみました、23年開設予定が2市、計画なしや税関係のみの開設が3市、約半分の7市が昨年に引き続き検討中となっております。2005年の調査では開設は6市区で、昨年の調査では32市区と急増していましたが、現在は35市区と、わずか3市の増にとどまっているのが実情のようでございます。

九州管内の類似団体5市、また県下13市についても、検討中の大分市を除いて、現在のところ設置予定はないと伺っております。

1番(穴井宏二君) 各市の状況がよくわかりました。そこで、比較的近い距離のとこ

るで人口9万5,000人の福岡県大野城市、特に結構話題になっているわけでございますけれども、その大野城市の状況はどのようになっていますでしょうか。

自治振興課長（中野康恵君） お答えいたします。

大野城市の開設状況ですが、平成19年11月に庁舎内に開設しているようでございます。導入に向けての初期費用は3,500万円、それから毎年のランニングコストが2,960万円と伺っております。効果につきましては、市民の満足度向上や職員の業務負担が軽減されて事務の効率化になっていることから、成果はあったというふうなことでおっしゃっております。

1番（穴井宏二君） ありがとうございます。大野城市は、自治体コールセンターを市長が選挙のときにマニフェストで入れていたというふうに聞いております。また、ほかには尼崎、奈良、それから宮崎の市長もマニフェストに入れていたということでございます。

そこで、確かにランニングコストとか初期導入費用が非常に高いわけでございますけれども、重ねて別府市としての取り組み、これについてはどうなっていますでしょうか。

自治振興課長（中野康恵君） お答えいたします。

現在、市では市民課における総合窓口や直接通話のダイヤルインを市報等の各課問い合わせ先として市民に周知していることも、ワンストップの効果があると考えております。また、苦情等につきましては、たらい回しの解消や抑制のため、可能な限り担当課から折り返し連絡をして対応するなどの取り組みをいたしております。しかしながら、市民の満足度から申しますと、まだまだ見直しや改善が必要なところはあると思っております。

このような中で、コールセンター設置につきましては、本市の人口規模における費用対効果、市民と協働によるまちづくりの中で市民ニーズの高まり等を考えながら、全国的な動向や他市の状況を見て検討してまいりたいと考えております。

1番（穴井宏二君） ぜひ十分に検討していただきたいと思うところでございます。このコールセンターは、各地の視察も結構来ているようでございまして、京都のコールセンターなんか非常に視察が多いというふうに聞いております。費用対効果につきましても、職員さんの電話の対応時間とか、そういうふうな対応時間の削減、また簡単な電話対応をしなくてよくなった分だけほかに専念できるようになった、そういうふうにも聞いております。

私も、自分なりに別府市のホームページから数字をちょっと拾いまして、多少の違いがあるかもしれませんが、どのくらいの効果があるのかなということで見させていただきました。そこで、職員さん1人当たりの年間人件費が約665万円といたしますと、それを年間の平日日数で割りまして、またそれをさらに1日8時間で割ります。またそれを60分で割りますと、1分当たりの人件費が約61円というふうに出るようでございます。これを先行自治体の1コール当たりの処理時間約7.5分、平均対応時間ですね、7.5分を稼働率で掛けますと、電話の1コール当たりの職員さんのコストが約654円と出るようでございます。そして、電話の1日のコール数ですね。このコール数を計算いたしまして、コールセンターの1次回答率を約500前後というふうに計算いたしますと、年間当たりの費用削減効果が7,800万円前後、このように計算が出るようでございまして、運営費と合わせますと、5年間で2億ちょっとの効果が出るようでございます。また後でお見せいたしますので、ぜひ検討をお願いしたいと思うところでございます。では、これはこれで終わります。

続きまして、電子自治体の取り組みについて、お願いいたします。

私もこの電子自治体、電子市役所の推進につきましては、それほど詳しくはございませんけれども、行政改革の一環として取り組んでこられたということでありますので、若干質問をさせてもらいたいと思うところでございます。

この電子自治体、電子市役所の取り組みについて、これまでの取り組みについてどのように取り組んでこられたか、お願いいたします。

情報推進課長（三瀬正則君） お答えいたします。

電算化につきましては、平成2年にホストコンピューターを導入以来、住民記録システムの稼働後、順次、基幹系業務システムを開発し運用してきております。また、平成9年度には市役所内及び出先機関12カ所を専用線で接続した庁内LAN、いわゆる機関係ネットワークを構築し、電子自治体の最終目標としておりますITを活用した住民サービスの向上を掲げ、平成13年度に地域イントラネット基盤施設整備事業において市役所及び各公民館、小中学校等59施設の間を光ファイバーケーブルで接続し、情報系ネットワークを構築し、インターネット接続環境を整備するとともに、独自ドメインによるホームページを開設し、住民への情報提供に努めてまいっております。

1番（穴井宏二君） およその、これまでの取り組みがわかりました。そこで、よく言われるのですけれども、電子申請ですね。市民の方から見た場合の電子申請。これにつきまして、全国的にもなかなか進んでいない。カードリーダー等の関係でなかなか進まないという状況でございます。住民の方の情報も非常に多岐にわたっておりますので、なかなか普通の企業みたいには進まないのではないかなと思っておりますけれども、ある自治体によっては何百種類かの電子申請が可能である、そういうふうにも聞いておりますが、別府市におきまして、その電子申請の可能な種類、可能業務、これについてはどうなっていますでしょうか。

情報推進課長（三瀬正則君） お答えいたします。

現在は、34の手続きと9施設の予約が可能となっております。このシステムは、大分県主導で整備し、県内各市町村の共同利用という形態でシステムを構築しております。以前にも答弁させていただいておりますが、利用者にとってメリットが少ないため、利用者の増加には至っておりません。しかし、問題点を一部解決したところ、利用者が増加した申請もありますし、今後も解決に向けて協議していきたいと考えております。

1番（穴井宏二君） 非常に難しいハードルがあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

そこで、数年前からユビキタスネットワーク社会の整備ということでいろいろ言われてきたわけですが、職員さん1人1人のパソコンの整備状況はどうなっているのかということと、それから電子決裁も電子自治体の中の一つの施策としてあるようでございますけれども、この電子決裁は庁内ではどうなっているのか、これについてお願いいたします。

情報推進課長（三瀬正則君） お答えいたします。

パソコンの整備ですが、庁内LANの構築により1人1台のパソコンの整備を行っております。

電子決裁システムについては、決裁事務をコンピューターを利用して電子的に実施することにより、事務の迅速化、ペーパーレスを目標としたシステムですが、関係課と協議する中で契約関連書類のような膨大な添付書類をどうするか、異動時期における決裁事務の煩雑さなどを懸念する声があり、電子決裁と従来どおりの紙による決裁を混在した実施も検討いたしました。逆に煩雑になるという意見等が多く、現在まで実施に至っておりません。

1番（穴井宏二君） まだ実施に至っていないというふうなことでございました。この電子決裁は、いろんな決裁文書をつくったりとかして上長へ決裁をもらったりするわけですが、現在はまだ至っていないということは手作業でやられている、そういうふうにもお聞きしておりますが、やはりこの電子決裁は非常に速いのですよね。私も

経験したことがございますけれども、例えば一つの決裁文書をつくります。つくったらテンプレートで残りますので、ほかの文書をつくるにしても非常に楽である、そういうふうなことがございます。また、1回1回判こを手で押さなくてよい。電子決裁ですから、ちょっとクリックなんかすれば押せるというようなことができます。また添付書類ですけれども、例えばエクセルのファイルとかワードのファイルとかパワーポイントのファイルとか、そういうので添付して、難しいのは後で説明に行くとか、そういうふうなこともできるかと思えます。非常に速いんですね、この電子決裁。

それから、一つだけ例を挙げますと、年休簿、年次休暇の記録簿ですね、それにつきましても、手書きで年月日とか理由とか書いていくのではなくて、もう全部パソコンで選んでクリックしたら送信するというような感じでできますので、ぜひこのペーパーレスと書いてありますけれども、ペーパーレス化に本当につながると思えます。そういう意味でこの電子決裁システム、ぜひまた進めていただければと思えますので、よろしく願いいたします。これについては、これで終わります。

では最後に、原爆症についてお尋ねをしたいと思えます。よろしく願いします。

近年、戦後64年ということで、原爆症につきまして、この夏、いろんな話題がありました。また原爆症認定訴訟とかもございまして、この夏はときどき話題になったわけがございますけれども、このよく聞く原爆症、この原爆症とは具体的にどのようなものを指すのか。基本的なことからお願いいたします。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

原子爆弾による被災によって生じる健康障がい等を総称して「原爆症」と呼ばれております。原爆投下当時の広島市、長崎市の区域及びそれに隣接する政令で定める区域内にいた方々で、被爆者健康手帳の交付を受けた方のうち一体の要件を満たした場合について、原爆症と認定をされます。被爆者援護法により申請に基づき厚生労働大臣が国の審査会で意見を聞いた上で認定されるようになっております。

1番（穴井宏二君） はい、わかりました。そこで、被爆者援護法と先ほどありましたけれども、この被爆者援護法、すぐ聞いただけではなかなかわからないということが、詳しい内容までわからないということがあると思うのですけれども、この被爆者援護法についてもお願いいたします。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

被爆者は、原子爆弾の放射線により健康影響という他の戦争犠牲者に見られない特別な犠牲を有していることに着目した対策が行われてきましたが、平成6年、高齢化が進行している被爆者に対する保健、医療、福祉にわたる総合的な援護対策の必要性から、それまでの施策を充実発展させた法律として制定されたものが被爆者援護法、正式には「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」であります。この法律に基づき健康管理、医療、手当の支給などの各種施策が総合的に実施されております。

1番（穴井宏二君） ありがとうございます。去年から原爆症の基準が新しくなったようでございます。この原爆症の新基準が制定されましたけれども、その新基準の内容についてお願いいたします。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

平成20年4月より、原爆症の認定基準が大幅に緩和されております。具体的には、一つが、爆心地から3.5キロ以内で被爆をされた方、2番目が、投下後約100時間以内に爆心地から2キロ以内に立ち入った方、3番目が、投下後約100時間経過後2週間以内に1週間程度滞在をした方のいずれかに該当する人で、がんや白血病などの五つの病気で発症した場合は、積極的に原爆症として認定されるということになっております。

1番（穴井宏二君） そこで被爆者援護法、これがありますけれども、この被爆者援護

法による被爆者健康手帳の対象者と交付数について、お願いいたします。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

被爆者と定義される方に該当し証明されれば、健康手帳の交付を受けることができます。被爆者に定義される方は、次のいずれかに該当する方となっています。一つが、直接被爆された方、原爆が投下された際、当時の広島市内、長崎市内、または一定の隣接地域内で直接被爆をされた方です。二つ目が、原爆が投下されてから2週間以内に救援活動や医療活動等のため一定地域内、これはおおむね爆心地から2キロメートル以内となっております。これらのところに立ち入った方、3番目が、死体処理や救護などに当たった方で、原子爆弾が投下された際、またはその後において身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情のもとにあった方、4番目として、今申し上げました1から3までの該当する方の胎児であった方となっております。

健康手帳交付者の数ですが、ことし8月11日現在の数字では、大分県内で927名、別府市内では175名というふうにお聞きしております。

1番（穴井宏二君） そこで、この原爆症による手帳の交付者は175人ということでしたけれども、原爆症による認定者数ですね、この認定者の方の人数、これは大分県と別府市ではどのようになっていますでしょうか。

保健医療課長（伊藤慶典君） 原爆症による認定者数は、同じく8月11日現在ですが、大分県内12名、別府市内では1名となっております。

1番（穴井宏二君） そこで、この被爆者の方に対する国と県の対策ですね。とりあえず、この対策について教えてください。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

被爆者健康手帳の交付のほか、年2回定期的に行われる健康診断及び被爆者の希望によってさらに追加で年2回受けられる健康診断があり、そのうち1回はがん検診を受診することができます。そのほか医療費の自己負担分や福祉サービスの利用料の自己負担分の公費負担、状況に応じた各種手当の支給等、各種援護施策が行われております。

1番（穴井宏二君） よくわかりました。そこで、今ときどき話題になっているのが、原爆二世の方への支援でございます。この原爆二世の方の定義というのが、なかなか国の方もできてないというような感じでございますけれども、支援しているところは余り多くない、そのように聞いております。そこで、二世の方への支援策、それからこの原爆二世の方の健康診断、健康診断を受けられた方の人数、県と別府市でここ3年の人数を教えてください。

それと、ときどき聞きます、他の市町村でたまに手当、医療の補助をやっていると聞いておりますけれども、被爆者の方の健康管理手当について、種類等をお願いしたいと思います。

それから、原爆二世の方の診療、これについて別府市内では何カ所の病院でされているか、これをあわせてお願いいたします。

保健医療課長（伊藤慶典君） お答えいたします。

ちょっと回答が前後するかもしれませんが、まず被爆二世の方で健康診断を受けられている、また受けることができる別府市内の医療機関ということですが、現在、別府市内には九つの医療機関で健康診断を受けることができます。健診を受けた方の実績ですが、平成18年度が、県内全体では108名、別府市内では7名、19年度が、県内全体が116名、うち別府市が17名、20年度が、県内全体が110名で別府市内が14名となっております。

それから、二世の方への補助ということによろしいのでしょうか。はい。全国で県及び市で単独で補助を行っているということも伺っておりますが、関係機関と協議をさせてい

ただきながら検討させていただきたいというふうに考えております。

1番(穴井宏二君) 市町村単位で、この被爆二世の方への特定の病気の医療費の補助というのは、なかなか少ないみたいでございます。しかし、別府には原爆センター、広島の方が主に来ているようでございますけれども、そういう原爆二世の方に思いをはせてこういうふうな補助を、ぜひ温かい目を向けていただきたいと強く要望しておきたいと思っております。

副議長(国実久夫君) 休憩いたします。

午後2時49分 休憩

午後3時06分 再開

議長(野口哲男君) 再開いたします。

8番(市原隆生君) 質問の通告の順番に従って進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

最初に、火災報知機の設置についてということでありまして、この火災報知機、火災警報機と申しましうか、設置状況について、この別府市の現状と他市の比較を聞きたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

消防本部予防課長(渡辺正信君) お答えをいたします。

御案内のように平成21年度の緊急雇用創出事業を活用させていただきました。6月から11月末日までシルバー人材センターに委託をしておるわけでありまして、8月末現在の集計計画を見ますと、1戸建て住宅1万8,214世帯を訪問しておりまして、9,225世帯から回答を得ております。そのうちの2,107世帯が設置済みと回答をいただいております、設置率23%となっております。

他市との比較につきましては、設置義務が同時期となる大分県内を見ますと、平成21年4月に総務省消防庁が発表いたしました県内平均推計は13.2%となっております。別府市の場合は、平均より多く設置されておるところでございます。

8番(市原隆生君) そこで、公営の住宅、県営、市営がありますけれども、この住宅の設置状況についてはいかがでしょうか。また、この民間の住宅の設置につきましては、だれが設置をするのか、この辺もお聞きしたいと思っておりますけれども、いかがですか。

消防本部予防課長(渡辺正信君) お答えをいたします。

平成21年8月末現在での県営、市営住宅の設置状況を聞き取りいたしましたところ、県営住宅にありましては632世帯、それから市営住宅にあつては1,635世帯が設置済みとのこととなります。共同住宅は、消防法で延べ面積500平米以上には基本的には自動火災報知設備、いわゆる自動火災報知機であります、これを設置することとされております。別府市には、この500平米以上の共同住宅が720棟ございまして、設置済みと推測をされるわけでありまして、500平米未満の共同住宅、これが1,342棟ございまして、現在消防職員が予防査察を実施しておりまして、未設置の共同住宅につきましては、住宅用火災警報機の早期設置を指導しておるところでございます。設置義務者につきましては、消防法では共同住宅の関係者、いわゆる所有者、管理者、占有者となっておりますけれども、新築の場合は所有者が設置することとなりますので、別府市消防本部といたしましては、この所有者の方をお願いをしておるところでございます。

8番(市原隆生君) そこで、共同住宅について今お聞きしたわけですが、この共同住宅でも家族の数が違ってくるにつける個数も変わってくるということでありました。寝室として使用する部屋の数も変わってくるわけでありまして、そういうことなのだと思いますけれども、このような状況の中で設置指導というのはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

消防本部予防課長(渡辺正信君) お答えをいたします。

新築の建物につきましては、消防同意審査時点で図面に示されている寝室の場所、ここに住宅用火災警報機を設置指導しております。公営の共同住宅につきましては、部屋のタイプによりましてちょっと異なってくるようでありますけれども、県または市が設置した以外を寝室として使用する場合は、入居者の方に設置をお願いしておると聞いております。

なお、消防法では個人の住宅にはなかなか立ち入ることができません。火災が発生するおそれが大きい、緊急性のある場合等々でなければ立ち入ることはできないということですから、聞き取りによりまして、入居者が寝室として使用している部屋に設置を指導しておるところでございます。

8番（市原隆生君） 実はこの質問を取り上げたいきさつでありますけれども、この火災警報機について、質問はもう何人かの方が今までされております。18年6月からつけるようにということになって、もう3年が過ぎたわけでありますけれども、先月でありましたか、消防署の方が来られまして、自治会の会合に来てこの警報機について説明がありました。どういう形で設置をしてくださいということでありましたけれども、先ほど申し上げたとおり寝室につける。台所ではなくて、寝室につけるということでありました。その中で質問が出まして、何人の家族が存じ上げませんけれども、寝室を二つ、2階で使用しているということでありましたから、このときには何個要るのですかという質問であったかというふうに記憶しております。そうしたら、その説明に来られた方が、それぞれ寝ている部屋と、それから2階であつたら階段にもつけていただくことになっていますよということでありました。そうしたら、これは1軒に1個をつけるのではなくて、今、自動車の事情も同じだと思いますけれども、1軒に1台の車ではなくて、1人に1台の車ではないですけれども、これは1人に1個の火災報知機、警報機が、これを基準に沿ってつけると1人に1個つけないといけないような基準になっているのかなというような気がいたしました。当然この設置基準に沿ってやっていきますと、大家族ほどその個数が必要になってくる。そして2階に寝室を設けていると、もう1個プラスをされてくるというような状況が、やり取りを聞きながら頭に浮かびました。我が家の状況もそのときに重なって思いつかれたわけでありますけれども、大家族になるとともに寝室も多く、それだけ設置をするべき個数も多くなってくるわけであります。一定以上の大家族に対して購入の補助等できないかどうか、また収入の少ない高齢者に対しての補助ができないか。これはもう何人かの方が聞かれておりますけれども、改めてお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

消防本部予防課長（渡辺正信君） お答えをいたします。

住宅用火災警報機の設置は、みずからの命はみずからが守るという原則のもとに、所有者等が設置していただくものと認識しております。また、自治会長さん初め民生委員さん、そして消防団や婦人防火クラブ員等々の皆様方が、自治会等の各団体にこの住宅用火災警報機の普及啓発活動を行っていただきまして、大変大きな成果を上げております。この場をお借りいたしまして、本当に心から感謝を申し上げる次第でありますけれども、これまでも消防本部といたしましても、自治会等の防火講話で住宅用火災警報機の重要性和、共同購入をすることで安価に購入できる旨を説明させてもらいまして、すでに自治会独自で住宅用火災警報機の設置要綱を設け、高齢者や障がいのある方々に対し購入補助、あるいは取り付け補助も行っている自治会もあると聞いており、設置率も徐々にではありますがアップしてきておるわけであります。こういうことから消防本部といたしましては、現在のところ購入補助は考えておりません。しかしながら、今後のシルバー人材センターの調査結果、あるいは国の動向や社会情勢等を勘案しながら、関係機関と連絡をとっていく必要性が出てくる場合もあると考えられることから、あらゆる方策の調査・研究を積み重ねてまいりたいと考えております。

8番(市原隆生君) わかりました。ちょっと調べてきましたけれども、実は神奈川県海老名市というところで、きょうは、これは新聞の記事を見まして、電話でちょっとお尋ねをしてみました。65歳以上の高齢者のひとり住まいのお宅に、これは無料ですべて設置をしようということでした。2,200戸で費用的には1,150万円かかったということでありまして、高齢者でありますから、通常の警報機ではよろしくないということで、音と光が同時に出るナショナルの物をつけましたというふうに言っていました。これは2週間で半分ぐらいを回った。これはシルバー人材センターの力を借りてやりましたということでありました。こういう形でやっている自治体もあるわけでありまして、特に高齢者の方はやはり火災がわからなくて逃げおくれで犠牲になっておられる方も多いわけでありまして、高齢者のひとり暮らしの世帯について、さらにこの設置指導ですね、これをきめ細かくやっていただきたい。そして、こういう方々がやりつけやすい形で、もちろん今言われたことはよくわかるのですけれども、みずからの命は自分で守るといふのは、それはもう当然のことだと思いますけれども、なかなか収入が低いということで、「これぐらい」といふふうに思われている方もなきにしもあらずだといふふうに思います。どうかこの辺の方々に対して、もう少し何らかの取り組みができないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

消防長(首藤忠良君) お答えします。

ありがとうございます。8番議員さんのいろんな提言をいただきました。今後の調査研究とさせていただきたいと思っております。

それから、消防本部の今後の取り組みについてでございますけれども、消防本部といたしましては、引き続き全警員体制で自主防災会の訓練や防火講話、救急講習等のあらゆる機会をとらえながら粘り強く普及啓発活動を行うとともに、住宅用火災警報機の早期設置の重要性を理解してもらい、また自治会単位等に共同購入を推進し、市民の生命・身体・財産の保護に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

8番(市原隆生君) 引き続き努力を、よろしく願いいたします。

続きまして、文化財についてお尋ねをいたします。いいでしょうか。

私も先日見学に行ってみましたけれども、今、鷹塚古墳、実相寺の横断道路から少し入ったところでありまして、発掘調査をしているようでありまして、その調査状況と、昨年、すぐ近くにありました太郎塚・次郎塚についても発掘調査をしたということでありました。その結果についてお尋ねをします。

生涯学習課長(檜垣伸晶君) お答えいたします。

実相寺古代遺跡の古墳群の調査につきましては、19年度より別府大学文化財研究所が学術発掘調査を行っております。内容は、太郎塚・次郎塚、鷹塚古墳の測量調査と古墳の墳丘規模などの概要調査となっております。別府大学からの報告によりますと、太郎塚・次郎塚古墳とも27メートルの円墳であることが判明しております。また、発掘場所からは貴重な遺物なども発見されております。鷹塚古墳につきましては現在も調査中であり、正式な報告は受けておりませんが、現在わかっていることといたしましては、墳丘規模が30メートルを大きく超える巨大な古墳であると考えられ、国指定史跡鬼の岩屋古墳と同程度の古墳であると思われまして、このように市内の一定範囲の中に大きな古墳が数基存在しているということは、大変珍しいことだと伺っております。

8番(市原隆生君) 今の課長の説明の中で国指定の史跡鬼の岩屋古墳と同じ程度という説明がありましたけれども、この国指定という重さについてはどういうことになるのか、お尋ねします。

生涯学習課長(檜垣伸晶君) お答えいたします。

古墳の中で国指定という部分は、非常に貴重な珍しいという部分の中から判断されて指定になっておりまして、現在は別府市では国指定は、鬼の岩屋古墳が指定となっております。現在、発掘調査を行っております実相寺古墳群につきましては、市の指定という範囲となっております、太郎塚・次郎塚は、復元住居や天神畑古墳の石室、それから春木芳元遺跡から発掘された石棺などとともに実相寺古代遺跡公園の中にありますが、今回、鷹塚古墳につきましても、この公園から南東部に少し離れた中に立地しているということが状況であります。

8番（市原隆生君） そこで、近くにあるわけでありましてけれども、将来的には文化財として一体的な整備ができないのでしょうか。いかがですか。

生涯学習課長（檜垣伸晶君） 一体的な整備ということでございますが、現状では非常に難しいと判断しております。

8番（市原隆生君） 簡単に答えましたね。（笑声）太郎塚・次郎塚と鷹塚の間に、今使われてないのでしょうか、会社の倉庫があったかというふうに思いますけれども、この辺、民地の確保というのができないものなのでしょうか。いかがですか。

生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

先ほど、難しいということで御答弁させていただきましたが、課としましては、実相寺古代遺跡公園の整備を視野に入れて周辺の状況を調査いたしました。（「2年前からやっております」と呼ぶ者あり）公園の南側や東側は、閉鎖された事業所や売地等の看板が多く、また空き家も多く見られることから、用地を買収してこれらの貴重な遺跡を将来に向けて一体的に整備することも考えられます。しかしながら、先ほども答弁させていただきましたように、実相寺古墳群が国の史跡として指定されれば国庫補助に乗ることができますが、現状では対象となる補助制度等が見当たりません。そういうことから、財政的な面から考えても難しいのではないかと現在考えているところでございます。

8番（市原隆生君） そこで、この鷹塚古墳を紹介した専門家の方に意見をお聞きしたのですけれども、冒頭にも課長の方から御答弁がありましたけれども、鬼の岩屋古墳に匹敵するぐらいの、速見一帯を治めていた大きな権力を持っていた首長のものであろう、そのようにも推測されるということでありましたけれども、鬼の岩屋と同じぐらいの規模であるということから、この国指定を目指して頑張ってください、国指定の史跡というものを取得できないものかと思うのですけれども、いかがですか。

生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

実相寺古代遺跡古墳群の国指定につきましては、今後、国と県と協議しながら可能性について探っていきたいと考えております。

8番（市原隆生君） ぜひとも、頑張ってくださいというふうに思います。

それから、文化財ということでもう一つお尋ねをしたいのですけれども、ラクテンチがこの7月にもう一度頑張ってくださいオープンをいたしました。別府生まれの別府育ちの方だけでなく、昔から観光地でありますから、多くの方がこのラクテンチというのを、別府に住んでおられない方も懐かしい施設だというふうに思います。開業80年を迎えるということでもありますけれども、文化財として指定が受けられないものかどうかと思うわけがあります。50年を超える施設については、その対象になるというふうにお聞きしておりますけれども、この消えかかっている別府の古いランプにもう一回灯をともしてくれた会社に対して何らかの後押しができないかどうか考えるのですけれども、この文化財につきましては、課長からいろいろ説明をいただく中で、所有者の同意も必要であるということでありましたけれども、その辺同意がいただけるということが前提になるうかと思っておりますけれども、この辺はいかがでしょうか。

生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

ラクテンチにつきましては、大分県の文化財報告書の中で大分県の近代化遺産としてケーブルカーの道床が報告されております。ただし、これは指定とかいうジャンルではございません。課としましては、登録文化財の候補として考えているところでございますが、ラクテンチ全体を登録有形文化財にすることは、遊具や施設が何回も改修されているということから、現時点では大変難しい状況にあると思っております。有形文化財のほかは記念物が該当する登録制度ではないかと思っております。この制度の対象となるものは、遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物となっており、福岡の大壕公園や長崎の平和公園が現在登録されております。中には動物園がある公園が登録されている例もございませうが、ラクテンチのように遊園地がそのまま登録されている例はございません。

今後、登録記念物も大変困難であろうかと思っておりますが、国や県の指導・意見を伺いながら、可能性について調査していきたいと考えております。

8番（市原隆生君） よろしくお願ひしたいと思ひます。この項目は、これで終わりたいと思ひます。

続きまして、教員の評価制度についてお尋ねをしましてまいります。

現在行われている教員の評価制度と、これから導入をされようとしている評価制度についてお尋ねをしたいのですけれども、どのように変わるのか。この新しい評価制度の導入につきましては、県教委の不正採用というものがきっかけになったというふうに聞いているのですけれども、どのように関連しているのかお尋ねをします。

学校教育課長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

現行の教員評価システムは、目標管理を通して教職員の能力開発、資質の向上、学校組織の活性化を目指しており、絶対評価を活用した制度でございます。しかし、今回導入予定の新しい人事評価制度は、適材適所の人事配置、教職員の人材育成と研修の場の提供、管理職の登用への活用をねらいとしており、将来的には給与にも反映できる相対評価を活用した制度となっております。

8番（市原隆生君） そこで、この新しい制度でありますけれども、どのような形で実施をされてくるのでしょうか、お尋ねをします。

学校教育課長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

平成21年10月に、平成21年4月から9月を対象期間とした試行評価が行われます。本格実施は来年、平成22年10月となっております。10月1日が評価基準日で、評価対象期間が平成21年10月から平成22年9月までの期間でございます。その後、評価結果の調整確定を経て、適材適所の人事配置、人材育成の基礎資料、23年度校長・教頭採用候補者選考や各種昇任選考、指導主事等の任用等に活用する予定でございます。

8番（市原隆生君） そこで、今の御答弁の中にありましたけれども、23年度の昇任選考の資料になるということでありました。この21年10月から22年9月までと、それから22年10月から23年9月まで、この2年間の評価をもとにしてということでありませうけれども、例えばこの2年間に評価者、つまりこれは学校長が当たるというふうにお聞きしているのですけれども、学校長が2年引き続き同じ評価者であり、評価される側も同じ組織の中にある場合、いかがなものでしょうか、2年間の評価ということだけで昇任の点数に取り上げるといふことは、私は大変急過ぎやしないかというふうに思うのですけれども、この点はいかがでございませうか。

学校教育課長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

ことしの10月から試行し、22年度の10月から本格実施となります。学校関係者からも「早急ではないか」というような声が届いておりますが、試行実施を受けまして、その結果等について県からの報告を受けたい、そのように考えております。

8番（市原隆生君） 今の御答弁ですけれども、私がお聞きしたかったのは、評価者が

同じ場合に、それをそのまま採点として使用することが、それは早急ではないかなというふうに思うのですけれども、その点はいかがですか。

学校教育課長（寺岡悌二君） お答えいたします。

そういう点も考えられると思いますが、一応試行して実施していくということでございますので、その推移を見ていきたいと考えているところでございます。

8番（市原隆生君） 今いち納得できる御答弁ではないのですけれども、やはり同じ評価者によって2年間同じ見方をされるということが、そのまま昇進する、昇進しないということにつながっていくというのは、大変いかがなものかと思うのですけれども、その辺の最終的に判断をする責任というものが大きくかかってくると思うのですね。その点については、いかがでしょうか。

教育長（郷司義明君） お答えいたします。

今御指摘がございましたように、1人の評価者が続けて評価することが、本当に信用になるのかというふうな御心配ではないかというふうに思います。もちろん評価する方は、しっかりと評価の目を持っておらなければならないだろうと思いますし、評価者についても十分な研修を積んでいかなければならないだろうというふうに思っております。また、これがすぐ1年、2年でいわゆる人事に利用されていくというようなことには、まだまだいろんな問題点があるかというふうに思っておりますので、そういったところも十分勘案しながら、試行を踏まえて今後十分また検討していかなければならないだろうと思っておりますし、また最終的な評価の調整者は教育委員会ということになっていきますので、もちろん教育委員会も責任を持って学校からの評価を見届けていかなければならないだろうというふうに思っております。

8番（市原隆生君） 採点、評価結果については、最終的には教育委員会が責任を持って判断するというふうに理解をさせていただきたいと思います。

その評価者についてですけれども、どのような観点をもって評価をしようとしているのかお聞きをします。

学校教育課長（寺岡悌二君） お答えいたします。

全教職員を対象にしまして、職種ごとに評価されるグループを1から6までのグループに分類します。その際、能力、意欲、態度及び実績の三つの評価要素に分けた項目ごとに、それぞれAからEの評価を行い、算出されました点数を100点満点で換算し、総合評価を出します。その評価を行う際には客観性、公平・公正さ、透明性などを重視し、適正な評価がされることになっております。

8番（市原隆生君） そこで、この評価者、先ほども申し上げましたけれども、学校長がそれに当たるとは思いますけれども、多くの場合、校長先生というのは、数年で定年退職を迎える方が多いのではないかな。短いときは赴任して2年、もっと短い方は1年で退職をされる方もあったというふうに思います。評価者が退職をされても、その評価結果につきましては、数年間は責任を持っていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

学校教育課長（寺岡悌二君） お答えいたします。

新しい教職員の人事評価制度では、評価者と1次調整者と最終調整者という複数の人間の評価を確定します。評価者が退職した場合は、その職務を離れますので、道義的な責任は生じると思いますが、最終的には最終調整者である教育委員会が責任を負うということになると考えております。

8番（市原隆生君） そこで、評価を受ける側の心境としましては、なるべく問題を抱える子どもの受け持ちになりたくないというような心もあるかもしれません。このようなことから、学級担任の配置のときに問題が発生しないのかどうか。また、あえて困難に向

かって頑張ってくれる人を正当に評価しなければならないというふうに思いますし、まかり間違っても、この子のために評価が下がったなんて思われるようなことになったら、何のための評価制度かわからないわけでありましてけれども、この点の心配についてはいかがですか。

学校教育課長（寺岡悌二君） お答えいたします。

困難な子どもを抱える学級担任を避けたりすることで、教職員間の人間関係がうまくいかなかったり、学校が活性化しなくなれば、子どもたちによい影響を与えないと思います。そのような状況が発生しないよう、学校と十分連携を図りながら対応していきたいと考えているところであります。

8番議員さん御指摘の事項以外にも、学校からの不安な声を聞いておりますので、県教育委員会にも十分伝えてまいりたいと考えているところであります。

8番（市原隆生君） さまざま心配する点がありますけれども、本当に子どものための、最終的には子どものための評価制度であっていただきたいというふうに思います。子どものために、どういい制度にできるかということをしっかり考えながら運用していただきたいというふうに思います。このことをお願いしまして、この項目を終わらせていただきます。

では次に、障がい者福祉の拠点としての亀川ということで、お尋ねをしてまいります。

亀川駅につきましては、今年度末には大体自由通路、東西自由通路、障がい者の方がエレベーターで上がり、線路をまたいで東西自由に往来できるという、こういう通路が完成をするというふうに聞いております。周辺の皆さんはもちろんでありますけれども、特に障がい者の方が本当に待ちに待った開通だというふうに思っております。しかしながら、着地地点ですね、東西の着地地点の整備につきましては、今回の衆議院選挙で政権が変わりまして、今まで進めてきたことがそのままできるのかどうか大変不安に思っておりましたけれども、昨日の河野議員さんの質疑の中にもありましたけれども、もしかしたら難しいかもしれないというようなこともございました。一方でこの自由通路がやっとできるわけでありまして、障害者自立支援法の方で、2年後には太陽の家の授産施設がなくなるというふうに聞いております。これは、障害者自立支援法の経過措置が平成23年度で切れるということであるそうでありまして、多くの不安の声が、私のもとにも聞こえてきているわけでありまして。職場はそのまま、工場等はそこにあるというふうにお聞きしているのですが、外のアパートから通ってこなければいけないような状況になるということでありました。このことについて、障害福祉課としてどのように認識して、どのような支援が可能なのか、お尋ねをしたいと思います。

障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

御指摘のとおり障害者自立支援法の経過措置は平成23年度までであり、その後、施設を出なければならぬと不安に思う障がい者の方々の声を実際聞いております。別府市内における障がい者の入所施設は、農協共済別府リハビリテーションセンター、国立別府重度障害者センター、そして太陽の家と3カ所の施設があります。農協共済別府リハビリテーションセンター、国立別府重度障害者センターにつきましては、すでに新法に移行済みであるため、この問題はほぼ解決済みだと考えております。

多くの入所者、授産施設入所者217人が生活いたしております新法に移行してない太陽の家につきましては、障害福祉課では、移行計画について逐次報告を受けているところですが、太陽の家では、新体系移行後何人の障がい者の方々が施設を出て一般のアパート等に住むことになるのか、個別面談により現在調査中との報告を受けております。したがって、地域へ移行予定となる人数につきましても未確定ということでございます。

なお、この結果がまとまる時期につきましては、ことしの12月ぐらいということをお

聞きしております。

このことに関連してであります。障害福祉課においては、平成20年度に別府市障害者自立支援協議会において、別府市内の3カ所の入所施設の入所者に対し、障がい者の住まいに関するアンケート調査を実施いたしました。その概要につきましては、施設退所後どこに住みたいのか、またどのような住宅を希望されているのか、家賃はどれくらいなら支払い可能かという内容でございます。この調査の結果につきましては、回答者348人中138人、率にいたしまして40%の方が、別府市内に住みたいという回答でありました。また、住宅については138人中71人、51%の方がバリアフリー住宅が福祉ホームに住みたい、そして家賃につきましては、79%の人が2万円から3万5,000円が支払い可能という結果を得ております。ほとんどの身体障がい者の人は、低家賃のバリアフリー住宅を希望しているわけで、これを実現するためには市営住宅のバリアフリー化と福祉ホームの充実が必要となるわけでございます。この調査結果に基づき、別府市障害者自立支援協議会におきましては、建築住宅課との協議の場を持つことにより、新規市営住宅建設時の車いす専用住宅の充実や既存住宅の軽微な改修によるバリア等の解消について、現在調整を行っているところでございます。

8番(市原隆生君) そこで、今の答弁にもありましたけれども、老朽化した亀川住宅を建てかえるという計画をお聞きしておりますけれども、福祉のまちづくりという観点から、障がい者の方も多く入居できるような住宅にしてもらいたいというふうに思うわけでありまして、いかがですか。

建築住宅課長(川野武士君) お答えいたします。

亀川住宅は、福祉のまちという形の中で現在整備されておりますので、亀川住宅の建てかえにつきましては、そういった形の中で、車いす専用の住宅も含め環境整備も図りながら建てかえを行っていきたいというふうに考えております。

8番(市原隆生君) 方向としては、今御答弁をいただきましたけれども、時期的なことというのは決定した内容があるのでしょうか。いかがですか。

建築住宅課長(川野武士君) お答えいたします。

平成15年度に策定いたしました別府市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、現在建てかえや戸別改善、維持保全等を行っておりますが、亀川住宅につきましては、昭和40年代半ばに建設された古い住宅でございます。老朽化も進んでいることから、将来的には建てかえという方針で考えております。2階建ての旧簡易耐火建築物はかなり老朽化が進んでおりますので、政策空き家として位置づけ募集を行っておりませんが、現在のところ、まだ多くの方が入居されておりますので、建てかえ計画の時期等につきましては、現段階では未定でございます。しかしながら、次期建てかえ候補の住宅の一つでありますので、亀川住宅の建てかえ計画につきましては、福祉のまちという地域性を十分に考慮し、障がい者住宅のあり方や団地内の環境も含め、今後福祉保健部と協議してまいりたいというふうに考えております。

8番(市原隆生君) 2年後ということでは、ちょっと間に合いそうにもありませんけれども、そのような方向で努力をしていただきたいというふうに思います。本当にここはバリアフリーの歩道もできましたし、今バス自体もリフトバスの運行がされております。そして、今回の東西自由通路の完成、やっと周辺の整備も充実してきたのかなというふうに思っていたところでありますけれども、工場などは残るといふふうに聞いております。しかしながら、従来から本当に多くの障がい者の方が住んでおられました中心の施設がなくなるということで、今まで頑張ってきたことは何だったのかなというような気もするわけでありまして、できるだけ多くの障がい者の方がこの近くに引き続き生活できるように、何とか支援をしていただきたいということをお願いしまして、この項目を終わら

せていただきます。

次に、子ども市議会での質問ということから、観光についての質問をさせていただきたいと思います。

ことしも7月27日に第7回になりますけれども、子ども市議会が開会をされました。子どもの目線から、大人がなかなか気がつかないことの質問が多くされたわけでありませけれども、その中から特に観光にかかわる質問で私が感じたことについて、質問をさせていただきたいと思います。

質問の中でこのような内容がありまして、別府は、温泉が全国でも有名で、私も遠足で地獄めぐりをしました。想像していたよりも種類が豊富で、こんなにあるのだとびっくりしました。色や様子にそれぞれ特徴があるので、おもしろかったです。また、ユニークな名前の地獄もたくさんあり、その名前の由来も興味深いものでした。私は、このすてきな地獄めぐりを観光客や地元の人にもアピールして、楽しい経験をしてほしいと思っています。地元の小学生にも遠足や社会見学を通して、自分の住むまちにこんなすばらしいものがあることを知ってほしいというような質問をされたものがありますけれども、現在、別府市の小学校の社会見学で地獄めぐり、小・中学校で社会見学に地獄めぐりをしている学校は何校あるのでしょうか。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

平成19年度と20年度の過去2年間でございますが、公立小学校15校のうち11校、公立中学校8校のうち4校が地獄めぐりを社会見学で体験しております。また、過去2年間で体験していない小学校のうち2校が、今年度になってすでに体験している状況でございます。

8番（市原隆生君） そこで、例えば小学校6年間在学中に1回は地獄めぐりを見学できるようにしているのでしょうか。いかがですか。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

現在、小学校2校が社会見学で地獄めぐりを体験していませんので、すべての児童が体験できる状況とはなっておりません。

8番（市原隆生君） できたら4年か5年生ぐらいの間で、6年生は修学旅行等ありますけれども、4年生か5年生ぐらいで地獄めぐりを体験できるようにしていただけたらいいのではないかなというふうに感じております。私ももう2回ほど、自分のところの子どもと2回めぐってまいりましたけれども、行くたびに新しい発見をして、本当に飽きません、子どもは行っても。別府の温泉が日本一だというのが、何か実感できるようなところがあると思います。お湯がたぎっているところとかを目の当たりで見られるのは、本当にあそこの中で見るすることができますしね。こういう日本一の温泉ということで子どもにも誇りを持ってもらえるのではないかなというふうに感じております。何よりもこういうところに行ってもらうことでさまざまな提言が聞けるのではないかと、今回の子ども市議会のように。このような提言が聞けるのではないかとというふうに思っておりますし、将来の別府観光について考えてもらう機会にもなるというふうに思うのですけれども、その点はいかがですか。

観光まちづくり課長（清末広己君） 今、議員から御提言がありました件につきまして、今後、教育委員会等と十分協議をいたしまして、市内の小学生全員が一度は社会見学で地獄めぐりを体験できるように努力していきたい、そのように考えております。大変貴重な御提言、ありがとうございました。

8番（市原隆生君） ぜひ、お願いをしたいと思います。

そこで……（「教育委員会が答弁しないか」、その他発言する者あり）いいですか。では、答弁がありましたら、お願いします。

教育次長（藤原洋行君） お答えいたします。

まず社会見学、小学校、中学校でございますが、当然、別府市の観光の目玉といたしますが、そういった地獄でございます。そういった場所について小学生、中学生、小さいころから十分知識を得ていただき、また認識していただくことも大事だと考えておりますので、早速学校現場とも協議をさせていただきたいと思っておりますし、また観光まちづくり課とも連携をとりたいと思っております。

8番（市原隆生君） ありがとうございます。そこで、一方である地獄で、施設の外にあるトイレの入り口に、「地獄めぐりのお客様専用のトイレです。部外の方は御遠慮ください」という看板が立っております、大分黒くなっておりましたので、もう数年そこに設置してあるのではないかなというふうに思います。これなどは浜田市長が進めるONSENツーリズムということから、こういうONSENツーリズムを理解していただけないのではないかなというふうに感じました。この話を課長にしたときに、どこの施設かお尋ねになったわけでありましてけれども、やはり担当課長さんは、別府で一番の観光施設でありますから、観光客の皆さんの気持ちをよく迎え入れているかどうか、別府市内の観光客の皆さんをその施設が気持ちよく迎え入れているのかどうかということ、現場に行ってみていただくということが大事ではないかなというふうに思っております。そして、別府観光にとって必要なことがあるならば、その施設に対しきちんと申し上げることが大事ではないかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

観光まちづくり課長（清末広己君） 何らかの事情や経緯があってそのような看板を設置していると思われそうですが、早急に調査をいたしまして改善方をお願いしていきたい、そのように考えております。

8番（市原隆生君） 市長もうなずきながら聞いていただいておりますけれども、どうぞよろしく願いをいたします。

もう1点。内容は読み上げませんが、剣道の全国大会に行かれたという子ども議員の質問がありました。アリーナのことでは触れられていたのですけれども、この点から、先日、中学校のバレーボールの全国大会がアリーナで開催をされたようでありますけれども、私も後で聞きました。以前にもこの議会で恐らく清成議員さんから指摘があったのではないかと思いますけれども、せっかく全国からスポーツの大会等で別府に来ていただいても、一部の関係者しか知らないということで、この別府の市民憲章にもありますけれども、「お客さまをあたたかく迎えましょう」といっても、知らなければ迎えないと思うわけでありまして。この点について、こういう全国大会等が別府で開かれているということ、いろんな方法で市民の皆様にお知らせすることができないのかどうか、お尋ねをします。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

先日のべっぴアリーナで行われましたバレーボールの全国大会につきましては、参加人員の多さ、それから大会規模の関係等で一般市民の入場が厳しいとの主催者側の判断がございまして、市民への周知をしていない状況でございます。それに関連しまして、現在、観光まちづくり課の方でスポーツコンベンションの情報誌を作成準備中でございます。今後は主催者の了解が得られるものであれば、この情報誌の中に、今のところ半年周期を予定しておりますが、開催カレンダーを掲載する予定でございます。この情報誌を出張所とか各公民館とかいろいろなところに配布いたしまして、情報発信に努めていきたい、そのように考えております。

8番（市原隆生君） 情報発信誌ということでありましたけれども、これはこの冊子を手にしていただく方しかわからないというものがあるかと思うのですけれども、市報等に載せていただくことはできませんか。いかがですか。

ONSENツーリズム部長（古庄 剛君） お答えさせていただきます。

大きなスポーツ大会等につきまして、イベントを盛り上げるため、またお客様を歓迎する、市民憲章にもございますが、「お客さまをあたたく迎えましょう」、こういう精神から広く市民に周知する、こういう観点から、今、市報に掲載したらどうかという御提案でございますが、私もこれはもう全く同感でございます。幅広く市民に周知すれば、これまで議員さんも御指摘になりましたように、情報誌だけではわからなかった、同じ競技をする生徒さんなんかにも市報であれば親御さんを通じて知るといようなことができますし、それを知れば、また事前に観戦に行こうかといようなことでお客さんを温かく迎えるという、こういう精神にも合致しますから、私といたしましては、この市報に掲載するということにつきまして、今までしてなかったということでございますので、関係各課と十分に協議しながら、前向きに協議していきたいというふうに考えております。

8番（市原隆生君） よろしく、お願いをいたします。

もう一つあります。こういう観光の質問に対して市長の答弁の中にあつたかと思うのですが、名勝指定ということで、別府の地獄が4カ所今回名勝の指定を受けました。この地獄に限らず追加できるものがあるのか、追加指定できるものがあるとするれば、それは可能なのでしょうか。いかがですか。

生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

地獄の名勝の追加指定につきましては、指定要件が満たされ、なおかつ所有者の意向等も十分考慮に入れながら、引き続き追加指定について取り組んでまいりたいと考えております。

8番（市原隆生君） そこでお尋ねをしたいのですが、この名勝の質問をするに当たり、課長といろいろやり取りをさせていただきました。その中でちょっと感じたことなのですけれども、この指定を受けるということというのは、そんなにハードルが高くないのでしょうか。いかがですか。

生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

指定要件につきましては、一定の基準がございまして、すぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては風致景観の優秀なもの、名勝的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なもの、芸術的あるいは学術的価値の高いものとなっております。具体的には、私ども、候補になる施設について文化庁の専門官が現地に立ち入って調査した後、一定の理解がなされた部分について詳細に詰めてまいるという作業になっております。もう一つは、最終的には所有者の方の同意が必要となるという部分でございます。

8番（市原隆生君） このやり取りの中で、いただいた資料によりますと、名勝も先ほどの遺跡・史跡も種別が違うということでありまして、同じような審査の過程を経て決定に至るといような印象を持ったわけでありまして、もっとも簡単なことではないというふうに思いますけれども、例えばさきに触れた鷹塚古墳、これも専門家も目を輝かせるような史跡の発掘になるのではないかというふうに聞いておりますし、国の指定をいただくということで国庫補助の対象になるというお話も先ほどありました。取得をする方向で努力をしてもらいたいと思うのですが、課長の決意をお聞きしまして、私の質問を終わります。

生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

実相寺の古代遺跡古墳群につきましては、今後、別府大学が今進めております学術調査の最終的な結果をもって国・県に働きかけてまいりたいと考えております。また、今ありました地獄の名勝の指定についても、追加指定について取り組んでまいりたいと考えております。

15番（松川峰生君） 大とりでございます。よろしくお願ひします。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、今、少子化が進む中、市内においても南・浜脇小学校並びに野口・北小学校が統合され、大分県においても高校改革の取り組みや平成5年の大分県学校教育審議会答申、大分県立高等学校適正配置等懇談会報告並びに大分県立高等学校の学校規模の適正及び学校・学科の適正配置のあり方についてを基本的な考えとして、今進められています。平成16年には、高校改革プラン検討委員会を設置して高等学校の再編成整備等についての検討を依頼し、その報告書等をもとに平成17年3月に高校改革推進計画を策定いたしました。この計画において、今後10年間の再編整備計画策定の基本となる再編整備指針を決定するとともに、平成17年から21年度を前期とした再整備計画を発表し、現在推進しているところと報告されています。平成22年から26年までの後期編成整備計画についても、前期と同様、再編成整備指針を基本に据えて検討することとしています。この高校改革推進計画の策定の中身は、今なぜ高校改革が必要なのか。その一つは社会の変化。それは情報化、規制緩和など社会の大きな変化に柔軟に対応できる教育が求められています。次に生徒の多様化。高校進学率が現在98%に達し、生徒の興味、関心、能力、適正、進路希望など多様化しています。三つ目が生徒の減少。ここが大きな問題ではなからうかと思えますけれども、中学生卒業者がピーク時の3分の1になって、学級数の少ない小規模校が多くなったということが挙げられています。

そこで、今回、この高校改革推進計画の中の後期再編整備計画に伴い、別府商業高校の将来のあり方について教育委員会教育長から諮問を受け、別府商業高等学校改革検討委員会を立ち上げ検討がなされました。それで、答申をした内容について、確認の意味で質問いたしたいと思いますが、まずこの検討委員会はどのようなメンバーで構成され、いつ立ち上げ、いつまで協議をされたのか、御答弁ください。

教育総務課参事（御手洗 茂君） お答えします。

別府商業高等学校改革検討委員会のメンバーは、別府市選出の県議会議員、市議会議員の代表、それから商工会議所、同窓会長、前別府商業の校長先生、それから現校長、PTA会長外13名で構成されております。

平成20年2月20日に立ち上げまして、教育委員会から県立移管についてと県立移管にかかわる条件についての諮問をしました。5回にわたって協議され、7月2日に教育委員会へ答申が提出されております。

15番（松川峰生君） 7月2日に答申されたということで、私は、今回この質問に対しましては、それ以後何も報告がないし、それ以後に情報もないということで、今回質問を上げさせていただきました。今ありましたように、まずこの答申で間違いはないかどうかを確認させていただきます。

まず一つ、大分県立別府商業高等学校として、できる限りの存続を要望する。できない場合でも、これまでの別府市立別府商業高等学校卒業生の県内産業界への貢献度は多大なものがあることから、別府市に商業系の学科及び定員枠を確保すること。

二つ、別府市内中学校卒業生の将来の進路保障のため、公立高校の定員枠を確保すること。

三つ、土地、建物、その他備品等すべて県に無償譲渡することが望ましい。

四つ、他校との統合を検討する場合、県立別府羽室台高等学校との組み合わせについての検討を要望する。

五つ、国際観光温泉文化都市である当市にある高校として、特色ある学科またはコースの創設を要望する。

六つ、別府市立商業高等学校の伝統を尊重し、従来どおり市へのイベント等に積極的に

参加できる、地域に密着した高校となるよう要望する、ということで間違いはないかどうかお答えください。

教育総務課参事（御手洗 茂君） お答えいたします。

答申書は、平成20年7月2日、県立移管について、別府市立別府商業高等学校は県立移管を目指すべきであるとの内容の答申でございました。また、県立移管にかかる条件・要望につきましては、お話のありましたとおり6項目にわたり示されており、間違いございません。

15番（松川峰生君） これを受け、市長から知事に、教育長から教育長にということで要望書が提出されています。これは教育委員会からいただいていますので、読み上げません。大変ありがとうございました。

そこで問題は、この答申を受けて県教育委員会に要望書を出したと思いますが、だれがいつ出されたか、その中身について御説明をお願いいたします。

教育総務課参事（御手洗 茂君） お答えします。

別府商業高等学校の県立移管要請書は、平成20年7月11日、検討委員会の会長、副会長とともに県へ出向きまして、市長より県知事へ提出いたしました。また、同年7月15日に、市教育長より県教育長へ提出いたしました。

市長から知事への要請文書の内容は、市立別府商業は県下唯一の市立高校で、地元別府市の産業界に多大な貢献をしてきたが、施設の老朽化など、その将来のあり方については重要な課題となっていました。今回の検討委員会で十分な検討をいただき、県立移管を目指すべきであると答申を受け、県立移管が最善策であるとの結論から、県知事へ要請するといったものです。知事は、「県の教育長へ十分検討するよう指示します」とのお話をさせていただきました。

また、市教育長から県教育長への要請文書の内容は、平成20年1月に県立学校後期再編整備計画の素案で、別府地区の県立青山高校と県立羽室台高校の統合が発表された後、別府市教育委員会では、別府商業高校の将来のあり方について検討委員会を立ち上げ検討していただきました。検討委員会から、県立移管を目指すべきとの答申を受け、市長部局とも協議をし、県立移管をお願いすることが最善策であるとの結論に達しましたので、さきの後期再編整備計画の中に、整備計画の2校の統合再編計画の中に別府商業を加えた3校で検討した計画をお願いするといったものです。県教育長からは、「今後、事務局レベルで詰めた協議を進めたい」とのお話がありました。

15番（松川峰生君） 今、参事の説明の中で、知事は、教育長へ十分検討するよう指示したというふうに答弁いただきました。ぜひその辺のところも含めて、今後の検討課題にしっかりとこの要望書を伝えていただきたいと思います。

一つ心配するのは、市長から知事はいいのですけれども、郷司教育長から県教育長の小矢教育長にとあった中で、今県教委の中でいろんな問題があります。本当にしっかりと取り組んでもらわぬと困りますので、その辺はまた教育長にもお手数をかけますが、再度いろんなことをお願いしたいと思います。

そこで、県は、この要望書を受けてどのような対応をしてきたのか。また、市は、その後どのような対応をしてきたのか教えてください。

教育総務課参事（御手洗 茂君） お答えします。

平成20年10月に、1回目の県教委との協議を行い、後期再編整備計画の詳細について説明を受けました。平成21年1月に、2回目の県教委との協議の中で、県が示す条件の案の提示がありました。平成21年5月に、3回目の県教委との協議を行いました。県の示した条件について、市の考え方を示した修正案を提示し協議をしました。6月に4回目、8月に5回目と条件について協議を進めております。今後も、条件について協議を進

める予定でございます。

15番(松川峰生君) 確かにこちらから願う立場である以上、そういう気持ちが出てくるかもわかりませんが、先ほど要望書を読み上げましたように、全員の今回この要望書が出るまでには、当然教育長も参事も御存じのように大変な議論と、それからみんなにいろんな、特に7番議員も、それから16番議員も議会で質問されたと思います。すべて含めて、昭和32年にこの市議会で議決された商業高校であります。62年の伝統と約1万3,000人の卒業生、その思いがこの要望書に入っていると思うのです。今、それを皆さん大変不安視をいたしております。これは先ほど私がお話ししましたように、その後の報告その他がないので、協議中でなかなか話せない部分もあるかもわかりません。しかしながら、しっかりと受けとめてその皆さんの気持ちを、折衝する場合しっかりと踏まえて取り組んでいただきたいと思います。

この県の後期再編計画を見ますと、まず県立移管にできる場合とできない場合とありますけれども、ひとつ私が心配するのは、万が一一緒になる場合、平成27年度に新設校、1年生の募集を行います。それで別府商業、青山高校、羽室台高校は募集は停止になります。そこで、要は普通科は、現在の青山高校の方で授業を受ける。当然羽室さんの方から来る英語科、それから要望にありましたように商業科は現在の別府商業高校の敷地内でやるしかないのですね、現状は。一番いいのは、新しい校舎ができることが一番いいのですね、現状はまだ県はそこまで出てないと思うのです。そこで問題は、別府商業高校の校舎の中にまだ別府市立商業高校の子どももおるわけですね。あの中に県立高校の子どもと別府商業高校の子どもが混住するというところに今のままではなることになると思います。その辺のところを市教委としてはしっかりと受けとめて、そのお考えを聞きたいのですが、いかがですか。

教育総務課参事(御手洗 茂君) お答えいたします。

市教委といたしましては、平成27年から現在の県立2校と市立別府商業1校、さらに新設校が同居することの難しさを県に説明を求めてきました。まだ具体的な方法を詰めることはできておりません。

なお、条件の内容につきましても、検討委員会が答申をいただきました六つの内容について県に示し協議を進めておりますが、まだ協議段階ですので、具体的などころまではお話ができませんが、御容赦願いたいと思います。

15番(松川峰生君) 今、参事から答弁をいただきましたけれども、今、協議中ということで、しっかりと、先ほど申し上げましたけれども、別府市のこの高校、半世紀以上続いた高校がなくなるということですから、それを踏まえた中、それぞれの青山さんにしても羽室さんにしても商業高校にしても、思いがあると思うのです。例えば、卒業生の中には遠くに住んで、ふるさと別府にはもう御両親がいないという同級生もたぶんおると思います。その中で、帰ってふるさとに何を求めるか。それは、やはり母校だと思えます。小学校、中学、高校。特に青春を送った高校時代には、そういう思い出がいっぱい詰まっています。実家はないけれども、高校の同窓会に帰ってくる。その学校がなくなる。こういう思いを必ず伝えていただきたいな、そう思っております。それはうちだけではなくて、当然青山さんも、先ほど申し上げましたように羽室さんも同じだと思うのです。こういうところの人間のかかわり合いが混じった学校。それぞれの伝統やそれぞれの学校の特色、そして思い出がいっぱい詰まったところ、こういうところは数字にはあらわせません。だけれども、そういう気持ちをしっかりと伝えていただきたいなと思っております。そこで、市教育委員会は、この県立移管に対しまして基本的な考えはどのようにお持ちでしょうか。御答弁ください。

教育次長(藤原洋行君) お答えいたします。

県立移管に対しての市教委の基本的な考え方でございます。まず、県立高校後期再編整備計画の中で、別府地区は別府商業高校の県立移管が成立した場合、平成27年度、青山高校、羽室台高校、別府商業高校の3校を統合した新設校の開校が予定されております。平成29年4月以降に県立移管するとなっております。基本的には県立移管を要望する立場ではありますが、子どもたちにとって最もよい教育環境が、できるだけ早期に整うことを第一に考えた条件で協議を進めているところでございます。この協議には、本年の4月以降、私も毎回参加させていただいております。特に2年でも1年でも県立別府商業高校として受け入れていただき、その後、統合校としての新設校をスタートしてほしい、これは市長の強い思いでもあります。これも、すでにお伝えしているところでございます。

なお、今後も引き続き県教委との協議を進めて、議会を含め市民の皆様により報告ができるよう頑張っていきたいと思っております。

15番（松川峰生君） 市長の方からも、そのような大変ありがたい要望をしていただいて、感謝いたしております。先ほど私が申し上げましたように、一つの学校の中で市立と県立の生徒と一緒に混住するというようなことで、子どもに精神的にどれだけの不安があるのかな、また保護者等がどれだけの不安があるのかなと考えたとき、しっかりとこの辺のところも取り組んでいただきたい、そのように思っております。

そこで、この別府商業高等学校の施設、私は県立移管するまでは責任を持ってこの別府市が管理するべき、当たり前のことですけれども、今大変心配しているところであります。特に中国の四川省の大地震、中国の中学・小学校を見てみますと、つくりが大変お粗末で、多くの子どもたちが亡くなったと報道されています。日本のレスキュー隊も行ったようでもありますけれども、なかなか捜査が自由にできなくて困ったという報道もされております。

そこで、この校舎の耐震補強。平成27年度までに完了したいと答弁されてはいますが、県立移管を進めることとはいえ、別府商業高校の生徒にとって安心・安全が第一です。決まるまでは、先ほども申し上げましたけれども、別府市で子どもたちを守らなくてはなりません。そこで、別府商業高等学校の建物の現状はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

教育総務課参事（末吉正明君） お答えいたします。

別府商業高校の建物の現状といたしましては、全建物棟数は9棟でございます。その内訳といたしまして、昭和56年以前建物が7棟、57年以降の建物が2棟となっております。

15番（松川峰生君） すべて、まだ耐震構造に一つもなってないということでしょうか。

教育総務課参事（末吉正明君） そのとおりでございます。

15番（松川峰生君） では、過去5年間の施設整備予算と校舎等の耐震診断の調査状況についてはどのようになっていますか。お答えください。

教育総務課参事（末吉正明君） お答えいたします。

平成17年度から今年度までの施設整備費の合計といたしましては、1億2,879万円となっております。また、校舎等の耐震診断調査の状況でございますが、平成7年度から9年度に管理棟、1、2号館、3号館の4棟の耐震診断調査を行っており、平成18年度には5号館、体育館、柔剣道場の3棟の耐震化優先度調査を行っております。

15番（松川峰生君） 校舎等の建物の現状では、昭和56年以前の建物が7棟あります。耐震診断及び耐震化優先調査を行っているとのことですが、県立移管を控えているとはいえ、教育委員会として今後どのように対応していくのかお伺いしたいと思います。

その前に、特に私が気になるのは、なかなか予算等の関係もありましようけれども、子どもたちがふだん使っている学習棟、特にそれから商業棟、これは常時子どもたちがおる

ところでは、この辺のところは大変気になっておりますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。御答弁ください。

教育総務課参事（末吉正明君） お答えいたします。

大分県教育委員会の後期再編整備計画では、県立移管がなされた場合、統合校の開校年度は平成27年度と発表されております。この県立移管が決定された場合、現別府商業高校の建物を含む利用計画が示されると思われませんが、教育委員会といたしましては、議員御指摘の別府商業高校の生徒に対しましても、安全で安心な教育環境づくりのため、次年度に向け耐震診断が未診断、未実施の校舎等につきましては、予算計上を行いたいと考えておりますし、議員御質問の校舎棟等につきましても、早速耐震化推進整備計画に早期に組み込んでまいりたいと考えております。

15番（松川峰生君） 建物については、これは先ほど参事が答弁いただきましたように、今、大分県の教育委員会と話を進めていると思うのですね。この中にも校舎の問題も別枠として話さないか、例えば県は実際はわからないのですけれども、別府市の方できちっとやってほしいのか、それとも県の方でやるのか。かといって待つわけにはいきません。別府市だけの費用で使ってやるか。もし話の中でそういう状況であれば、県の方もしっかりと話をいただいて、同じ税金ですから、そのところを別府市だけがすべて負担してやるのか、あるいは県も、その辺は話し合いですから、将来もし県立高校になれば自分のところが管理運営するのですから、今の時点では向こうは恐らく、別府市のものですから別府市でやりなさいと言うかもわかりませんが、話の枠の流れの中では県立に将来なるのであれば、その辺のところを踏まえてやはり話し合いを進めていただきたいな、そう思っておりますので、強い姿勢で、参事は臨んでくださいよ。これはもう引いた方が負けです。交渉とはそんなものだと思います。あなたならやれますよ。ぜひ、その辺のところをお願いしたいと思っております。

そして、やはり先ほども申し上げましたけれども、最後の最後まで優美を飾ってできる形。まだまだ29年ですから、今の状況であと8年あります。8年の中に何があるかわかりません。その保障はだれもできないのですね。あつた後では遅いのです。そのところをしっかりと踏まえて取り組んでいただきたい、そのように思います。

次に、その施設の中でもスポーツ施設の一部、学校プールについてお尋ねをしたいと思っております。

別府商業高校のプールの現状は、どのようになっていますか。お答えください。

別府商業高校事務長（廣石喜伴君） お答えいたします。

別府商業高等学校では、昭和40年3月31日、第21回国民体育大会の水球プールとしてできたものを現在使用しております。ことしは6月9日から6月12日までの4日間で水をプールに入れましたが、ろ過器がないため翌日に水が濁るので、注入管から一日じゅう水を出しております。また、プールが漏水しておりますので、1カ月で50センチほど水位が下がっております。

15番（松川峰生君） 間違いなく欠陥プールですね。1カ月で50センチ下がる。そういうプールは、私は見たことないのですけれども、それ以上下らないといいな、そう思っています。問題は、そのプールもあります。確かに老朽化いたしております。問題は、私も実際久しぶりに見てまいりました。プールサイド、子どもたちがたぶん授業で受けるでしょう、プールサイドのコンクリートが、普通の道路よりも悪いです。

そこで、事務長にお伺いしますけれども、そのプールサイドで歩いて子どもたちがけがをした例がありますか。

別府商業高校事務長（廣石喜伴君） お答えいたします。

生徒が歩いていて、足にけがをしました。間違いありません。

15番(松川峰生君) 今、プールサイドとプールの問題。しかしながら、大変莫大な費用がかかります。これを何とか費用のかからない方法ということで私も考えながら、打ち合わせのときに担当課と、末吉参事とお話をしましたけれども、実際別府商業高等学校では、このプールの水道光熱費の経費は、今どのくらいかかっていますか。19年度、20年度、21年度を、わかればお尋ねしたいと思います。

別府商業高校事務長(廣石喜伴君) お答えいたします。

水道光熱費は、19年度においては98万1,612円、20年度においては70万8,088円、21年度については53万1,920円となっております。

15番(松川峰生君) 議長にお願いして、写真がありますので、教育長さんにお見せしてください。(教育長に写真を渡す)

ところで参事、末吉参事、プールの色は何色ですか、普通。

教育総務課参事(末吉正明君) お答えいたします。

通常、プール内は塗装を施しておりますので、水色に見えます。

15番(松川峰生君) 塗装しなくても、大体水色なのです。問題は、今、教育長さんの手元に、それが別府商業高校のプールの色の現状です。そこに14日にブルーになっていると思います。それから、15日に水中カメラで撮っています。濁度を見てください。それから17日。もう色がだんだんグリーンになっています。水中カメラでそれを撮っています。要は、子どもたちはその色のプールで授業を受けています。そして、高校生ですから、恐らく昔で言う水中眼鏡はつけてないと思います。裸眼、つまり裸のままプールに潜って、その水の中で目を開けるのですよ。

実は保護者の一人から、女の子なのですけれども、グリーンで泳ぐのは自分としては大変あれなのだけれども、この授業を受けないと補講があるからという話を聞きました。その最大の要因は、プールにろ過器がないからです。ないところは商業高校だけでなく、ほかにもあるかもわかりません。ろ過器さえあればそういう状況にならないのですけれども、現実としてはその費用が今、事務長からお話がありましたように、19年度は98万、20年では70万、21年では52万。先ほど水道局の方に、忙しいのですけれども、ふだんの普通の家でどのくらい水を使うかちょっとお聞きしたのです。一般的ですけれども、4人家族の1カ月の使用水量は25立方メートル、費用でいきますと約3,700円。2人家族の場合、御主人と奥様ということで約1,700円。例えば4人家族の3,700円で割りますと、321カ月分です。26年かかります。それが1カ月でなく、そのようなものがどんどん1カ月で、プールにどこか切れ目があるからなくなってきているのです。80万なんといったら、夏休みだけですごい金額です。10年したら900万になります。ろ過器を買おうと思ったら買えるのではないかと思うのですけれども、なかなか難しいようにあります。

問題は、授業においてはあそこのプール、水球プールですから、50センチなくてもできると思います。要は満タンためたときに、あれをどこが悪いのか調べるのは、担当課に聞いたら大変厳しいということで、漏れないようにビニールの、大変専門的なのですけれども、簡単に言うとビニールのプールみたいなやつがあるわけです。それを壁に接着するとそういう状況があります。それから、プールサイドは、あれを全部コンクリートできれいにすると、これも費用がかかります。だったら、あそこにマットを1メートルぐらいで1周ずっとしたら、安い経費でできるのではないかと、そう思いますけれども、私は個人的にはもっといい方法は、せっかく2巡目国体で立派なプールが青山にできました。このプールを子どもたちに使わせてあげたいな、そう思います。

そこで、一応青山プールを使ったらどういう状況になるのかということをお尋ねしましたので、事務長、内容について説明をしてください。

別府商業高校事務長（廣石喜伴君） お答えいたします。

市営青山プールの使用については、別府商業の先生、教務主任と体育教諭を交えて検討いたしました。実際に生徒の部活生を使いまして、学校の教室から市営青山プールまで早歩きで5分、通常の歩きで8分から10分で到着いたしますが、男子の着がえで5分、女子の着がえで10分から12分、整列・点呼・体操に10分、入水までに約30分かかりますので、50分授業ではできません。6月から7月の水泳時期の授業措置に関しましては、教務主任から、カリキュラムを組む上で難しいとの意見でございました。

15番（松川峰生君） ということは、今のプールでまだしばらくは使わなくてはいけないという状況ですね。すると、今のままでは子どもたちが大変かわいそうです。もうそこまで老朽化すると、もう「かわいそう」しか言いようがない、やはりグリーンのプールで泳ぐということは、昔、私がまだ中学生のときはグリーンのプールでした。雨が降るとなるのです。仕方がないですね。カエル、アメーバが泳いでいました。当時、敬愛する水泳部の先生が、みんなで代表して、「こんなプールで泳げない」と言ったら、今も覚えています、先生が、「カエルやアメーバがおるということは、この中に悪い毒や虫がいないということだから、思い切って泳げ」。（笑声）上がったら、体毛にグリーンののりみたいなのが着くのですね。（笑声）大変なのです。雨が降る。それは室内ですと塩素を投下すればいいのですけれども、野外は入れても気温がどんどん上がってなかなか効果がない。ましてや土・日になりますと、先生がやはりお休みなのでそれをするのができない。その状況が、今、教育長さんのお手元にある状況です。水もやはり貴重ですから、これからしっかりとその辺を踏まえて……。さっき言いましたように、その費用が毎年要ったら、あそこのプールサイドに人工芝を敷いたらずっと安くなると思います。深さの50センチについては、消防の方で消防長さんに聞いたら、「問題はないですか」と言ったら、今のところ別がないということなので、その50センチの差については授業に支障はないと思いますけれども、しっかりと学校と相談をして、来年の夏に少しでも子どもたちがいい状況でできるようにしてあげたいと思いますけれども、いかがですか。

教育次長（藤原洋行君） お答えいたします。

いろんな御意見をいただきました。大変ありがとうございます。また、議員御指摘のプールに関しましては、改修方法等を早急に検討し対処していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

15番（松川峰生君） 今、次長から大変……、「早急に」ということなので、しっかりと打ち合わせていただきまして、来年どういう状況になるのか、また私も見に行きたいと思いますので、ぜひよろしく御検討いただければと思います。これで、この項の質問を終わります。

次に、市職員の各種競技の派遣に対する考え方についてお伺いしたいと思いますけれども、20年の大分国体、ことしの9月と比べて大変雨の多い国体でした。私がやっぱり感激したのは、市長さんを初め副市長さん、それから部長さん、市の職員の方が、ボランティアであの暑いのに毎日お見えになっていただきまして、特に野外プールですから、ある部長さんに、ある部長さん、今、水道局の局長さんですけれども、外におられましたので、「部長さん、よかったら中にどうぞ」、「いやいや、選手も暑いので、これも一つの経験でしょう」とおっしゃったときに、大変感激いたしました。本当に市の職員の皆さんのボランティアがなかったら、——当然、多くの中学生、高校生もお手伝いいただきました——あの大きな大会はできなかったのではないかな、そう思います。ましてや野外ですから、がんがん照りで、そして雨が降ると最悪コンディションでした。本当に感激いたしました。

そこで、現在職員が競技役員に行くときの市の考え方について、お伺いしたいと思います。

す。よろしく。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

スポーツの振興につきましては、市民が親しむ面から、また観光振興の面からも、それを積極的に図っていかねばならないと考えております。そのような中で、スポーツに精通した市職員が、本来業務との調整を図りながらそのような活動に積極的に関与していくことは好ましいことだと思っております。各種競技を円滑に運営する上でも必要な存在であると考えております。

15番（松川峰生君） これら大会に出るときの職員の対応は、どのようになっていますか。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

これまでこの対応につきましては、職務に専念する義務を免除し許可をしてきたところでございます。

15番（松川峰生君） 今まででは職免で許可をした。ことしからは、それがなくなったという御答弁ですがけれども、職務に専念する義務の免除についての考え方を教えていただきたいと思えます。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

まず、公務につきましては、住民の信託に基づくものであり、その費用は住民の租税負担によって賄われているものでございます。地方公務員法第35条には、職務に専念する義務として、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該公共団体がしなければならない職務のみ従事しなければならないとされております。このような中、職務に専念する義務の免除につきましては、法律に基づく場合は、例えば休職あるいは育児休業、また条例に基づく場合といたしまして、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、任命権者が定める場合のみ免除ができる事項が限定されております。

これまで、任命権者が定める場合ということで許可をしておりました。しかし、地方公務員法の規定を考えると、この派遣により参加することが果たして地方公共団体がしなければならない職務かどうか、また職員の職務と関連を有するか、職務を通じて得た学識・経験が活用されるものなのか疑義を生ずるところもあり、今回検討の結果、職務とは関係のない個人で行う競技や役員等として参加する場合は、職務に専念する義務の免除には当たらないという扱いをする旨、任命権者が定める場合の内容を充実させたところでございます。しかし、年次有給休暇での参加につきましては、職務に支障が出ない限りこれを妨げるものではありません。

15番（松川峰生君） 今、課長の答弁を聞きますと、任命権者で決まるということなのですけれども、実は問題は、そのことについて触れるつもりはございませんけれども、ことし、平成21年度別府市中学校体育大会水泳競技大会がありました。中体連といいます。たまたまこのプログラムがあります。これは、日程が6月16日、平日ですね。当然この大会には学校の先生を中心にこちらの市の職員にも所属長あてに教育長から来ております。各水泳関係者のところにも来ております。問題は、当然こういう状況にあるとは知らなくて、市の職員の資格を持った方たちがその場に行って、ことしは職免にならなかったということです。民間では、今大変厳しい状況にあります。その中でこういう大会に派遣するときは、基本的には大体中核以上の方たちが資格を有します。この方を派遣させます。当然職免になります。その方が大会に行ったら、その後が問題で、その方を埋めるためにアルバイトを入れなくてははいけません。民間が教育長の要請に応じてできる限り協力しようということで、全部職員を出しております。ところが市の方は、ましてや郷司教育長の名前で派遣が出ているにもかかわらず、これを今まで職免であったのができない。問

題は、事前にこれを教育長が知っておいたらこの問題はなかったのではないかな。つまり、ほとんど知らせないままに一方向的にこの職免の廃止をしたのではないかな、そう思うのですが、いかがですか。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

この件に関しましては、担当課といたしましても反省しているところでございます。

15番（松川峰生君） ぜひ、そのようなところも内部でしっかりとしなければ、やはりほかから見れば……。私は、今聞けばわかります。だけれども、行っているそれぞれの民間の競技役員の方たち、あるいは先生。学校の先生は、聞いたら知らなかったのですけれども、全部職免で出てくるのですね。だから先生はそういう状況にあります。その中で少し聞き取りをさせていただきました。これは別府市の職員の方ですけれども、別に水泳の関係者だけではありません。問題は、先ほど課長がもう謝っていただいたので、それ以上言うことはありませんけれども、中身が、事前に職免の取り扱いが変更になった旨の通知等が全くなかったため、職務に専念する義務の免除承認願を提出して承認される、大会直前で派遣依頼を断った職員もいたようですというふうに書いております。4番に、別府市で九州・全国規模の大会等が開催される場合も職員が派遣されないのか。もし仮にそうであれば、ONSENツーリズムの一環としてスポーツ観光を推奨している別府市として、対外的にイメージが悪いのではないかな、そういうふうに出ております。

大抵の競技は、普通土曜日・日曜日にやります、市内の競技は、学校体育は、たまたま夏休みにあったのではないかな、中体連の関係、高体連も。普通の大会は、土・日なので、金曜日が入るとなりますと、基本的にはレベルは九州大会以上です。九州大会、例えば九州中学、九州高校、九州学生選手権、あるいは国体とか実業団とかいうところになります。問題は、そういう大会は、水泳に限っては年に一、二回あるかないかぐらいのところなので、課長ね、検討するときにはやはりそういうところも含めて、これは中には恐らく私は個人的には、こういう状況をつくらざるを得ない理由があったのではないかな、そう思っております。それをあなたにお聞きしたけれども、なかなかそれは言えないことだと思いますけれども、何もなければ急にしたのではない、そう理解いたしております。しかしながら、さっき言いましたように、別府全体で取り組むときに市の方で、民間は出て市が出ないということはいかななものかと思う状況がありますけれども、先ほど、これから検討していただくということで、ぜひ市長部局で検討していただきたいなと思います。

そこで、この市が推進するスポーツ観光との関係はどのように考えておりますか。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

スポーツの振興につきましては、市民が親しむ面から、また観光振興の面からも、それを積極的に図っていかねばならないと考えております。そのような中で、市外から多くの選手をお迎えする競技会につきましては、その競技運営を地元の競技団体が主となって行わなければならない場合も多いことは、聞き及んでおります。スポーツが専門化している現状では、そのスポーツに精通した市職員が競技役員として参加することは、市としても好ましいことであり、市が推し進めておりますスポーツ観光の一助になると考えております。しかし、勤務時間中は職務専念義務を課せられているため、年次有給休暇を取得しないと参加できない現状につきましては、御理解願いたいと思っておりますが、この状況につきまして、適正な手段にどのようなものがあるのか検討したいと考えております。

15番（松川峰生君） 先ほど課長が答弁の中で、今回検討の結果、職務とは関係のない個人のライフワークの一環等として行っている運動競技や役員等として参加する場合は、職務に専念する義務の免除に当たらない、私もそう思います。個人的なことで、当然のことです。要はやはり大抵の大きな大会は、大分県教育委員会、別府市教育委員会の後援をいただいていると思います。何もなければ問題だけれども、こういう後援を出しておって

こういう状況がいいのかどうかも検討していただきたいな。そうしないと、後援を出しておいて、ましてや水泳の場合、実は今ほとんどタッチ板といって、つけば自動的にタイムが出ます。そのタイムの機械を扱い切る職員で、そういないのですよ。この職員が1人います。県水連で本当、何人か。この方たちがいないとあの機械は動きません。つまり公認大会は役員が資格を持たなければ、その記録は公認にならないのです。これは規則です。ほとんどの規則は、野球でも何でも皆オフィシャル、つまり資格者が国際連盟ではA級とか国内ではBと、そういう判断があるのではないかなと思っています。だから、中身において考えていただきたいな、検討していただければ、そのように思っております。

最後に、今答弁の中でやはりスポーツ観光、当然スポーツを誘致しているんなアリーナとか、そこでどんどん誘致をします。誘致をする、そして多くの選手が来ていただいて、また家族も。子どもたちが1,000人来ると、それについている御両親や親戚や、あるいは先生方が多く来ます。それもやはりスポーツ観光の大きなメリットだと思うのです。この辺について最後ですけれども、部長から一言御答弁いただければと思います。

総務部長（中尾 薫君） 議員が例として出していただきました職員のスポーツ大会、それからあとは文化振興、また地域活動等の社会貢献に対する人事当局の基本的考え方について、若干説明をさせていただきたいと思います。

今度の中体連の件につきましては、今、課長が申し述べましたが、基本的にこういうふうなサービス上の問題が職員の方からもいろいろ出たりします。それはなぜかという、まず行きにくいという職場の実情が職員にあるのではないかなというふうに考えます。それは、今さっき言いましたようにスポーツ観光推進、市民との協働といいながら、仕事が日々忙しいという中でなかなか休みづらい、行きづらいというふうなことがあるのではないかと思います。そこら辺につきましては、皆さんで、職場で応援する、頑張っている、ああ、御苦労さん、頑張ってきたさいという風土をまず一生懸命つくることが必要であります。そのためには、人事としては、評価につきましては、一番最初にはまずその職務をしっかりやれること、成果を出せることですが、そのための裏づけとなるのは、職場内でのチームワークであったりリーダーシップであったり、フォローシップであったりするわけですが、それともう一つは、社会とどうやって結びついているかということが非常に大切なことだと思います。特に市役所のような基礎自治体では特に大切なことであるかと思えます。そこら辺についてしっかりそれは大切なことですよということを、各所属長なりに理解をいただき、ぜひ頑張ってきたさいというふうなことが必要であろうかと思えます。

また、これは御意見もあるかと思いますが、現在、福利厚生の見直しをやっておりますが、その中でも地域活動の助成ということをやっております。そこら辺も踏まえまして、サービスの取り扱いもあります、全体としてどうバックアップできるかということをしっかりやっていきたいと思えます。

15番（松川峰生君） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思えます。これでこの項の質問を終わります。

最後の質問。市営墓地について、現在の使用状況と使用不明者の対応についてはどのようになっていますでしょうか。お答えください。

議長（野口哲男君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ会議時間の延長を行います。

環境課長（末延直樹君） お答えいたします。

現在の市営墓地5カ所の使用状況でございますが、使用許可数は、野口原墓地が約3,800基、鉄輪墓地が約230基、柴尾墓地が約1,200基、笹川墓地が約520基、亀川墓地が約450基となっており、市営墓地全体では約6,200基の使用許可をしております。また、市営墓地の中には使用者の死亡または市外転居等によりおられない、わ

からない方がおられますが、使用者の不明なものが多く存在する状況にあります。平成14年から野口原墓地を除きます各墓地の台帳に記載された使用者に対し、順次記載された住所あてに確認の文書を送付いたしております。確認作業で文書が届かなかった場合には、当該墓地に「市へ連絡をしてください」というふうな札をかけて、その連絡を待つような形になっております。調査・把握に一定の成果を上げているところではございますが、なお許可数の多い野口原墓地につきましては、本年度から確認作業に取り組むというふうな形で準備を進めております。

15番(松川峰生君) 問題は、申請をしてそのままの状態、たぶん昔はわからないけれども、今は恐らくきちっと契約をしているだろう、そう思うのですね。要は今、文書を送ってわからない、そして手続きをするけれどもわからない、そういうわからない方たちの対処はどのようにするのですか。お答えください。

環境課長(末延直樹君) わからない方たちへどういうふうにやっているかというふうな形ですが、先ほど申しましたように、現在建立されています墓地、それに札かけをして「市の方へ御連絡をしてください」という形での情報提供を受けるような形の態勢をとっております。

15番(松川峰生君) 私が一番危惧するところは、あらゆる手段をとってもわからない、もうずっとわからない。それをそのままにしておいて、たぶん野口原、今答弁の中でここは人気があるので順番待ちとか、そういうことになっているのだろう、そう思います。そこで、このまま放置をしたら、例えば申し込みを何年したらもう時効ですよという、まず、そういう決まりがあるのかどうか、それがいいのかどうか。なければどうするのか。この3点。

環境課長(末延直樹君) お答えいたします。

現在、その取り扱いについての規定が特にございません。それで、条例に放置墓地の取り扱いがございませんものですから、苦慮しているところでございます。現在、使用者の方、台帳に記載されている方等の御理解を得て、年限等の規定を設定していく必要があるのではないかと考えております。

15番(松川峰生君) これからやはり墓地の必要性はまだまだ多くなる、そう思います。内部できっちりとこれをしないと、もしかしたらどんどんふえるかもわかりません。今若い人は、先般ちょっとテレビを見ましたら、お寺離れ、それから仏教離れでもうお参りに行かないとか、私は1カ月に1回は必ず行くのですけれども、行かないというような状況があるやに聞いております。それを踏まえたときに、早急にこの件は取り組むべきではないかなと思います。

そこで、市営墓地の募集は今どのようになっているのか、また、申し込みの多い場所はどのように使用者を決定しているのか、御答弁ください。

環境課長(末延直樹君) 市営墓地の募集につきましては、現在、ここ数年毎年受け付け期間を定めまして、公募により募集を行っております。市報で募集内容をお知らせしているところではありますが、申し込みが多数となっております場合は、抽選で行っております。なお、随時の受け付けは行っておりません。

申し込み状況でありますけれども、平成19年度では全46区画の募集に対し141名の申し込みがありまして、28区画の貸し出しを行っております。平成20年度では全40区画の募集に対し134名の申し込み者、25区画の貸し出しを行っております。使用の申請、申し込みのない区画もあります。利便性の高い野口原墓地については、募集が集中するような傾向にございます。

15番(松川峰生君) やっぱ、場所によって大分温度差があるようにお聞きいたしました。なかなか、来たときに競争の少ないところも勧めてあげるのもどうかな。別府市

内ですから、車があればそんなに……。ただ、今お年寄り、お墓へ行くといいましたら、どうしても高齢者の方が多いと思いますので難しいかもわかりませんが、説明ぐらいはしてあげたらどうかな。

私が今回この質問を取り上げた最大の理由は、ある79歳のおばあちゃんから、おじいちゃんが亡くなってほとんど毎日行くそうですが、お参りに行ったら、自分のところの墓地に猫がふんをするそうです。前の課長さんにも御相談申し上げたのですけれども、これは何とかならんということで、あそこに猫いらずとかまいて、これをしたらどうだろうかとお話があって、それはちょっとお待ちください、担当課に聞いてみましょう。すると、なかなか。生き物ですから、難しい状況にあります。特に猫のふんは大変……におったかというとおかしいのですけれども、犬に比べて大変厳しいものがあります。そういう状況を踏まえて、今そういう市営墓地でその対応はどのようにとっておるのが、簡単に御説明ください。

環境課長（末延直樹君） お答えいたします。

市営墓地内における野良猫等の対策については、環境課においても大変頭の痛い懸案事項となっております。特に野口のお墓の敷地所にごみ集積所がございます。その付近において数十匹の猫を確認しておるところでございます。付近住民や墓参者からも、鳴き声だとか、先ほど議員さん言われましたようなふんについて苦情も寄せられております。この野良猫がふえた要因としましては、墓地ということで野良猫といいますが、子猫を捨てに来たりするような方がおられますとともに、また墓参者の方も含めてなのですけれども、野良猫にえさをあげるような方も多々おられるというふうな形の状況です。

それで、私どもも巡視して、たまにえさをやられる方を見かけるのです。そういう方に、こういうことをしてもらおうと困るといふふうな形での指導を行っているところですが、なかなか聞き入れてもらえない状況でございます。現在、えさやり禁止の看板、そういうものをそういうごみ集積所のそばに立てて啓発をしているところがございますけれども、今後につきまして、墓地内の巡回を強化して、えさを与えている住民に、野良猫の被害と住民の皆さんの苦情があるのだというふうなことを説明し、納得してもらえるように懇切丁寧にといえますか、説明を申し上げていきたいと考えております。

15番（松川峰生君） お墓は、前におる方たち、それから議員皆様も必ずいつかはお世話になるところです。その頭に猫がふんをするというような状況があったら、家族はどう思うか、そういう気持ちで取り組んでいただきたい、積極的に。なかなか難しいことがあります。今言ったように、一日あそこに担当課の皆さんが行くわけにはいきません。しかし、啓発はしっかりやっていただきたい、少しずつでもお話を。えさをやるから猫はほとんど、必ずそこに戻ってきます。そのえさをやる方が、そういうことをしないのが一番いいのだけれども、なかなか難しい。だけれども看板を立てたりして、いろんな状況の中で取り組んでもらうことが大事ではないかな。

それから私は最後になりますけれども、今後この犬のふん等の条例をぜひ検討していただきたい。課長の方にもその条例の資料を渡していると思います。これをしっかりと検討していただいて、こういう状況にならないように。どちらかというと、この条例はほとんど飼っている猫、犬ですけれども、一番やはり問題は野良猫、この対処。今後みんなでこれは、担当課だけでなく、あそこを通るときにそういう人がおったら、みんなで声かけてそういうことがないように。いつかやはり日本の祖先、皆さんの大事な方たちがあの中に眠っています。その思いを何とかしてあげたいなと思うところでこの質問を上げました。大変ありがとうございました。ぜひ、これをよろしく願います。

これで、私の質問を終わります。

議長（野口哲男君） これをもって、一般質問を終結いたします。

次に日程第2により、議第81号平成20年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成20年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

市長(浜田 博君) ただいま上程されました議第81号は、平成20年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成20年度別府市各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

何とぞ御審議の上、よろしく願いいたします。

議長(野口哲男君) 次に、監査委員から、各会計決算に対する審査意見の報告を求めます。

(監査委員・櫻井美也子君登壇)

監査委員(櫻井美也子君) ただいま上程されました議第81号平成20年度別府市一般会計・各特別会計の決算につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

平成20年度の一般会計及び各特別会計の総計決算は、歳入848億6,978万2,000円、歳出838億5,781万6,000円で決算されております。一般会計・各特別会計相互間で行われた繰入金・繰出金を控除いたしました純計決算額では、歳入810億5,753万円、歳出800億4,556万4,000円で、歳入歳出差引額は10億1,196万6,000円の黒字決算となっております。

なお、この純計決算額を前年度と比較いたしますと、歳入は20.9%、歳出は21.7%、いずれも減少いたしております。

次に、歳入歳出差引額から翌年度繰り越し事業に係る繰り越し財源を差し引いた実質収支について見ますと、一般会計及び特別会計の実質収支の総額は7億9,542万6,000円の黒字となっております。内訳は、一般会計では4億9,151万7,000円の黒字、特別会計では3億390万9,000円の黒字となっております。本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は5億6,525万6,000円の黒字となっております。

次に、地方財政統計上、統一的に用いられる平成20年度普通会計における財政指標を前年度と比較しますと、経常一般財源等比率は96.4%で0.6ポイント、経常収支比率は95.5%で0.2ポイント、財政力指数は0.647で0.004ポイント、公債費比率は7.2%で0.8ポイント改善されています。しかし、平成19年度の財政指標を類似団体平均と比較しますと、下回っている財政指標もあることから、今後とも各種財政指標に意を払い、長期的視点に立った財政運営に努めていただきたいと思います。

以上、決算審査内容につきまして概略を申し上げましたが、今後の行財政運営に当たっては、一般財源の大きな伸びが見込めない状況のもと、扶助費等の社会保障関係経費、広域市町村圏事務組合の藤ヶ谷清掃センター更新事業への負担等、財政需要は増加していくことが予測され、厳しい行財政運営を強いられることが懸念されます。したがって、より一層職員の意識改革を図り、基幹収入である市税及びその他の歳入を確保する施策を積極的に講ずるとともに、定員管理の適正化、民間委託等の推進、事務事業の見直し等を計画的に推進し、行政コストのさらなる削減に取り組み、今後、本格的な地方分権の時代を迎えるに当たって、健全で安定した行財政運営を期待するものであります。

終わりに、審査に付された決算諸表は、関係法令の規定に準拠して調整され、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と正確に符合し、適正なものと認められたところであります。

平成20年度決算の内容等詳細につきましては、お手元に配付いたしております「決算

審査意見書」により御了承賜りたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果についての報告といたします。

議長（野口哲男君） 以上で、議第81号に対する提案理由の説明及び各会計決算に対する審査意見の報告は終わりました。

これより質疑を行います。（「動議」と呼ぶ者あり）

15番（松川峰生君） 私は、この際、特別委員会設置に関する動議を提出いたします。

上程中の議第81号平成20年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成20年度各特別会計歳入歳出決算の認定については、その内容が広範多岐にわたるところから、質疑を打ち切り、その審査のため決算特別委員会を設置して重点的に審査を行うこととし、その委員の数及び人選については議長に一任することの動議を提出いたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（野口哲男君） ただいま、15番松川峰生君から、議第81号平成20年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成20年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定については、その内容が広範多岐にわたるところから、質疑を打ち切り、その審査のため決算特別委員会を設置し、これに付託して重点的に審査を行うこととし、その委員の数及び人選については議長に一任する旨の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、15番松川峰生君提出の動議は、可決されました。

ただいま設置され、議長に一任されました決算特別委員会の委員の数は8名とし、

2番	加藤	信康	君
5番	松川	章三	君
7番	長野	恭紘	君
8番	市原	隆生	君
10番	萩野	忠好	君
12番	吉富	英三郎	君
14番	平野	文活	君
15番	松川	峰生	君

以上8名の方々を御指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、以上8名の方々を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

あす11日から17日までの7日間は、委員会審査等のため本会議を休会とし、次の本会議は、18日定刻から開会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（野口哲男君） 御異議なしと認めます。

よって、あす11日から17日までの7日間は、委員会審査等のため本会議を休会とし、次の本会議は、18日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時10分 散会